

愛知学院大学

教養部紀要

第61巻 第3号

論文

- 岩佐 宣 明：デカルトによる心身区別の証明に関する予備考察…………… (1)
- 堀田 敏 幸：ベケット、殺害への意志…………… (17)
- 山野 明 男：長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅲ（2011年～2012年）…………… (35)

教育実践報告

- 虎澤 慶 太：Visual Basic によるプログラミング入門…………… (57)

翻訳

- 糸井川 修・中村実生：『ベルタ・フォン・ズットナー』シュテファン・ツヴァイク
…………… (73)

資料

- 川口 高 風・川口 高 裕：黄泉無著の「廿一代御朱印改参府日録」について…………… (176)
- 川口 高 風：「能仁新報」よりみた名古屋の仏教(六)
——明治二十八年八月～明治二十九年十一月——…………… (126)

デカルトによる心身区別の証明に関する予備考察

岩 佐 宣 明

1. 本稿のねらい

デカルトの実体二元論を擁護するという最終目標を遠方に見据えつつ、本稿はごく限られた課題を追求する。今回扱うのは心身区別に関するデカルトの証明本体ではなく、彼がこれに付け加えたある補足的な議論である。この議論は『省察』本文にももちろん登場するが（VII 85-86¹⁾）、もっとも簡潔なのは次のシノプシスの記述である。

精神と身体が実在的に区別された実体であることは同じ第六省察で、我々がいかなる物体も分割可能なものとしてしか理解せず、逆にいかなる精神も分割不可能なものとしてしか理解しないということから、確認されもする。実際、我々はいかに小さな物体にもその半分を考えることができるが、いかなる精神にもその半分を考えることはできない。したがって、両者の本性はたんに異なっているだけでなく、ある仕方に対立していることが認められるのである（VIII3）。

デカルトによれば、この議論はそれ自身、心身区別に関する独立の証明と解するに十分な内容を備えている（VII86）。そこで以下ではこれを、証明本体に対して、第二証明と呼ぼう。証明本体を差し置いてこれを取り上げることは異論もあろうが、ここには冒頭の最終目標を踏まえた戦略的理由がある。証明本体は、「あるものが他のものから区別されると私が確信するためには、一方を他方なしに明晰判明に理解できることで十分である」という原理から出発する（VII78）。だが繰り返し指摘されてきたとおり、この「明晰判明」という用語はそれ自身き

わめて曖昧である²⁾。とりわけ心身区別を前科学的な迷信か一種の宗教だと決めつけている我々の時代の多くには、この用語は好き勝手な主張を都合よく正当化するための呪文以外ではないだろう。

この点、第二証明は少なくとも表面的には、明晰判明といういわくつきの概念には何ら訴えていない。しかもそれ単体で独立した証明の体をなしており、その論証構造も、これまた少なくとも表面的には、非常にクリアである。そこで、証明本体に直接取り組んで困難な論争を蒸し返すより、まずは第二証明をそのものとして理解するよう試みたほうが生産的ではないだろうか。その成果が逆に証明本体のより良い理解にフィードバックされることもありえよう。というわけで、今回は第二証明をそれ自体として、証明本体からいったん切り離して考察する。ただし、このように視野を限定してさえ、本稿ですべての問題を扱うことはできなかった。残された問題については最終節で確認する。

本論に入る前にもう一点、心身区別の証明というデカルトのプロジェクト全体に関わる大きな事柄について注意を加えておきたい。二元論を迷信か宗教として学問的探究の領域から退ける現代的見方について先に言及したが、科学者や哲学者がこの見方を採用する背景には、遠くは行動主義心理学と実証主義哲学に端を発する、ある根強い共通認識が働いているように思われる。その一例として、近年脳科学の立場から自由意志論争に一石を投じて話題を呼んだリベットは、デカルト的二元論は客観的な実験によっては反証不可能であり、それゆえに非科学的である、と論じている³⁾。

なるほど、実体二元論を反証する客観的に観察可能な証拠とは何なのか、容易には想像しがたい。だが、たとえこのポパー的線引き基準を大枠で受け入れるとしても、だからといって観察の試練を経ない信念はすべて迷信か宗教だとするのは奇妙である。ピタゴラスの定理をかつて観察に基づいて支持した幾何学者はいない。それは幾何学者がこの現実世界ではなく、デカルトが「永遠真理」と呼ぶ必然性と不可能性の領域を探求するからである。この探求は実験観察ではなく概念の分析によって進められ、現実ではなく現実の限界を確定する。現実どんな図形が存在するかは幾何学者の問題ではない。だがかりに直角三角形が現実中存在するとすれば、その斜辺の二乗は他の二辺の二乗の和に等しくなければならない。デカルトが心身区別を主張するのも幾何学者と同じ関心からである。彼は、偶々この現実世界には物体でありかつ精神であるようなものは存在しない、と主張しているのではない。そんなものは存在しえない。これが彼の主張である。本稿が分析対象とする第二証明について言えば、このことは第二証明が物体や精神の「本性」をめぐる考察である点に示されている。本論で詳しく論じるとおり、心身区別の検証なり反証なりが実験的に行われえないことはデカルトから見れば初めから明白であって、というのも、そもそも思考不可能な事態は観察不可能だからである。

もちろん幾何学者が誤るように、永遠真理を探究する哲学者がその途上で誤ることも十分ありうる。ほんの数行の証明のうちに検討すべき多くの論点が含まれており、本稿ではすでに述べたとおり、そのすべてを論じ尽くすことはできなかった。今回ひとまず目標としたのは、第二証明で提示される推論について様々な形式化を試み、最終的にそれが妥当な推論形式に従っていることを示すことである。推論の形式化に際しては現代論理学の標準的な記号法を参考にしたが、これはあくまで参考にすぎない。一部に新たな記号法を導入したほか、各記号に内実を与えて反例の有無を判定するためのいわゆる意味論に相当する部分は、デカルトの用語法に即した独自のものをかなり非形式的な仕方で、自然な言語直観に依拠して展開している。論理学の方法論で一つの完全な形式体系を構築することはもとより意図されておらず、本稿の目的にはそれで十分だと考えているが、さらなる厳密化が望ましいことは言うまでもない。

2. 肯定／否定判断から可能／不可能判断へ

本題である第二証明の分析へと入っていこう。そこで提示されているのはひとまず、物体の本性と精神の本性に各々関わる二つの前提から、両者が異なる実体であることを結論として導き出す、次のような推論だと読める。

- [1] 物体は本性的に分割可能である
- [2] 精神は本性的に分割不可能である
- [3] 物体と精神は異なる実体である

この推論は論証として成功しているだろうか。とりわけまず、これは形式的に妥当な推論だろうか。一方、本性に関わる前提 [1][2] を一種の全称命題と捉え、他方、結論 [3] を同時に物体でも精神でもあるものの存在を否定する命題と理解すれば、上記推論の形式化としてすぐさま次のものに思い当たる。

- [F1] $\forall x(Ax \rightarrow Fx)$ (すべての物体は分割可能である)
- [F2] $\forall x(Bx \rightarrow \neg Fx)$ (すべての精神は分割不可能である)
- [F3] $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$ (物体であり精神であるものは存在しない)

[F1] と [F2] が含意する集合関係を図示すれば一目瞭然だが、この推論形式は明らかに妥当であり、このことはもちろん述語論理の標準的体系においても同様に示される。だがこの詭え

向きの形式化は、デカルトが第二証明で意図していたことの適切な形式化とは、じつは考えることができない。というのも、[1][2] はたんなる肯定判断と否定判断ではなく、様相を伴う可能判断と不可能判断であり、この点が [F1][F2] には適切に反映されていないからである。実際、“分割可能である”と“分割不可能である”を、単純に“F”と“ $\neg F$ ”のペアの一例とみなすことは、重大な誤りである。

これが誤りである最初の理由は、第二証明におけるデカルトの方法論的意図に関わるものである。確実な認識を得るための方法論上の問題として、たんなる肯定／否定判断に依拠した上の推論形式は、たとえ妥当だとしても、全知の神ならぬ人間がこの推論形式を実際に運用する際にはある独特の困難に遭遇する。たとえば、日進月歩の技術革新や商品開発の分野では今日の常識は明日の非常識だとよく言われるが、つい半世紀前まで人類のおそらく大半は次の推論を正しいものと思い込んでいた。

すべての甘いものは糖類を含む

すべてのノンカロリー食品は糖類を含まない

甘いものでありノンカロリー食品であるものは存在しない

ある種の人口甘味料の存在により、この結論が偽であることは現在ではよく知られている。類例は他にいくらでも挙がるだろうが、この例の教訓は、推論形式 [F1]–[F3] 自体は妥当でも推論の前提に誤りがあれば結論も誤りうるということ、そしてさらに重要なこととして、人間が現に手にしている知識はつねに部分的なものである以上、この種の誤りの可能性を完全に拭き去ることは原理的に不可能ではないか、ということである。甘いものをすべて調べ尽くした上でなければ、甘いものすべてに関する全称命題を疑いの余地なく正当化することはできない。だが明らかに、そんなことは原理的に不可能である。このいわゆる帰納的正当化の問題が立ち塞がる以上、心身区別の確実な証明というデカルトの目論見は完全には実現されない。

しかしここで、デカルトが第二証明で現に行っているように、“分割可能である”“分割不可能である”という様相的性質に訴えて、たんなる肯定／否定判断ではなく、可能／不可能判断を導入すれば、人間的知識の有限性を認めながら上のような運用面の困難を克服する道が拓けるかもしれない。実際、様相的性質を何かすべてのものに帰する全称判断を正当化するのに、関連するすべてのものを具体的に調べ尽くす必要はない。たしかに我々は甘いものすべてについて実験観察を行うことはできないが、しかしそれでもすでに、どんな甘いものも無味無臭であることは不可能だと知っている。なぜなら無味無臭の甘いものなど、谷のない山や内角の和が二直角でない三角形と同様、そもそも「思考不可能」だからである (cf., VII 66–67)。これ

に対して糖類ゼロの甘味料は、当時いかに夢物語であったにせよ、少なくとも夢見られる程度には思考可能だった。第二証明においてその二つの前提を支えるのも、まさにこれと同様の思考可能性をめぐる考察である。「我々はいかに小さな物体にもその半分を考えることができるが、いかなる精神にもその半分を考えることはできない」。

そこで、人類が甘みとカロリーの関係に関してかつて犯し、そして今なお他の多くの事柄に関して犯し続けているかもしれない誤りのパターンを、デカルトの第二証明に帰すことはできない。それが前提に据えるのは、程度の差こそあれつねに蓋然的な結論しか生まない、たんなる肯定／否定判断ではない。数学を愛し、蓋然性と確実性の距離にこだわり続けた哲学者を心身区別に導くのは、たんなる肯定／否定判断ではなく、可能／不可能判断である。むろんだからといって、思考可能性を頼りに様相的性質を何かに帰する全称判断がつねに無謬というわけではなく、第二証明の二つの前提が本当に真かどうかは別途検討されるべきである。いずれにせよ、第二証明の推論形式の明確化という本稿の関心からみて、可能／不可能という様相判断の導入が人間の認識論的制約に由来する宿命的欠陥の克服にかくも決定的に関わってくる以上、この点を反映しない形式化はデカルトの意図を適切に汲み取ったものとは言えない。

3. 様相判断導入に伴う問題

“分割可能である”と“分割不可能である”を単純に“F”と“ $\neg F$ ”のペアの一例とみなすことができない第二の理由は、推論形式の妥当性という問題にダイレクトに関わっている。実際、推論形式 [F1]-[F3] の“F”と“ $\neg F$ ”を単純に“ $\diamond F$ ”と“ $\neg \diamond F$ ”で置き換えて得られる次の推論形式 [F'1]-[F'3] は、もはや妥当なものとは考えられない。

[F'1] $\forall x(Ax \rightarrow \diamond Fx)$ (すべての物体は分割可能である)

[F'2] $\forall x(Bx \rightarrow \neg \diamond Fx)$ (すべての精神は分割不可能である)

[F'3] $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$ (物体であり精神であるものは存在しない)

[F'1]-[F'3] が妥当ではないことを確認するために、まずは対立的性質という概念を明確にしておこう。第二証明では、物体は分割可能だが精神は分割不可能であるという点に関して、「両者の本性はたんに異なっているだけでなく、ある仕方で対立している」と述べられていた。このようにたんなる差異ではなく対立が重要だとデカルトが強調するとき、彼の指摘のポイントはどこにあるのか。

第二証明では、ものが有する性質ともの同士の区別との関係が問われる。そこでまず思い当

たるのは、いわゆる不可識別者同一の原理である。この原理によれば、もし a と b が同じものであるならば、a の全性質を b がもち、かつ b の全性質を a がもつ。この対偶をとると、もし a の全性質を b がもたないか、b の全性質を a がもたないならば、a と b は異なるものである。こうして、ものが有する性質からもの同士の区別を導くのに利用できそうな条件文が、一つ得られたことになる。

とはいえ、この条件文はまだそのままの形では役に立たない。前節で見たのとよく似た認識論的制約により、人間には何であれ何かあるものについて、その全性質を知り尽くすことは不可能である。a と b 各々の全性質を網羅した上で両者を比較することができない以上、我々がたとえば a のある性質を b はもたないとみなすとき、それはたんに b に関して我々が知識不足なだけではないのか。ここでは詳しく追求しないが、この問題は、第四反論でアルノーが心身区別に関するデカルトの証明本体に対して指摘するアポリア、すなわち、ものが現に有しているもののしかし我々の有限な認識には隠されている諸性質をめぐるアポリアに、密接に関わっている (cf., VII 201-203) ⁴⁾。

だが実際に我々がもの同士の区別を知るのは、そうしたしらみ潰し戦法によってではない。「a の全性質を b がもたないか、b の全性質を a がもたない」という上の条件文の前件は、「a と b が共有しない性質が少なくとも一つある」とも言い換えられる。ところで、a と b が共有しえない性質は、当然ながら両者が共有しない性質である。そこで、a と b が互いに異なることを判定するには、両者が共有不可能な性質の一つでも探せばよい。具体的な方法として、まず互いに両立しえない性質のペア“F₁”と“F₂”を考え、a が“F₁”を b が“F₂”を所有していることを確認する。一つの同じものが“F₁”と“F₂”を同時に所有することは不可能なので、a と b は異なる二つのものだとしなければならない。

デカルトが第二証明の中で、物体と精神の本性はたんに異なっているのではなく対立しているのだと強調するとき、彼の念頭にあったのはまさにこの判定方法にちがいない。実際たんに異なる性質ではこの方法は使えない。“速い”と“小さい”、“黒い”と“賢い”などは異なる性質のペアだが、両立不可能ではない（速くて小さいもの、黒くて賢いものは存在する）ので、求める区別を得ることができない。ただ両立不可能な対立的性質のみがこの論証にとって有効であり、その一つの典型は、前節の推論形式 [F1]-[F3] におけるように、“F”と“¬F”という形式によって与えられるペアである。ただし、この形式を含意するペアならば、“身長170cmである”と“身長180cmである”、“寝ている”と“起きている”等々、様々なペアがそこには含まれる。おそらくデカルトにしてみれば、“延長する”と“思惟する”のペアも当然その一例に分類されるべきものだった。だがこれに対する頑なな抵抗を予想し、彼は第二証明である別のペアの提示を試みたのである。

さて、第二証明におけるこのある別のペアの提示という点に関して、再び本節冒頭に掲げた推論形式 [F'1]–[F'3] を見直すと、そこに示されているのは、このある別のペアを単純に“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”という対によって形式化できるとする見方である。だが実は、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”のペアを無条件に“ F ”と“ $\neg F$ ”のペアの一種とみなすこと、したがってまた、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”を無条件に対立的性質の一例とみなすことには、問題がある。次のような例を考えてみよう。

[4] すべての独身男性は妻帯者ではありえない $\forall x(Sx \rightarrow \neg \Diamond Mx)$

これは真であるように思われる。100回離婚歴をもつ独身男性を見たという報告は、ウソかホントかにわかには定めがたいが、妻帯の独身男性を見たという報告は調べるまでもなくウソである。これは [3] が真であることと何か関係がある。だが他方で……

[5] すべての独身男性は妻帯者でありうる $\forall x(Sx \rightarrow \Diamond Mx)$

これも [4] に劣らず真であるように思われる。自分に今心から愛し合える妻がいたならと独身男性が空想するとき、たとえこれが虚しい空想だとしても、空想が成立する以上けっして思考不可能ではない。このことは [5] が何らかの意味では真であることを教えている。さて、[4] も [5] もともに真であるとする、独身男性は全員、妻帯者でありえ、かつ、ありえない存在ということになる。これは要するに、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”が対立的性質ではないということであり、とすればこのことは、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”を対立的性質と見立てて結論へと到ろうとする推論形式 [F'1]–[F'3] にとって、致命的なダメージである。

[F1]–[F3] の自然な延長であると思われた [F'1]–[F'3] が妥当でないとする、可能／不可能という様相を伴う性質を用いて対立的性質を構成する、というデカルトの狙いどおりの形式化など、果たして可能なのだろうか。第二証明をよく読むと、彼は物体と精神の本性の対立について、「ある仕方では *quodammodo* 対立している」と、含みのある表現を用いている。この慎重な言い回しには何か理由があるのだろうか。結論を急ぐ前に、まずは上の問題をより深く理解しよう努めよう。

不可能性とは思考不可能性であり、逆に、可能性とは思考可能性であるとするデカルトの基本的アイデアを下敷きにして、[4] と [5] がともに真であるということ、我々が何かに様々な可能性を帰する際の考え方の違いとして、統一的に説明できるように思われる。ある個体がある様相的性質を有するか有しないかを判断するとき、われわれはその個体を頭の中で様々な変

容させ、その個体に関する多様な可能世界を思い描く。そして、この可能世界の開き方の違いによって、ある場合には [4] が、またある場合には [5] が、それぞれ真として理解されるのである。

一方で、[4] は、独身男性である任意の個体について、その個体が独身男性であるという縛りの中で可能世界を開く場合に、真だと理解される。独身男性であるという縛りは外すことなく、その制限内で個体がもちうる様々な性質を想像する。個体はじつに千差万別の性質をもちうるが、どの可能世界においても妻帯者であることはない。他方で、[5] が真だと理解されるのは、[4] を正当化する場合のこの縛りを緩めて、さらに広大な可能世界を開く場合である。そのいずれかの可能世界において、個体は結婚生活を送っている。

「○○であるかぎり」という日本語表現は、様相判断を下す際の条件となるこの種の縛りをかなりうまく言い当てており、これを次のように顕在化することで、[4] は真だが [5] は真ではないと言える場合があることを明確化できるだろう。

[4'] すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者ではありえない

[5'] すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者でありうる

[4'] と比べて [5'] はかなり不自然である。いずれにせよ、可能世界を開く際の縛りという上記の視点を明記するために、今後はこの日本語表現を採用しよう。対応する記号表記として、“A であるかぎり F でありうる” には “ $subA \Diamond F$ ” を、“A であるかぎり F でありえない” には “ $subA \neg \Diamond F$ ” を用いる。たとえば [4'] [5'] は各々次のように記号化される。

[4'] $\forall x(Sx \rightarrow subS \neg \Diamond Mx)$

[5'] $\forall x(Sx \rightarrow subS \Diamond Mx)$

さて、可能世界を開く際の縛りというこの視点は、可能／不可能という様相的性質のペアで対立を構成するという課題に、何らかの進展をもたらすだろうか。とりあえず思いつくのは、次の推論形式 [F''1]–[F''3] である。

[F''1] $\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond Fx)$ (すべての物体は、物体であるかぎり分割可能である)

[F''2] $\forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond Fx)$ (すべての精神は、精神であるかぎり分割不可能である)

[F''3] $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$ (物体であり精神であるものは存在しない)

だが残念ながら、この推論形式は妥当ではない。次の推論を見てみよう。

すべての成人男性は、成人男性であるかぎり妻帯者でありうる

すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者ではありえない

成人男性であり独身男性であるものは存在しない

この推論は [F''1]–[F''3] の形式を満たしている。しかもその二つの前提は、各々の縛りの下で、ともに真である。しかし結論が明らかにおかしいことは、現実を見ればはっきりしている。前提は正しいのに結論が間違っているということは、推論形式が妥当ではないということである。問題は、“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subB \neg \Diamond F$ ”では可能世界を開く際の縛りが異なる、という点である。可能世界を開く際の縛りが異なると、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”という二つの様相的性質はやはり適切な対立をなさない。ある男性がいるとして、彼が、成人男性であるかぎり妻帯者でありうるが、独身男性であるかぎり妻帯者でありえない、ということには何の矛盾もない。

ならば、物体にも精神にも適応できる何か共通の縛りを探してはどうか。なるほどたしかに、“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subA \neg \Diamond F$ ”は対立する。どんな独身男性も、独身男性であるかぎり妻帯者でありえ、かつ、ありえない、ということはない。そしてまた、物体と精神に共通の縛りを探すことももちろん可能で、たとえば物体も精神も（デカルトによれば）被造物である。しかし、「被造物であるかぎり」という共通の縛りで可能世界を開くと、今度は、すべての物体が被造物であるかぎり F でありえ、すべての精神が被造物であるかぎり F でありえない、そのような性質“ F ”とはいかなるものか、という別の困難が生じる。現に物体である任意の個体が、被造物であるという縛りを維持しつつ精神であることができ、その逆もまた成り立つことを考えただけでも、こうした性質の存在は疑わしい。

もちろん、共通の縛りで可能世界を開けば、すべての個体に一律同じ様相的性質が帰されるというわけではない。個体が現に何であるかとは無関係に、個体がまさに個体であるがゆえに、そこにはある種の差異が系統的に発生する。たとえば“ a の隣にある”という性質を考えると、 a 以外の個体はすべて、しかるべき縛りの下で開かれる可能世界のどこかでこの性質を満たすだろうが、 a 自身はいかなる縛りのいかなる世界でもこの性質を満たすことはない。こうしてたとえば、 b はある縛りの下で a の隣にありうる一方、 a は同じ縛りの下で a の隣にはありえない。これはたしかに“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subA \neg \Diamond F$ ”という対立的性質の一例であり、そしてもちろん、この場合 a と b は異なる個体である⁵⁾。

しかし、第二証明の二つの前提 [1][2] のような全称判断の場合、個体の個性ゆえに生じる

こうした差異は除外され、関連するすべての個体に共通に当てはまる様相的性質のみが取り上げられる。そしてこの共通部分に関するかぎり、共通の縛りで各個体に帰される様相的性質は、関連する個体が現に何であれ、つまり全称判断の主語が [1] のように物体であれ [2] のように精神であれ、互いに完全に同一である。あらゆる物体が被造物であるかぎりにおいて共通に有する様相的性質は、すべてそのまま、あらゆる精神が被造物であるかぎりにおいて共通に有する様相的性質であって、この領域で互いに異なる性質や、まして互いに対立する性質を構成することは不可能である。可能世界を開く際の縛りを異にしたまま、しかも“ $\diamond F$ ”と“ $\neg \diamond F$ ”という様相的性質のペアを利用して、対立的性質を正しく構成する道はないのだろうか。

4. 多重様相判断へ

ここでもう一度考えてみたいのは、分割可能性は物体の、分割不可能性は精神の、それぞれ「本性」である、というデカルトの主張である。この主張のポイントを、前節の最後に検討した [F'1] と [F'2] は的確に表現しているだろうか。とくに問題なのは、[F'1] の可能判断のほうである。じつは可能判断と不可能判断にはある重要な非対称性があり、そのために [F'1] ではデカルトの言いたいことが正確に伝わらない結果となる。

ここでまず、可能世界を開く際の縛りの強弱、という表現を導入しよう。たとえば、独身の成人男性という縛りによって、ある個体が独身の成人男性であるかぎりにおいてとりうるあらゆる変容を含む世界が開かれ、成人男性という縛りによって、同じ個体が成人男性であるかぎりにおいてとりうるあらゆる変容を含む世界が開かれる。可能世界を開く際の縛りとして、独身の成人男性という縛りは成人男性という縛りよりも強い。一般に、双方が類種関係をなす場合、種による縛りのほうが類による縛りよりも強い。そして、より強い縛りによって開かれる可能世界は、より弱い縛りによって開かれる可能世界の一部分をなしている。

さて一方、不可能判断は、個体が現に有するある性質“A”を縛りとして、不可能様相を伴う性質“ $subA \neg \diamond F$ ”を個体に帰する。この判断が真であれば、“A”によって縛られる可能世界のどこにおいても、個体が“F”を満たすことはない。それゆえこの場合、“A”よりも強い縛りの下で同じく“ $\neg \diamond F$ ”を個体に帰する不可能判断は、すべてまた例外なく真である。これを全称判断のケースで考えると、ある判断で主張される性質が“ $subA \neg \diamond F$ ”という不可能様相を伴う性質である場合、その判断が真であれば、“A”よりも強い縛りを用いて同様に“ $\neg \diamond F$ ”を主張する判断もまたすべて真である。たとえば「すべての成人男性は、成人男性であるかぎり、20歳未満ではありえない」という判断が真であるなら、「すべての独身の成人男性は、

独身の成人男性であるかぎり、20歳未満ではありえない」という判断もまた真である。

これに対して、“ $subA \diamond F$ ”を個体に帰する可能判断が真である場合、“A”によって縛られる可能世界には、個体が“F”を満たす世界も満たさない世界も両方存在する。それゆえこの場合、“A”よりも強い縛りによってこの可能世界の一部を取り出すと、そこには個体が“F”を満たす世界が一つも存在しないということが起こりえる。これを再び全称判断のケースで考えると、ある判断で主張される性質が“ $subA \diamond F$ ”という可能様相を伴う性質である場合には、その判断が真であっても、“A”よりも強いある縛りを用いて同様に“ $\diamond F$ ”を主張する判断が真であるとはかぎらない。たとえば「すべての成人男性は、成人男性であるかぎり、妻帯者でありうる」は真でも、「すべての独身の成人男性は、独身の成人男性であるかぎり、妻帯者でありうる」は真ではない。また「すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちうる」は真でも、「すべての正三角形は、正三角形であるかぎり、直角をもちうる」は真ではない。

可能判断の特徴をこのように明確化してみると、分割可能性を物体の「本性」だとするデカルトの洞察を [F'1] のように表現したのでは、いかにも不十分だと分かる。分割不可能な物体は不可能であると彼は主張する (e.g., VIII (1) 51-52)。現に物体である様々な個体について、たんなる物体という弱い縛りで可能世界を開くとそれらはたしかにすべて分割可能だが、しかしさらに強い縛りをいろいろ考えてみれば、物体のうちにも分割不可能な特殊タイプが見つかるかもしれない……。こんな保留付きの主張からはデカルトは程遠い。彼の主張は逆に、そうした特殊タイプを正当化するような可能世界の開き方など、いかにしても考え出すことができない、というものだろう。とくに可能判断に関して、この点をうまく汲み取った定式を練り直す必要がある。

デカルトが物体について主張したい意味での可能判断は、次のように多重様相を用いた一種の不可能判断として表現できるのではないか。

[1'] すべての物体は、物体であるかぎり、分割不可能であることは不可能である

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \neg \diamond \neg \diamond Fx)$$

不可能性を思考不可能性とするデカルトの基本的な発想を踏まえつつ、この多重様相的性質“ $subA \neg \diamond \neg \diamond F$ ”に理解可能な意味を与えていこう。まずは、 $subA$ という但し書きによって、この性質を個体に帰すことが正当かどうかを判定するために参照すべき可能世界は、“A”という縛りの下に開かれる可能世界である。ところで、より強い縛りの下に開かれる可能世界は、より弱い縛りの下に開かれる可能世界の一部をなす。そこで、より強い縛りを用いてより弱い縛りの下に開かれる可能世界からその一部を取り出す仕方について、様々な可能性が考えられ

る。たとえば、“人間である”という縛りの下に開かれる可能世界から、“成人男性である”という縛りを用いてその一部を取り出したり、“日本人である”という縛りを用いてまた異なる一部を取り出したりすることができる。

このようにして取り出された各々の部分的な可能世界は、その一々がまたそれぞれに個体に帰すべき様相的性質を決定する。例として、デカルトの意図を正確に反映しないとすでに論じた [F¹] の可能判断 $\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond Fx)$ を取り上げよう。この判断で“*A*”を縛りとして各個体に開かれる可能世界には、個体が“*F*”を満たす世界も満たさない世界も両方含まれる。そこで、“*B*” “*C*” がともに“*A*”よりも強い縛りだとして、“*B*”によって取り出された可能世界は“ $\Diamond F$ ”という性質を個体に帰する判断を正当化するが、“*C*”によって取り出された可能世界は逆に“ $\neg \Diamond F$ ”という性質を個体に帰する判断を正当化する、ということも起こりうる。たとえば、“二等辺三角形である”と“正三角形である”はともに“三角形である”よりも強い縛りだが、前者によって取り出された可能世界は“直角をもちうる”という性質を個体に帰する判断を、後者によって取り出された可能世界は“直角をもちえない”という性質を個体に帰する判断を、それぞれ正当化する。

さて、ここで多重様相を導入すると、可能世界を部分的に取り出す仕方の違いで生じうるこれら二つの事態を、うまく表現することができる。まず、“三角形である”という縛りの下に開かれる可能世界を、何らかのより強い縛りで部分的に取り出して、“直角をもちうる”という性質を個体に帰するある様相判断を正当化することが可能である。多重様相を用いてこれを次のように表現する。

[6] すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちうることがありうる

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond \Diamond Fx)$$

同様に、“三角形である”という縛りの下に開かれる可能世界を、何らかのより強い縛りで部分的に取り出して、“直角をもちえない”という性質を個体に帰するある様相判断を正当化することが可能である。多重様相を用いてこれを次のように表現する。

[7] すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちえないことがありうる

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond \neg \Diamond Fx)$$

要するに、二度登場する可能演算子のうち、内側の演算子は、取り出された部分的な可能世界によって正当化されるべき様相的性質を表現するために使用され、外側の演算子はそうした

可能世界の取り出し方が可能かどうかを表現するために使用される。[F''2] の不可能判断 $\forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond Fx)$ の場合を考察すれば、その意味がよりはっきりするだろう。この判断では、“B” という縛りの下に開かれる可能世界のどこにも“F” を満たす個体は存在しない。それゆえ“B” よりも強いいかなる縛りを設定しようとも、“ $\Diamond F$ ” を個体に帰する様相判断を正当化するような部分的可能世界の取り出し方はいない。それゆえたとえ、「すべての三角形は、三角形であるかぎり、四つの角をもちえない」が真なら、そこから直ちに次の多重様相判断も真となる。

[8] すべての三角形は、三角形であるかぎり、四つの角をもちうることはありえない

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \neg \Diamond \Diamond Fx)$$

多重様相に関する以上の解釈を踏まえて、物体が分割不可能であることは不可能であるというデカルトの発言を読み返してみよう。これはまさに、“物体である” という縛りの下に開かれる可能世界については、それよりも強い縛りで人間に思考可能ないかなる縛りをもってしても、“分割不可能である” という性質を個体に帰する様相判断を正当化するような部分的可能世界を取り出すことはできない、という意味だろう。そしてこのことを多重様相を用いて表現したものが、まさに [1'] にほかならない。分割可能性は物体の「本性」であるという、たんなる可能判断では表現しえなかった事柄の核心が、これによって明確な表現を得る。

こうして、デカルトの推論をその完全な姿で再現する最終的な形式化は、多重様相を用いた二つの不可能判断を前提にして構成される ([F'''2] は、上の [8] に倣って、[F''2] の含意を多重様相のかたちで表現し直したものである)。

$$[F'''1] \forall x(Ax \rightarrow subA \neg \Diamond \neg \Diamond Fx)$$

(すべての物体は、物体であるかぎり、分割不可能であることは不可能である)

$$[F'''2] \forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond \Diamond Fx)$$

(すべての精神は、精神であるかぎり、分割可能であることは不可能である)

$$[F'''3] \neg \exists x(Ax \wedge Bx) \text{ (物体であり精神であるものは存在しない)}$$

この推論形式 [F'''1]-[F'''3] は妥当だろうか。言い換えれば、二つの様相的性質 “ $subA \neg \Diamond \neg \Diamond Fx$ ” と “ $subB \neg \Diamond \Diamond Fx$ ” は、一つの同じものが両者を同時に有することがありえないような対立的性質だろうか。背理法を用いて考えよう。前提 [F'''1] と [F'''2] がともに真であるにもかかわらず仮に結論 [F'''3] が偽であるとすれば、つまり物体でも精神でもあるものがもし存在す

るとすれば、[F'''1]と[F'''2]のうちいずれかが偽となることを示したい。さて、物体でも精神でもあるものが存在する可能なケースは、次の三つである。

- a) 精神は類、物体はその種である
- b) 物体は類、精神はその種である
- c) “物体である”と“精神である”はたんなる差異的性質である

c)のたんなる差異的性質とは、たとえば“空を飛ぶ”と“赤い”のように、互いに類種関係にはない性質である。したがって当然、空を飛ばない赤いものや、空を飛ぶ赤くないものが考えられる。物体と精神の関係もこれと同じだとすると、少なくとも理論上は、物体ではない精神が存在しうる。これは二元論に一步譲歩した立場とも解釈できるが、この立場ではなお二元論に反対して、たしかに理論上は物体ではない精神も可能だがしかし現実には存在するのは物体である精神だけだ、とすることができる⁶⁾。対するデカルトの主張はこうである。物体である精神は理論上不可能であり、したがって現実にも存在しない。

さて、まずはa)の場合、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pは、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qの部分となる。[F'''1]より、Pは“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化する。PはQの部分なので、Qにより強い縛りを設定して部分的な可能世界を取り出すと、“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化するような可能世界を構成しうるはずである。だがこれは[F'''2]に反する。

b)の場合、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qは、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pの部分となる。[F'''2]より、Qは“分割不可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化する。QはPの部分なので、Pにより強い縛りを設定して部分的な可能世界を取り出すと、“分割不可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化するような可能世界が構成しうるはずである。だがこれは[F'''1]に反する（この論証において、[F'''1]に「不可能であることは不可能である」という多重様相が含まれることには決定的な意味がある。「可能である」に止まるたんなる可能判断では、取り出された部分的可能世界が不可能判断を正当化するという事態と矛盾せず、同じ論証を構成することはできない）。

c)の場合、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pと、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qとは、“物体であり精神である”という両者にとってより強い縛りの中で開かれる共通の部分的な可能世界Rをもつ。RはQの部分なので、[F'''2]が合意するとおり、そこには“分割される”という性質を満たす個体は一つも存在せず、ゆえにRは“分割可能である”という性質を個体に帰するいかなる判断も正当化しない。ところがRは同時に

Pの部分なので、[F'''1]が含意するとおり、そこには“分割される”という性質を満たす個体が少なくとも一つは存在して、“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化しなければならない。これは矛盾である。

5. さらなる課題

以上、デカルトの意図に忠実な第二証明の形式化を模索しつつ、それが推論形式として妥当なものであることを示した。しかしもちろん、これだけでは第二証明が論証として成功していることを示したことにはならない。ここにはまだ、大きく分けて二つの課題が残されている。最後にこの点を整理しておこう。

I) 推論形式は妥当でも、推論の前提に誤りがあれば結論の真理性は保証されない。そこで最初の課題として、物体と精神の本性に関わる第二証明の二つの前提が、実際に真であることを示す必要がある。一方で、物体は本当にすべて分割可能なのか。デカルトが原子の存在を否定したことは周知の事実だが、この原子否定説の意味と根拠を明確にする必要がある。他方で、精神は本当にすべて分割不可能なのか。原子否定説ほどまとまった記述はないが、これもまた晩年の『情念論』(XI351)に至るまで、デカルトの首尾一貫した主張である。まとまった記述が欠落している分、この主張の意味と根拠をデカルトの精神に関する理論全体との関係で説明する必要がある。

II) 第二の課題として、本稿では第二証明の結論を $\neg\exists x(Ax \wedge Bx)$ と形式化してこれを導く妥当な推論形式を考えてきたが、この形で得られる結論がデカルトの当初の要求を完全に満足しうるかどうかには、検討の余地がある。たとえば次の推論を見てみよう。

すべての独身男性は、独身男性であるかぎり、非婚者でありえないことはありえない
すべての妻帯者は、妻帯者であるかぎり、非婚者でありうることはありえない
独身男性であり妻帯者であるものは存在しない

これは推論形式[F'''1]-[F'''3]を満たし、しかも真なる前提から真なる結論を導く成功した論証の一例である。しかしこの結論が真であることは、ある独身男性が将来的に妻帯者になる可能性を排除しない。同様に次の推論も問題含みである。

すべてのアンパンは、アンパンであるかぎり、パンでありえないことはありえない
すべてのアンコは、アンコであるかぎり、パンでありうることはありえない
アンパンでありアンコであるものは存在しない

アンパンであるアンコ（やその逆）を作ることはたしかに不可能だろう。しかし、アンコなしにアンパンを作ることもまた不可能であり、アンコはアンパンの必要不可欠な部分である。それゆえ、本稿で取り上げた「物体であり精神であるものは存在しない」という結論それ自身は、物体と精神の関係について、一方が他方になる可能性や一方が他方の部分である可能性等々を、理論上否定するものではない。物体と精神の「実在的区別」を証明したいデカルトにとって、これは満足 of いく結論だろうか。速断は禁物だが、かりにこの結論では弱すぎるということなら、結論を適切な形式にバージョンアップし、それに合わせて前提もさらに詳細に練り上げる必要がある。そしてその際には、先の課題 I) においてと同様、“物体” “精神” “分割” といった個々の述語の意味にまで分け入った分析が必要になってくるだろう。

注

- 1) デカルトの著作の引用・参照はすべてアダン・タヌリ版全集に拠り、その巻数（ローマ数字）と頁数を示す。
- 2) この点に関する明確な指摘は、歴史的に少なくともライプニッツにまで遡ることができる（G. W. Leibniz, *Meditationes de Cognitione, Veritate et Ideis*, Gerhardt (ed.), *Die Philosophischen Schriften*, IV, p. 425.）。それから約三百年の後、デカルトによる心身区別の証明は現代でもなお真剣な検討に値すると主張する解釈者でさえ、結局ここには相変わらず困難を認めざるをえない（M.D.Wilson, “Descartes: The Epistemological Argument for Mind-Body Distinctness”, in *Noûs*, vol. 10 (1976), p. 8, p. 14.）。
- 3) B. Libet, *Mind Time: The Temporal Factor in Consciousness*, Harvard Univ. Press, 2004, pp. 2-7. (邦訳/ベンジャミン・リベット、『マインド・タイム』、下條信輔 [訳]、岩波書店、2005年、pp. 2-8.)
- 4) この点は今後の課題の一つとして、証明本体と、それを「確認する」とされる第二証明との関係を考える際の、有力な手がかりになりそうである。とくに、このアルノーの反論を中継点にして、証明本体が依拠する明晰判明性の原理と、本稿で論じられる様相判断との間に、何らかの関連が見出せるかもしれない。
- 5) むろん、ここでの a や b は貫世界的に同一の個体を指示する固定指示詞である。ただし、通常の固有名をこの種の固定指示詞と解しうるか否かをめぐる論争には、答えを保留しておく（cf. 飯田隆、『言語哲学大全III』、勁草書房、1995年、第6-7章）。
- 6) 実際これはいわゆる同一説の古典的主張である。e.g., J. J. C. Smart, “Sensations and Brain Processes”, in D. Rosenthal (ed.), *The Nature of Mind*, Oxford Univ. Press, 1991, pp. 169-176.

ベケット、殺害への意志

堀 田 敏 幸

一、理由なき殺害

殺人事件は物語作品にとって格好の材料である。というのも、殺人が人間社会において最悪の犯罪であるという以上に、他者を抹殺するという行為が一人の人間の人生を終焉させることで、その死者の魂が生き残った者の心の中に全面的に依託されるためである。殺人者は自分の犯した犯行の意味付けを行うと同時に、殺された相手の怨念までも自分の領分として抱え込まなければならない。彼は生存している自分と、死者の二人分の人生を生きていくことになる。彼は警察から追われる状況と、なぜこのような犯行を犯してしまったのかという焦慮の二重の拘束の中で、自身の行動を律しなければならない。彼は逃走のさ中であって、自分の犯行理由の正当性を自分に納得させる必要がある。その理由付けは、決して一回限りの納得では終わらないであろう。なぜなら、どんなに犯行が自分の側に正しいと意義づけるとしても、殺人という行為は正当防衛の場合を除いて、二度と償うことのできない犯罪であるからである。殺人者が自分の行為の不可避性に何度も立ち返り、思案することになる物語の中核がここに成立する。現実に行おうとして躊躇することになる殺人行為は、物語の中で実行されることによって、想像力の確固たる布石となるであろう。

ベケットの小説でも殺人行為は起こる。小説『モロイ』（一九五一年）は主人公であるモロイが放浪の末に自分の名前も忘れてしまったあげく、一人暮らしで数も数えられなくなった母親に会いに帰る場面から始まる。彼はその母親の部屋で、自分の過去の体験を物語ろうとする。彼の足は不自由になって、松葉杖を使わないと歩けない程に悪化している。彼は放浪の生活において食物はごく少量しか取らず、睡眠も徹夜は平気で、気休めに小石をしゃぶったりす

る。自転車に乗っていた時には、犬をひき殺したこともあった。そして、森の中の小屋にいたとき炭焼きだと名の男が入ってきて、一緒に小屋に泊まってくれという話のはずみで、不審に思ったモロイはこの男の頭に松葉杖で一撃を加え、踵^{かかと}で脇腹を蹴って殺害してしまう。この殺人事件はモロイが回想の中で語っていることであり、しかも森の中の他に誰も目撃者のいない見ず知らずの男の殺害なので、これ以上の物語的展開は起こらない。普通、殺人を小説作品で語るときには、殺人者と犠牲者の間には深い因縁が生じるはずである。ところがベケットの場合、殺人は見知らぬ者同士において出会いがしらに、しかも山中の人気のない状況で、動物的な保身本能のもとに発生するために、モロイはこれを不可抗力と見なして、彼の人生を強く拘束するものではないと考える。彼はこの殺害を、一時的な偶発事件として捉えるのである。

小説『モロイ』にはもう一人の主要な人物が登場する。それはジャック・モランという名前の探偵で、彼は放浪中のモロイを探し出し身辺を捜査するよう司令を受ける。彼はなぜか、この捜査に自分の息子を連れて旅に出る。そして、途中で息子が自転車を買いに行っている間に、身を寄せていた森の隠れ家にモランと顔のよく似た男が入ってきた。モランはこの男が誰か尋ねると、その男が自分の方へ手を突き出したように感じたので、彼に反撃を加えた。ところが、モランは彼をどのようにして殴りつけたのか、よく覚えていないと言う。少し後で彼は、見知らぬ男が頭から血を流して倒れているのを見つけたのだった。この事件も、先にモロイが森の小屋で炭焼き男を松葉杖で殺害した状況とよく似ている。他に誰もいない隠れ家に一人の見知らぬ男が入ってきたので、我が身の危険を避けるために相手を殺害したという、正当防衛的な事件である。ただ一つモロイの場合と違う点があるとすれば、それは語り手のモランがこの死んだ男の容姿について、彼自身と「顔のよく似た」人物と断っている点であろう。モランは殺害した後の男の容貌について、「彼はもう私には似ていなかった¹⁾」というように再度言及して、自分と男の関係を暗示している。

なぜ初めて遭遇した男の容貌について、自分と顔がよく似ている男というように断るのか。勿論、誰であろうと一番に興味を持っているのは自分自身である以上、出会った人物が自分とよく似ているなら、それが強い関心を引くことは確かであろう。しかし、文学作品の中で作者がそれを特別な理由もないのにそう規定するのは、単に容貌の相似だけに留まらず、他の点でも似通っているところがあるからに違いない。この作品の場合、モランはモロイを捜査すべく彼の行方を追っている。ただし何のためにモランがモロイを捜査する必要があるのか、作者は告げようとしな。第一部において母親を捜しているモロイが記憶喪失者という漠然とした存在であるように、モランの探偵としての職責の重要性も作品上からはまるで読者に伝わってこない。モランもモロイと同様に単なる放浪の旅に出ているだけのように感じられるし、息子を

同伴させているのも、まるでボーイスカウトであった彼に教育をほどこす為であるように見える。一体、モランは何のためにモロイを捜そうとするのか。彼自身が、モロイ捜索の確かな目的を知らないと言う。こういう状況の時に、自分に似た男を殺害するという挿話は何を意味するのか。

自分に似た男を殺す。これは見も知らぬ行きずりの男を単に殺したのではない。殺したのは自分に似た男、つまり自分自身を殺害したことを意味するのではないか。勿論、この殺害の時点において、モラン自身は殺した男が自分自身であることに気付きはしない。なぜなら、モランはこの殺した男を森へ引きずっていき、小屋の板切れを彼にかぶせてやると、そこを去ってまた旅立とうとする。彼はモロイ探索に再び出発するのであって、彼が何らかの苦境に陥ることは生じない。しかし、モランは確実に彼の一部分を殺害したのである。モランは自分の性格についてこのように言う。「私のような人間は、その逃走中においても、自分が何から逃れようとしているか忘れることはできない²⁾」。奇妙な性格付けである。というのも、モランは探偵であって、彼はモロイを追跡しようとしている。他人を追いかける職業の人間が何かから逃れようとしているというのは、物語の筋道として逆行していると言えよう。勿論、モランは自分の捜査の過程をこれが終了してから回想しているので、彼が探偵に相応しい気丈夫な男である必要は必ずしもない。だから、モラン探索と切り離して考えれば、彼にも心の内に逃走すべき何かがあって然るべきであろう。

モランは自分によく似た男を殺害した。彼には逃れなければならない何かがある。彼が逃走中の身であるなら、彼の追跡者を自分の身辺から追い払わなければならない。彼は今、探偵として一人の人物を捜査すべく、森の人気のない小屋で夜を過ごそうとしている。そこへ一人の見知らぬ男が入ってきた。その男は一体、何者なのか。彼の手が自分の方へ伸びた瞬間に、モランは危険を感じ取り、彼の頭に一撃を加えた。モランが殺害した男は、顔付きが彼に似たところのある者であった。彼は一体、何を殺したのか。自分の中にある恐怖を抹殺したのである。その恐怖とは彼が逃れなければならない何かである。その何かとは一体、何であるのか。それは何かに対し、逃走しなければならないと思い込んでいる気弱なモラン自身に他ならない。彼は自分の中に巣くう不安な自己を殺害したのである。

だが私には太陽を喜ぶ必要もないし、またそうすることも好きではない。暖かさと光とを渴望するエーゲ海人、私はその者を殺した、彼は私の中で早い時期に自殺したのだ。雨降りの日の青白い薄暗さの方が、より私の趣味に相応しかったのだ、[...]³⁾

これは探偵のモランではなく、母を捜すというモロイの言葉である。自分と顔付きのよく似

た男を殺害したのはモランの方であるが、主人公のモロイも同様に見知らぬ炭焼き男を殺害した。モロイと炭焼き男の二人に共通する特徴は何もないが、森の中の小屋に見ず知らずの男が入ってきて、防衛本能からとっさにその男を殺してしまうという条件は、モランの場合と類似している。モロイにもモランにも男を殺害する理由は我が身の保身ということだけであって、他に何か特別な犯罪理由があるわけではない。しかも、モロイもモランも回想の中でこの事件を語っていて、まるで夢の中でのことのようにその場限りの出来事として、それが二人の人生に深く後悔をもたらすことはない。モロイの炭焼き男の殺害もモランの場合と同様に、彼の内なる自己を死へ追いやったと理解することも十分に可能である。怨恨の伴わない殺人、これはその人物にとっての内なる分身を殺害したことを意味するであろう。母に会いに行くべく放浪するモロイとモロイを捜すべく孤独な放浪に終わるモラン、記憶喪失に陥ったモロイと逃走の恐怖を抱いているモラン、この二人は分身の関係にあると十分に考えられよう。

そうすると、エーゲ海人の話に戻るなら、暖かさと光を渴望するエーゲ海人を殺したとするモロイの言葉は、探偵のモランにも通用するであろう。暖かさと光を愛する人間を嫌う、これはベケットの作品全体に登場する主要人物の性格であるが、今問題にしたいのは、そのエーゲ海人をモロイは「殺した」とまず言い、そしてそのエーゲ海人は「私の中で自殺した」と続けている点である。一体、エーゲ海の陽光に満ち足りた人物はモロイに殺害されたのか、それとも自殺したのか。答えは両方ということになるろう。なぜなら、モロイは彼の中の陽光を好む自己を殺した、そしてその陽光を好む自己は、時を同じくしてモロイの中で自らを抹殺していたのである。他殺か自殺か。自分の中の分身ともいうべき自己を葬り去ろうとするとき、主体となる本人は分身を殺したと判断すべきか、それとも主体によって嫌われている分身は自ら自殺したと理解すべきか。人間の意識の中で起こる現象は、その行為者と被行為者の区別が明確でない場合が多い。この場合も分身を明確な他者と見なすのか、それとも自己の一部と見なすのかによって、他殺か自殺かの分岐点になる。恐らくモロイの場合、その両方の様態を捉えてまず他殺と見なし、続いて自殺と理解したものと判断できるであろう。

顔のよく似た人物を殺したというモランの場合、彼は他人を殺害したのか、それとも自分の分身にも等しい内なる自己を殺したのか。モランはこの出来事を回想の中で語っているが、その回想が夢での事件であるかのように不確実でもある。彼は分身を殺した、それはつまりエーゲ海人の場合のように、内なる自己の自殺というようにも理解可能なのである。人は自分の境遇や欲望によって様々な分身を作りだす。それは時に別の名前を与えられた人物として明確な人物像を描くこともあるが、多くの場合、名前も持たずに欲望、不安、悔恨として主体に付随する。これらのどれかが次第に肥大化して明瞭な姿を取るとき、それは分身として形成される。そしてこの分身を、主体は何とかして消失させようと願う。ところが、その人物の不安の

身代わりである分身を容易に追い払うことは、主体には不可能に近い。主体は分身を抹殺することを無意識のうちに選択する。自分で分身を殺そうとすることは自分の一部を殺すわけであるから、主体はこの殺人に気付かない。彼は分身である自己を殺すことを自殺と認識する。自己の分身を殺害することは、主体にとって自殺の一形態となり得るであろう。

小説『マロウンは死ぬ』(一九五一年)は『モロイ』に続いて執筆された作品であり、内容も両作品は似通ったところがある。マロウンはモロイ以上に足を悪くして這うこともできず、ベッドに横たわったきりで物語を書こうとする。彼はすでに死を意識しており、これまでも昏睡状態で生きてきたようなものだという。彼は無口な少年サボスカットの話などを語ったあと、精神病院に入院している老人マックマンについて話す。そして、ここで患者の世話をしている低脳な男レミュエルが、マックマンや他の患者を遠足でボート乗りに連れて行く。殺人事件はこの時起こる。レミュエルは持っていた斧で、透きを見てモーリスを殺害した。そしてすぐさま、もう一人の男アーネストも殺害した。なぜ、レミュエルは突然二人を殺したのか。その理由をマロウンは語ろうとはしない。他の人間と一緒にレクリエーションに来ているというのに、彼は敢然と殺人を実行した。この事件も、モロイやモランが森の小屋で見知らぬ侵入者を殺害したことと類似しているであろう。レミュエルの場合、被害者の二人は顔見知りであったこと、そして前もって殺害の凶器である斧を用意していたことがモロイやモランの場合と違うが、それでも理由もなく、突如犯行に及ぶという点は同じである。なぜ、このような残酷な死が起こるのか。マロウンが物語として自由に書いているためとはいえ、そう書かざるを得ないところが問題である。

マロウンは自分の語る言葉について、このように考える。「失敗して、慰められて、休息して、その後、私はまた始めた、生き、生きさせ、自分において、他人において、他人になろうとすることを。これはすべて何と嘘っぱちなんだ⁴⁾」。物語を書こうとする人間は、その作中人物について配役を決めなければならない。一人称で書くにしても、自分以外の登場人物が必要となる。この自分以外の人物を自身の性格の一部分として割り当てるのか、それとも誰か現実のモデルがいて、その人物を借用するのか。いずれにしろ、作者は主人公となる人物も含めて、物語の中で他人の生命を生きなければならない。作者は、つまりマロウンは、他人を物語の中で自分の分身として行動させることになるだろう。たとえマロウン自身と別の作中人物の間には何らかの違和感が生じ、作者がそれを「嘘」だと断じる場合が起こるとしても、作者は作中人物と自身との絆を断ち切りはしないだろう。そうすると、理由もなく他人を二人も斧で殺害に及ぶレミュエルというのは、何を意味しているのだろうか。マロウンはなぜ彼の物語の結末を、必然性のない殺人で締めくくるのだろうか。

物語作者は自分の分身とも言うべき作中人物を創り出す。しかし、その人物が作者自身の真

実を反映させていないと、気付く時がある。彼はその人物をどのように処理したらよいであろうか。彼の書く物語から病気なり事故なりによって、その人物を排除してしまえばよいとは思いつくが、それをまたどううまく構想するかが問われる。モロイやモランなら、旅の途中で森の中の小屋に侵入してきた人物を、正当防衛を装って殺害してしまうだろう。しかも、その被害者が彼に似た人物だと付言することによって、殺害の深い理由を隠蔽してしまうことも可能である。人間は自分の中に、出来れば捨ててしまいたい分身のような存在を抱えている。物語の作者にとってこの秘められた憎むべき人物を、姿が似ているというレッテルを貼ることで殺害にもっていくことは、十分な理由付けとなろう。エーゲ海人の太陽好きが性格に合わないとなれば、モロイならこの人物の殺害を自殺と言い換えることも辞さないであろう。作者は自作の登場人物に対して全権を保持している。ベケットの作品における理由なき殺害、これは彼の人生において恐怖の象徴となった分身を、密かに消去させようとする作者の意図であろう。ベケットは初期に執筆されながら、発表が一九七〇年になってしまった小説『メルシエとカミエ』の中で、分身の誕生をこう嘆いた。

この瞬間ごとに、人が生まれるような日もあるもんだ、とメルシエが言った。そうになったら、どこも下らない小メルシエであふれかえる。ぎよっとするよ、これじゃ、いつまでたっても、くたばれない。⁵⁾

二、自殺の失敗

モロイもモランも見知らぬ人間を容易に殺害することができた。しかし、犠牲になった人物はもしかしたら、小屋の中に潜んでいるこの二人を反対に殺すことも有り得たかもしれない。なぜなら、この二人こそ山小屋に無断で入り込んでいる侵入者であって、他人の権利を不法に侵しているからである。一体、どちらが殺人に関して正当と言えるであろうか。この場合、物語は主人公であるモロイやモランの立場から描かれているので、二人の状況や心理が優先的に動機として認められている。つまり、相手が自分たちの方へ攻撃の手を出そうとしたので、防衛的に殺害にいたってしまったのだと。これは二人の状況として止むを得ないことであろう。一方、二人の心理面から捉えると、見知らぬ男は顔付きが似ている男であった。その似ている男を殺すとモランが回想の中で語ることは、彼の殺した男が彼の分身であり、彼自身に他ならないことを暗示している。彼は自分自身の一部を殺害したのであり、自殺への第一歩であったのである。

自殺は他殺よりも恐らく困難が伴うであろう。なぜなら、殺す相手が自分となれば、自分へ

の憎悪と同時に愛着がある以上、これを実行するには相当の勇気と覚悟が必要となる。ベケットの戯曲『ゴドーを待ちながら』（一九五二年）に登場するエストラゴンとウラジミールの二人は、いわば自殺幻想に取りつかれている人物である。特にエストラゴンは、かつてデュランス川で投身自殺を図ったと言う。なぜ彼がそのようなことをしたのか、その理由は本人によって語られてはいない。この自殺話の直前で、エストラゴンが自分自身を一生キリストになぞらえてきたと話していることから、彼がキリストにならって殉教とまではいかないとしても、生きる価値をこの現世よりも死の世界に見出したというように理解もできる。いずれにしろ、彼は過去において自ら命を放棄することを決意したのであり、そして現在も「首をつってみようか？⁶⁾」と自殺への意志を先に持ちかけるのは、二人のうちエストラゴンの方である。ところが、彼は自殺への誘惑に誘われもするが、すぐにその困難さにも考えが及ぶ。エストラゴンは、「ゴゴー、軽い… 枝は折れない… ゴゴー、死ぬ。ディディ、重い… 枝は折れる… ディディ、ひとりぼっち⁷⁾」と言う。ここでゴゴーというのはエストラゴンの方であって、自分の方が死ぬと言っているわけだが、結果的には相棒のディディ、つまりウラジミールのことを考えて、自分一人だけが死ぬのは躊躇されると結論づける。

自殺は難しい。そこで考えつくことは他殺への願いだ。自分が死のうと思っているとき、自分で自分の命を絶つのはそれなりの苦勞がある。それにエストラゴンが川への投身自殺で未遂に終わったように、そして木の枝で縊死^{いし}をはかった場合、枝が折れて失敗するのではないかと憶測したように、自殺には失敗への危険が付きまとう。これを避けるためにも他人によって確実に死へと導いてもらう方が、死を願う者にとっては安心であろう。ただし、殺した側の者には法律上、殺人罪に問われるところが別の問題として発生することになるが。それはともかくとして、エストラゴンとウラジミールは絶えず死への誘惑に駆り立てられる。その手段は自殺が困難となれば、残るは他人によって死へと導いてもらう以外に方法はない。

エストラゴン： 為を思ったら、俺を殺さなけりゃいけないんだろう、他の奴と同じようにな。

ウラジミール： 他の奴って、どの？ どの奴だって？

エストラゴン： 何十億という他の奴らさ。⁸⁾

かつて自殺に失敗したエストラゴンは、他人によって死の世界へ送り届けて欲しいと願う。それは彼一人の望みではなく、何十億人という人間が希望したことであると言う。この多数の人間とは、ベケットの生きた時代が第一次、第二次世界大戦で大量殺人の行われたことと関連しているであろう。アイルランド人の彼自身も異邦のフランスにあって、ヒットラーのナチ政

権から逃れるべく南仏へと避難した。こうした戦争の犠牲者は勿論、自ら死を望んだわけではないが、エストラゴンの言葉には皮肉が込められていると言えよう。他人による殺害を必要とする者は、『ゴドーを待ちながら』の中では他にもいる。それは動物のような扱いを受けているラッキーで、主人のポゾーは、「こんな生き物を追い出すなんてことは不可能だ。為を思ったら、殺すしか仕方がない⁹⁾」と話す。ポゾーはラッキーを奴隷市場で売り払いたいと考えている。しかし、それよりも殺してやった方がラッキーの為になると彼は主張するわけだが、ラッキー自身にしたら自殺は勿論のこと、他人による殺害も望んではいないであろう。ポゾーはラッキーのことを、昔は優しくしたが、「今では自分を殺そうとしている¹⁰⁾」と話して、ラッキーの凶悪さに不安を抱く。ポゾーが必ずしも自分が殺される前に、ラッキーを殺した方がよいと考える訳でもなからうが、ラッキーの悲惨さや凶暴性をなくすには、やはり死が望ましいと思うのであろう。

自殺には確実に実行できるかどうか不安が付きまとう。他殺でもその保証はないが、犠牲者が前もって他殺の確実性を考えることは稀であろう。少し視点が変わるが、死の確実性についての話がある。それは悪事を犯した者が死刑にされることになり、その死刑が確実に実行されるかどうかという問題で、ウラジミールがこの戯曲の最初の方で話題に持ち出している。彼は言う、「二人の泥棒がいて、救世主と一緒に磔^{はりつけ}になったんだ。[…]ところが、一人は救われて、もう一人は地獄落ちだ¹¹⁾」。なぜ一人は死刑を免れることになったのか、彼はその理由を述べることはできなくて、彼の興味は更に進んで、二人のうち一人だけが救われた話を、その死刑の場に居合わせた四人の福音者のうち一人しか書き留めていないという点に移っている。泥棒の一人が救われた話と、福音者の一人しかこれを伝えていない話のどちらを、ウラジミールは強く訴えたいのか明瞭でないが、ここでのテーマとしては、一人の泥棒は救われ、もう一人は地獄に落ちたことが問題となる。

どうして死刑の現場に臨みながら、一人だけが命を救われることになったのか。同時に刑場にいたキリストは一旦は死したが、三日後に復活した。今、死刑が目前に迫っている。この場合、自殺しようと思つた人間にとってよりも、死の到来は確実である。しかも、もう一人の泥棒は実際、死へといざなわれた訳であるから、命拾いした泥棒にしたら、キリストの復活と同様の奇跡が起こったとしか思えないであろう。確実に実行されるはずの死刑が失敗に終わり、死は訪れなかった。これは自殺を考えようとしているウラジミールにとっては、見過ごせない重大事であるだろう。公衆の前で実行される死刑が失敗に終わるようなことがあるとすれば、個人が密に行う自殺の確実性はそれよりもはるかに小さくなる。一体、自殺は可能だと信じて敢行してよいものであろうか。ウラジミールにとって疑惑は深まるばかりである。そして、福音者四人のうち一人しかこれを書き留めていない問題に目を向けるなら、泥棒の死など

すぐ横で死刑になったキリストに比べれば、記述するに値しないと福音者に判断されてしまったのであろうか。そうだとすれば、キリストの神性にはほど遠く、むしろ泥棒の卑小性に近い浮浪者のウラジミールにとって、死というものが有意義であるのか、彼の心の中でこの気掛かりは消失しない。

ベケットの研究者、高橋康也と劇作家の別役実は、雑誌の対談でこう話した。「ただ違うのは芥川は自殺したけれど、ベケットは絶対自殺はしないでしょうね。[…]これは宗教的論理的禁止というよりも、効果がないからということでしょう」と高橋が言うと、別役が「芥川の場合はやっぱり、さっきいった図式で言えば、自然回帰という意味で自殺は救いになり得ますからね。ベケットの場合は自殺は救いにならないですよ¹²⁾」と受け答えた。ここで「ベケットは自殺しない」と言う場合、作家ベケット自身が自殺しないという意味であって、ベケット作品の登場人物が自殺しないということではない。しかし、ベケット自身が自殺しないことと作中人物が自殺しないこととは、相関関係にあると捉えられよう。なぜなら、作中人物は少なからず作者の習性を取り入れているものであるし、作品中においても登場人物が心中を試みる話はあるが、自殺には至らない。エストラゴンは自殺を図ったことになっているが、一応、失敗に帰したと語っている。しかも、ベケット自身は戦争の逃亡生活で死の危険に遭遇する場面があったらうに、自ら死を選ぶことは彼にとって論外であったらう。そして、ベケットの作中人物たちは、旅の途上で食物も小鳥ほどにしか摂取しない貧困の生活においてさえ自殺は考えないし、不必要なものは無しで済ますよう自分に命じている。歩けないくらいに膝を痛め、借財を負い、「もう人間であることに耐えられないだろう¹³⁾」と言うモランも、自殺までしようとは考えない。

しかしながら、『ゴドーを待ちながら』の世界は自殺する誘惑に満ちあふれている。エストラゴンとウラジミールは事あるごとに自殺へと駆り立てられる。なぜ、そうまで自殺に幻惑されているのだろうか。ウラジミールが「悔い改めたらどうだろう？」と聞くと、エストラゴンが「生まれたことをか¹⁴⁾」と応じる場面がある。誕生してしまったことを元に戻そうとするには、精神的に克服するしかないであろう。人間は誰も自分の意志で生まれてくることは出来ない。旧約聖書に出てくるヨブは神に向かって、「なぜ、私は胎内で死ななかったのか。腹を出てすぐ息絶えなかったのか¹⁵⁾」と糾問するが、彼の神への恐れこそ、人間の思慮だと反省する。しかし、ベケットの主人公たちが敬虔に神から救いを求めることには、素直になれない部分がある。ベケットは人が誕生したことの意味を、神に直接問いただすことはしないだろう。

自らの生存の意義を見出せない人間は、何かによって希望を与えられ救われることを希求する。どうして自分自身の努力によって生きる価値を見つけないのか、と問う人もいるだろう。

戦争の殺戮によって生存の悲惨さを見てしまった人間には、生きることの希望を見出すことが不可能なのか。人間の労働は原罪を背負った者の罰であって、生きる糧^{かて}ではあり得ないのか。ベケットの主人公たちは、生きることの意義を自らの力で発見する意欲を失っているように見える。彼らは何か絶対的な救世主を夢見るだけで、自らの行動によって人間の無為を改善しようと試みることに考えが及ばない。むしろその道化ぶりからは、ベケットが愛したベラックワのように、怠惰であることを至上の楽しみとしているようにも見受けられる。

ウラジミール： 明日、首をつろう。ゴドーが来ない限り。

エストラゴン： もし来たら？

ウラジミール： 俺たちは救われる。¹⁶⁾

「明日、首をつる」、それがこの二人に可能であろうか。今日、出来なかったことはまた明日においても、掛け声倒れに終わることは必然であろう。そして、「もし来たら、救われる」、これもとても真実とは思えない。会話の流れに合わせて、つまりゴドーが来ない場合の反対の内容となる「救われる」という言葉が、単に発せられただけのように響く。二人は真剣になって救われることを期待してはいない。それではゴドーが来ない場合、二人が秘めた心の底に隠し持っている考えは何であるのか。ゴドーが救世主としてやって来るとするなら、その救世主は二人にどのような言葉を投げかけ、どのような救助の手立てを施すことが可能なのか。それは、すでに劇中で言われた言葉の中に見出されるであろう。

三、ゴドーの意味

ベケットは『マーフィー』や『ワット』の傑作を書く前に、処女作とも言うべき小説『並には勝る女たちの夢』という一風変わった題名の作品を書いた。変わっているのはその題名だけでなく、内容においてもそれまでの小説の常識をくつがえすような奇想天外なものであった。ベケット自身、この小説の形態について、作品の中で持論を展開することも辞さない。彼はフランスの十九世紀の小説家で、「人間喜劇」の名のもとに社会の中で生きる個性的な人物像を描き出したバルザックに対して、批判の矢を向ける。ベケットはバルザックが作者としての絶対的な支配権を持って、彼の作中人物を思うがまま自由にあやつっていると主張する。ベケットは人物が作者の構想の中に整然と収められていることに、現実とはそぐわない意図が働いていると不満を述べる。こうした整合性の強すぎる方法を排除して、現実の不調和な偶然性を取り入れて書いたのがこの『並には勝る女たちの夢』という作品である。ただベケットの意気込

みとは相反して、いざ彼がこの作品を出版しようとする、出版社は見つからず一九九二年の死後出版となってしまった。

この作品の主人公ベラックワは怠惰を主義とする人物であるが、女性との関係において精神面を重視したために、恋愛がうまく進まない。彼はパリやダブリンなど舞台を変え、物語として一貫性を欠いた奇想天外な行動を取る。そんな中で美人にして知性があり、そしてブランデーを好むアルバという女性と恋をする。彼女は次のような考えの持ち主であった。「彼女は死ぬまで生きつづけるという耐えがたい伝統を呪った。肉体がもつ習慣の重苦しい憂鬱¹⁷⁾」。「死ぬまで生きつづけることを呪う」というのは、寿命が来るまで漫然と生きていることに嫌悪を覚えるという意味であろうが、無意味な死を避けようとするれば、自分の意志で生存期間を決定するしかない。そのためには、自分で自分の命を好む時に終焉させることになる。つまり、自殺を図るという方法である。彼女はこの小説において自殺することはないが、日々の生活という人間の生命の維持には強い不満を持っている。ちなみにベラックワはダンテの『神曲』の中で、臨終のとき自分の怠惰を改悛しなかったために、罰として煉獄前域で生前と同じだけの期間、待たなくてはならなかった人物である。彼の怠惰には、生きることは生活の義務を果たすことではないという信念が込められているであろう。

自分の生命の時間を自分で決定する。誰でもそれが可能なら望むところであろうが、生命を絶つとはいっても、それには自分の生命が無くなる寂しさがあるうえに、死の実行に対する危険が伴う。もし自殺を図り失敗した場合には、悲惨な状況に置かれることになる。自殺には死ぬだけの覚悟と勇気がいるのである。ベケットは『並には勝る女たちの夢』の出版を断念したあと、同じベラックワを主人公にした『蹴り損の棘もうけ』（一九三四年）という短編集を何とか出版できることになった。この小説は前作よりも作者の意見を控え、物語展開の分かりやすい作品としたものだった。この中に「愛と忘却」と題した一編があり、ベラックワはルビーと恋仲になる。ところが、ベラックワは彼女と恋愛を楽しむというよりは、二人して心中を図ろうと持ちかける。しかも、この心中の意図というのは、ベラックワの一方的な願いからであった。

彼女の役割というのは、きわめて残念ながら、自分一人で《自殺》を執行することが出来ない、その手助けのかいしやく介錯を彼女にやってもらいたいということであった。どうして彼が自死への決意を固めたのか、我々にはまったく知ることができない。¹⁸⁾

ここでの心中の方法はピストルで頭を撃つというもので、一人で執行しても困難を伴うような方法ではないだろう。しかし、ベラックワは「手助けの介錯」が必要だと言う。なぜかとい

うと、このあと物語は二人でピストル自殺を実際に行うことになるのだが、まず女性のルビーが実行して、そのあとベラックワが後を追うというものであった。なぜ、ベラックワは一人で自殺できないのか。方法的には十分可能であるのに、しかもピストルで撃つにしても、お互いに相手を撃ち合うことで死に到るといふのなら立派な介添えであるのに、単にそれぞれが自分を撃つだけでは、自殺仲間がいたというに過ぎない。しかし、この仲間がいるということがベラックワにとって、死を実行する重大な手助けになるのであろう。一人で実行するとなれば、その場に臨んで精神的に弱気になり、中止することも起こりかねない。だから、自殺仲間がいるということは共犯であり、その相手の存在によって十分に死に至らしめてもらったという理由になるのであろう。ただし、小説においての結果は、ルビーが撃ったピストルの玉は彼女に当たることなく、単に大地を撃ち抜いただけだった。

自殺仲間がいるということ、これはお互いを自殺の決意から逃げ出さないようにするという意味では、十分に他殺ということにも成り得よう。ベケットの作中人物は、他人によって殺害してもらうことを望んでいる。その典型が『勝負の終わり』（一九五七年）という戯曲であろう。これはハムという盲目の主人が、クロヴという召使いに窓の外の様子を教えてもらったりしながら、日常生活の世話を受けるという家庭内の話である。なぜかハムの両親に当たるナッグと妻のネルはゴミ溜め用ドラム缶に閉じ込められていて、その肉体が抹消された終末観を漂わせている。クロヴは召使いであるが、小さい時からこの家に来ており、ハムを父親代りだとも言う。そして、二人は肉親のような憎悪を抱いている。

ハム : 俺たちを殺^ろつつけりゃいいんだ。俺を殺すと約束するなら、食器棚の開け方を教えるぜ。

クロヴ : あんたを殺^ろつつけるわけにゃいかないな。

ハム : それなら、殺すのはよせ。¹⁹⁾

盲目で車椅子でしか身動きできないハムは、「おれを殺せ」とクロヴに言う。なぜ彼は息子にも等しいクロヴに、殺して欲しいと嘆願するのか。体が不自由で、自分で死のうにもそれが出来ないということなのか。ハムは自殺への希望を抱いてはいない。あくまでクロヴによって殺害して欲しいと、言葉のうえでは言う。一方、クロヴの方はハムを殺せたらいいと思いながらも、それが叶わないと諦めている。勿論、クロヴにしたら、安易に殺人罪を犯すことは厳禁であろう。ハムは死にたがっている。それも、他人に殺害してもらうという方法を望んでいる。彼はこの現世において、救われようがないことを観念している。なぜもはや救われる望みがないのか。それはベケットの生きた時代が、戦争による大量殺人を招いた時代であったから

なのか。人間は罪のない者をも殺すという悪を犯した。人はそれを償わなければならない。しかし、償うとはいっても、死んだ人間は生き返らない。経済的に助けることは、なぜかベケットにおいて問題にならない。ベケットの世界では精神的に償う必要がある。こうした時、自殺は償いの手段とはならないであろう。しかも、現世に生きる人間は戦争の罪悪によって救済への道が閉ざされていると、ベケットが語るわけではない。彼はナチ政権に追われ、ユダヤ人の友人を失い、悲惨にあえぐ野戦病院で働いたにもかかわらず、彼の文学テーマとして戦争を描くことをしない。ベケットは戦争という一時期の不幸に対するだけでなく、人間の生存自体における救済の困難さを訴えようとする。

人は救われない。そして、自ら命を絶つことも、この救済への道しるべとなる訳ではない。しかし、人は生きていることに希望を見出せず、死へ逃れようとする。彼は誰かによって、この死の世界へ送り届けてもらうことを願うであろう。ハムはこうも言う。「どうしても俺を殴りたいなら、斧で殴れ。でなければ、魚めづ叉すで、さあ、魚めづ叉すで殴れ²⁰⁾」。「斧で殴れ」とは何と残酷な仕業しわざかと思うが、『マロウンは死ぬ』の最後の場面で精神病院の世話人レミュエルが遠足に出たとき、モーリスとアーネストの二人を斧で殺害したことを思い出すだろう。これはマロウンの回想の中で語られていることなので、事実かどうか判明しないが、かえって想像の中で語られる言葉には、その語り手のどうにもならない苦渋が秘められているゆえに、残酷な映像として描き出されるのであろう。

斧で殺す、ベケットには自殺できない反動として、他者による殺害への強い執着心がある。『ゴドーを待ちながら』のエストラゴンが過去に川への投身自殺が未遂に終わったために、自殺への意志を何度も復活させながら、「為を思ったら、俺を殺さなけりゃいけない」と言う。一体、彼を殺してくれる人物は彼の相棒のウラジミールなのか、それとも別の誰かなのか。「明日、ゴドーが来たら、俺たちは救われる」と二人は話し合う。ゴドーは果たして明日やって来るのだろうか。もしやって来たとして、彼はどのようにしてエストラゴンとウラジミールに、救済の手を差し伸べることが出来るのだろうか。単なる勇気づけの言葉だけで、現世の救いを信じていない二人を説得できるのだろうか。もしゴドーがやって来るなら、この人物は恐らく二人の救世主として出現することになるだろう。なぜなら、二人を救えないような人物であれば、救世主ではないしゴドーでもないからだ。ポゾーと召使いのラッキーが現れたとき、エストラゴンはポゾーのことを最初ゴドーじゃないかと人違いをしたが、ポゾーは勿論、二人を救えない以上、ゴドーに成り代わることはあり得なかった。

ゴドーとは一体、誰なのか。ベケットの研究者、マーティン・エスリンは評論『不条理の演劇』の中で、ゴドーについて書いている。

この戯曲には、浮浪者たちの苦境に対して、もっと良い解決策が確かにあるだろう。それは二人共が、ゴドーを待つよりは好ましいと考えていること——つまり、自殺である。[...] 自殺こそ彼らの気に入った解決策であるが、彼ら自身の無能力と、それを成し遂げる実際的な道具がなくて達成できないでいる。ウラジミールとエストラゴンがゴドーを待つ、あるいは待つ振りをする事で正当化しようとするものとは、まさに彼らが自殺しようとして失敗と帰したその失望感なのである。²¹⁾

エスリンが説明するように、ウラジミールとエストラゴンの二人は自殺に魅せられ試みようとするが、そのたびに躊躇の壁に追い返されるし、実際に失敗したこともある。彼らは死の世界に逃避することができない。その挫折は彼らを救済してくれるはずの絶対的な救世主の出現を待つことへと向けられる。しかし、その人物は昨日も今日も現れない。彼の出来しゆつらいのなさは二人組の自殺の失敗に符合する。ここで、だからゴドーは二人組の「失望感」の象徴なのだ、エスリンの言うように理解するとしたら、それは単に待ち人が来ない状況を表わしているに過ぎないであろう。ゴドーとは一体、どういう人物なのか、それを指摘したことにはならないであろう。ゴドーとは一体、何者なのか。

ウラジミール： ゴドーさんは君に優しいかい？

男の子： ええ。

ウラジミール： 君をぶたないかい？

男の子： ええ、僕は。

ウラジミール： じゃ、誰をぶつんだね？

男の子： 僕の兄さんです。²²⁾

使いの男の子をゴドーは殴らないが、その兄は殴ると言う。なぜ兄の方だけを殴るのか、ウラジミールは更に尋ねるが、少年は「分からない」と答える。少年がその理由の分からないのは、ゴドーという人物が二人の少年に対して絶対的な権力を有しているからであろう。兄の少年が殴られることから、ゴドーがこの兄に対して権力を持っていることは明らかである。一方、使いの少年には優しいというが、彼が兄の殴られるのを黙って見ているのは、この弟の少年に対しても、ゴドーが兄の少年に対するのと同様の権力を振るっているからではないのか。この弟の少年はゴドーなる権力者に恐怖感を抱いているがゆえに、ゴドーに対して従順になっているだけだとも理解できる。ゴドーとは二人の少年に対する態度から判断すると、一種の暴君だとも推測できるのである。

第二幕でウラジミールとエストラゴンは、昨日出会ったポゾーとラッキーの真似をして遊ぶことを思いつく。ウラジミールがラッキーの役で、エストラゴンがポゾーの役をすることになり、エストラゴンがどう振る舞ったらいいか分からないと言うと、ウラジミールは「俺を怒鳴りつけるんだ²³⁾」と指示する。そこで、ポゾー役のエストラゴンは「ばか野郎」とか「ならず者」とか、最後には「豚！」という言い方で、罵倒の言葉をウラジミールに投げつける。この人真似は何を意味するのか。ウラジミールとエストラゴンは、主人のポゾーと召使いのラッキーの関係が単なる仕事上の雇用関係だけに留まらず、支配者と被支配者の関係に置かれていると理解していることになる。二人はポゾーが暴君であって、ラッキーが奴隷の身分であると認識している。

この人真似遊びの途中で、エストラゴンは「考えろ、豚！」とか「踊れ、豚！」というウラジミールの指示をうまく反復することが出来なくなって、その場から立ち去る。そして、しばらくして急いで戻ってくると、エストラゴンは坂の上に誰か人がやって来るのを見たと言う。その言葉を聞いたウラジミールが、やって来た人物はゴドーで「迎えに行こう」と言うが、エストラゴンの方は「俺は呪われてるんだ！²⁴⁾」とばかりに、不安の声をあげる。なぜエストラゴンは坂の向こうから人が来るのを見て、恐怖におびえるのか。彼もウラジミールと同様に、その人物がゴドーであると直感したのだろうか。もしそうだとすれば、エストラゴンがポゾーとラッキーの暴力的な支配関係を演じようとして、彼がうまく罵^{ののし}りの言葉を発せられなかったことと関連しているのではないか。「考えろ、豚！」とか「踊れ、豚！」という罵倒は、ポゾーがラッキーに向かって投げつける言葉である以上に、もしかしたらエストラゴンがゴドーなる人物から突きつけられる言葉であると、彼は悟ったのではないか。自分自身に向けられる非難の言葉であるがゆえに、エストラゴンはウラジミールから指示された言葉を口にすることができない。だから、彼はその場から急遽^{きゅうきょ}立ち去らねばならなかったのだし、坂の上に現れた人物を見ただけで、「呪われている」と判断を下さざるを得なかったのである。

「明日、首をつろう、ゴドーが来ない限り。もし来たら、俺たちは救われる」。この劇の最後に言われる言葉の状況は、すでに前もって起こっていた。ポゾーとラッキーの人真似をしたエストラゴンがその怒声の激しさに恐怖を覚えて立ち去り、坂の上の一人の人物を見て、それがゴドーではないかと思った瞬間に、ゴドーは二人にとって出現していたのである。ウラジミールはこれを聞き、自分たちは助かったと思い迎えに行こうとする。ところが、エストラゴンの方は反対に「呪われている」、「地獄行きだ」と恐怖の言葉を発した。現実にはゴドーが出現し、どういう救済の言葉を二人に掛けるかが問題なのではない。ゴドーなる人物に対して、不安を抱えた二人の者がどのような救いを切望しているかが重要なのである。二人にとって、実際にゴドーが現^{うつつ}し身の姿で出現する必要はない。二人が見間違えることとなったポゾーがゴドーで

あってもよいし、坂の上に見えた一人の人物がゴドーであっても構わない。すでにエストラゴンとウラジミールにとっては、彼らの思念の中にゴドーなる人物像は出来上がっている。

ウラジミールは彼の救済者としてのゴドー、泥棒が死刑になるその場においても、二人のうち一人は救われる可能性があるという恩寵にも等しいゴドーを待ち受ける。しかしエストラゴンにとっては、すでに自殺未遂を経験したエストラゴンにとっては、彼を無条件に救ってくれるゴドーでは有り得ない。彼はすでに舞台の上で確言したではないか、「為を思ったら、俺を殺さなけりゃいけない」。そう、エストラゴンはこの現世で救われることを期待してはいない。彼は死の世界にこそ、救済の道があると覚悟している。彼は失敗した経験があるにもかかわらず、自殺への誘惑に駆り立てられるであろう。しかし、そう簡単に自死が叶うわけではない。死を意識すればするほど、死への扉は遠のく。なぜ生まれる前に死んでしまわなかったのかと、後悔の念は募るのであろう。そこで思いつくことは、他人によって我が身を殺害してもらうことである。それに相応しい殺し屋とは誰であるのか。それはまだ見たこともない救済者としての人物であるだろう。エストラゴンを死へと導く介添え人としての人物、それがゴドーである。

注

- 1) サミュエル・ベケット、『モロイ』、Samuel Beckett, *Molloy*, Les Éditions de Minuit, 1951, p. 235
- 2) 前掲書、p. 189
- 3) 前掲書、p. 43
- 4) 『マロウンは死ぬ』、Beckett, *Malone meurt*, Les Éditions de Minuit, 1951, p. 34
- 5) 『メルシエとカミエ』、Beckett, *Mercier et Camier*, Les Éditions de Minuit, 1970, p. 50
- 6) 『ゴドーを待ちながら』、Beckett, *En attendant Godot*, Les Éditions de Minuit, 1952, p. 21
- 7) 前掲書、p. 22
- 8) 前掲書、p. 87
- 9) 前掲書、p. 43
- 10) 前掲書、p. 47
- 11) 前掲書、p. 14
- 12) 高橋康也、別役実、「ベケットの円環」、『ユリイカ』、一九八二年十一月号、九二頁
- 13) 『モロイ』、*Molloy*, p. 270
- 14) 『ゴドーを待ちながら』、*En attendant Godot*, p. 13
- 15) 『ヨブの書』、「旧約聖書」、『聖書』、フェデリコ・バルバロ訳、講談社、一九八〇年、八六〇頁
- 16) 『ゴドーを待ちながら』、*En attendant Godot*, p. 133

- 17) 『並には勝る女たちの夢』、Beckett, *Dream of Fair to middling Women*, Arcade Publishing, 1992, p. 166
- 18) 『蹴り損の棘もうけ』、Beckett, *More Pricks than Kicks*, Faber and Faber, 2010, p. 82
- 19) 『勝負の終わり』、Beckett, *Fin de partie*, Les Éditions de Minuit, 1957, p. 53
- 20) 前掲書、p. 99
- 21) マーティン・エスリン、『不条理の演劇』、Martin Esslin, *The Theatre of the Absurd*, Penguin Books, 1961, p. 57
- 22) 『ゴドーを待ちながら』、*En attendant Godot*, p. 71
- 23) 前掲書、p. 103
- 24) 前掲書、p. 103

長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅲ (2011年～2012年)

山 野 明 男

はじめに

2008年に営農が開始された長崎県諫早湾干拓地の農業の展開過程を把握しようと毎年8月に現地へ赴き、実態調査を重ねてきた。

その諫早湾干拓地における営農調査が2011年、2012年と2年間で中断された。理由は諫早湾干拓地の入植者が諫早湾調整池の潮受け堤排水門開門差し止めの提訴の原告団を構成しているため、聞き取り調査はご遠慮願いたいとの干拓事務所からの申し出があったためである。やっと裁判が2013年5月結審したため、この夏の調査を許されたと思われる。

諫早湾調整池の潮受け堤排水門開門差し止め訴訟における諫早湾干拓地の問題は、この干拓地の農業用水が調整池から取水されていることである。開門されると塩分を含んだ水が調整池に入り、農作物の生育に大きな影響を与える。そのため、農林水産省はこの問題に対して、最初は干拓地内に井戸を掘りその地下水を農業用水に充てることを提案した。しかし、地下水取水による地盤沈下、地下水の枯渇、水質の悪化などの恐れがあり実現せず、本明川や他の流入河川からの取水、下水処理水の利用、干拓地や周辺に「ため堀」という貯水池の新設等が考えられた。

現在、農林水産省は海水の淡水化装置を導入しようとしている。これは、調整池の沿岸に6か所の海水淡水化施設を設置し、最大で日量4万 m^3 程度の淡水化を行うというものである。調整池の水に含まれる浮遊物質について干拓地を含む地元農民は、淡水化処理の前に濾過し安定的な淡水化処理を行うよう要望している。予算も決まり入札も行われ、事業費は約200億円という。

2013年11月には、長崎地方裁判所の潮受堤防排水門開放差止請求訴訟の判決が下され、原告勝訴となりこれまでの判断と相反する結論が出た。12月には3年猶予の排水門開放の実施時期を迎えた。これによって大きく事態が動く恐れもあるし、場合によっては裁判の最終的な結末がいつになるか不明となる恐れもある。

この判断によって、干拓地の営農に大きな影響を与えることは確かであろう。規模が大きい干拓地だけに入植者への多大の影響が心配される。

1 研究課題

筆者は大規模な干拓地を長年調査してきた。干拓地に興味をもったのは、新しい土地から営農展開を比較的正確に追跡できる場所であったからである。これまでの研究では、過去に遡って営農展開を追っていく形であった。しかし、この諫早湾干拓地は初めて計画段階から入植、そして営農展開を追える唯一の場所となった(図1)。これまでに諫早湾干拓地については、すでに4本(入植計画、入植実態、営農展開Ⅰ、営農展開Ⅱ)の報告を出している。しかし、先にも述べたようにここ2年間は現地で調査を実施できなかった。



図1 長崎県諫早湾干拓地の概要図

諫早湾干拓地における課題として、存続にもかかわる潮受堤排水門の開門問題はすでに報告済である。そこで、まず営農に影響する賃貸契約更新の実態を検討し、次に2年間の営農展開を明らかにすることを目的とする。

干拓農地の賃貸契約更新については、いままで干拓地はどこも農地や宅地を購入して入植するのが常であった。その分入植者に負担が重くのしかかり、後の営農活動に大きく影響していた。それに対して画期的な諫早湾干拓地の賃貸方式について、5年を迎えた貸与契約更新の今年に一つの営農活動についての結果が出た。その概要

を示すことはこの干拓地の営農の成否を判断する材料にもなる。

よって、この報告は諫早湾干拓地の干拓農地の貸与契約の更新の実態と、これまで調査が実施できなかった2年間の営農実態と個々の入植者の対応を把握しようとしたものである。

2 干拓農地の貸与更新

1) 賃貸方式の意義

2008年に営農を開始した諫早湾干拓地は、入植に当たって農地は賃貸方式となった。2013年の3月に5年の貸与期間が終了し更新の時期を迎えていた。いかなる更新がなされたか、今までの干拓地はすべて土地の買い取り方式であったため、その更新の様子を明らかにする。

というのは、これまでの大規模干拓地は、農地の買い取り方式のため初期投資が大きな負担となっていた。入植後において入植者は営農に不向き、経営の行き詰まり、後継者難や病気などで農業が持続できなくなる場合がある。その場合、入植後8年経てば農地を手放すことができ、農地の利用や所有が不規則となり干拓地全体の営農に及ぼす影響が大きかった。

例えば、事例研究の最初に取り上げた愛知県の鍋田干拓地は、入植者が伊勢湾台風による継承入植者の出現や出身地の違いに起因して、農業組織として一体化できず、多くの入植農家が農業に見切りをつける結果となった。このため多くの入植農家は、農地を切り売りしながら対応した。売却した農家は136戸の入植農家のうち、継承入植者を中心に24戸（1997年）がすでに離農・転出し、このほかにも兼業で農地を手放した農家も多く存在する。これらは配分された農地の土地条件が劣悪な地所を所有するものが多いということも明らかになった。また、それらの農地は、大都市名古屋市域の農地の代替地となり調査時点で名古屋市域の農家がこの干拓地の10%を超える所有となっていたのである。

筆者は、多くの干拓地を見てきたが今回の諫早湾干拓地の賃貸方式は、入植者の負担を和らげる目的で、的を射るものとその動向に注目していたのである。とくにここの農地は、面積規模もまた作付ける品目にも、そして場所の指定も自分で希望を出す方式である。今まで干拓地のほとんどでは入植者に同一面積の農地が割り当てられ、その場所は多くが2か所に分けられ、条件の恵まれたところと恵まれないところに組み合わせられていた。いわゆるそこには平等主義が貫かれていた。

2) 賃貸更新の実態

これまでの諫早湾干拓地の賃貸方式における問題点については、営農展開Ⅱ（2011）に論述している。そして、入植して今年が5年目に当たり、貸与農地の更新年であった。最初更新に

当たっては現入植者に再申請を出してもらう形がとられた。

再申請の条件としては借地料を滞納していない入植者というものであった。これを適応すると、具体的には1法人、1農家入植者が未払いに該当していた。その他に、自主的な辞退が5農家であった(図2、表1)。また、面積を減少希望が1法人であった。結果、農地666haのうち107.91haが更新しなかったという結果で、全体の16.2%となっている。

最初の入植者は、法人が16、農家が25の合計41件である。他1件あるが、これは長崎県農業試験場であり、5.73haの面積は全体に加えていない。

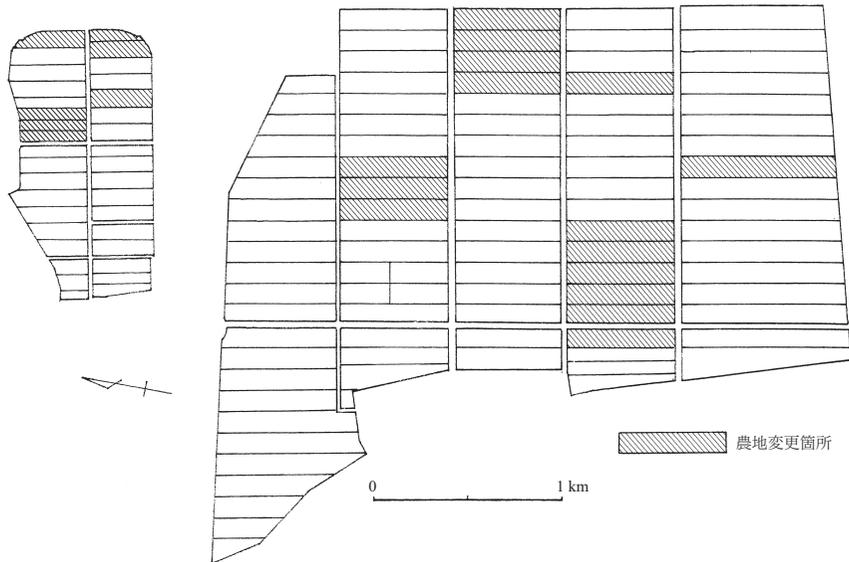


図2 長崎県諫早湾干拓地における農地更新による貸与変更箇所 (2013.4)

表1 諫早湾干拓地における農地更新による入植者の動向(件数と面積)

入植更新の動向	合計	法人	農家	面積 (ha)
開始時	41	16	25	666
新規入植	5	3	2	46
拡大	7	3	4	158
維持	27	12	15	462
(縮小)	1	1	0	28
(撤退)	7	1	6	80
現在	39	18	21	666

・()は内数

*諫早湾干拓営農センターによる資料より作成 (2013年8月現在)

今回の更新の結果をまとめると、面積が拡大した法人・農家は7件で、内訳は3法人と4農家であり、これらの面積は58haとなった。撤退した法人・農家は7件で、内訳は1法人6農家であり、面積は80haである。面積を減少した法人・農家は法人1件であり28haを減少した。残り26法人・農家はそのままの面積である。表では27件となっているが減少法人を含めたものとなっているためである。新規入植者は5件であり、3法人と2農家であり、その面積は46haである。

今回撤退した件数を最初からの入植者からの比率でいうと17.0%となっている。この撤退の数字が高いか低いかについては、対象がないので何とも言えないが、先の鍋田干拓地の離農・転出農家戸数での対比では17.7%となっており同程度と解釈できる。どこの社会でも1～2割の人たちがこのような傾向になると判断できる。しかし、入植に際し厳しい審査の結果選ばれた法人・農家であるので少し退場者が多いと思われる。

更新しなかったいわゆる撤退した法人・農家と減少法人を合わせた面積は、露地野菜で77.61haで、飼料畑で30.31haで計107.91haとなり露地野菜が主な面積を占める。有機野菜や施設園芸では該当者はいなかった。とくに露地野菜は今までと異なり、利用面積が広大なため好調に推移すると経営が成り立つか、そうでなければ賃貸料も払えないことになる。飼料畑は更に大変であると思われる。この干拓地に畜舎がおけず不便な条件であるといえる。

新規参入の入植者は、現在の諫早湾干拓地の置かれた状況が、潮受堤問題でまだ結論が出ていない時期の入植だけに心配していたが、申込の件数が20件、利用希望面積の合計では公募の2倍の面積があり、このことは諫早湾干拓地で順調に農業生産を挙げているといえるのではないだろうか。

賃貸契約が2008年4月1日から2013年3月31日までであったが、農作物の栽培暦から余裕を持たせ6月31日までとし一部が7月31日となり、8月1日から新規の賃貸が正式に始まり大きな混乱はなかったという。契約では2013年7月1日から2018年3月31日としている。今回の賃貸契約では、賃貸料が10a当たり5,000円値上げされ、最低が12,000円から17,000円、最高が17,000円から22,000円となった。これは最初計画された案を値下げしていたものであった（図3）。

この賃貸での入植に関して、2008年の最初の入植者選考過程で1法人が優先的に入植を認められたのではないかと疑惑の持たれる件があり、長崎地方裁判所に提訴された。この法人に対して長崎県議会で調査特別委員会まで開かれた。今回の更新に際しても、問題になったようである。この点は、疑惑の浮上すること自体が問題であり、諫早湾干拓地全体に対する影響も考えられる。

これまでの筆者の調査した干拓地でも、このような疑惑の持たれる例がいくつか存在するこ

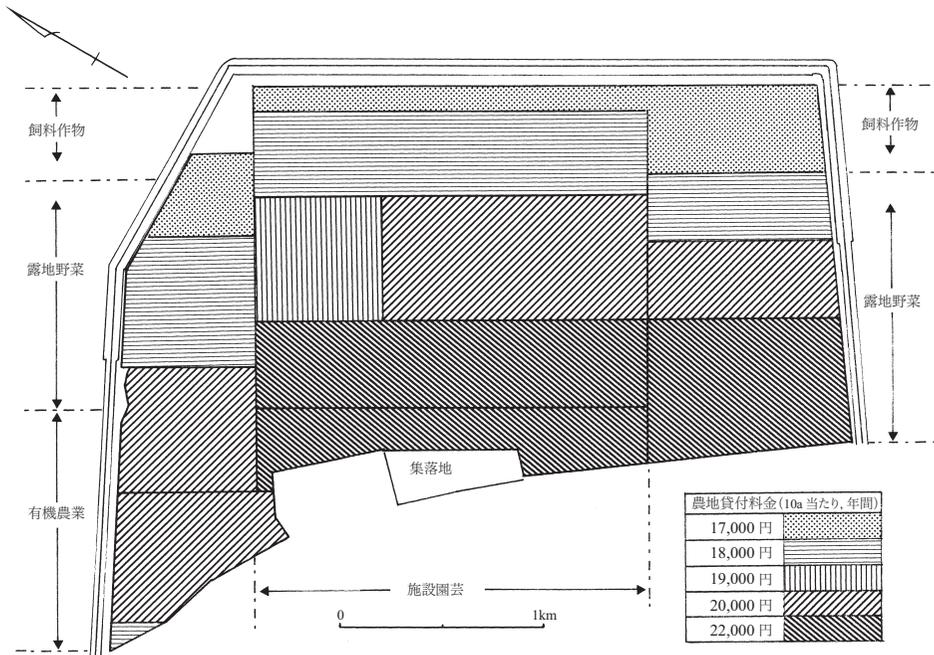


図3 諫早干拓地の中央干拓地における農地の貸与料金(案)

*資料:長崎県(2013)により作成

とは確かである。その該当者の多くが、干拓地に馴染めず撤退していった姿をいくつか見ている。諫早湾干拓地の入植計画は、今までの干拓地の入植を反省材料に土地の配分や賃貸など斬新な画期的な方式が取り入れられているのに残念な事態ともいえる。

3 2年間の営農展開

2008年から3年間の営農展開の報告は、「諫早湾干拓地における営農展開Ⅰ・Ⅱ」で報告済みである。ここでは、それ以降の2年間(2011年春季から2013年冬季まで)を具体的に示すこととした。これからの数値は、長崎県農業振興公社が発表した各面積についてのものである。生産量や生産額についての調査とその公表があると、より営農実態が描けると思われる。2008年度当初公表されていた耕地の利用状況を示した図面は公表されなくなった。よって、個々の営農実態は聞き取り調査によるものである。

1) 全体の利用の変遷

まず、営農が開始されてからの5年間の耕地利用状況を比較してみたい（表2）。2008年度から収穫済面積が増加したのものとしては露地野菜、その他の野菜、施設園芸であり、減少傾向は飼料作物と緑肥である。耕地利用率を示すために、収穫済面積を農地面積（666ha）で割ると2008年度から2012年度までは165.0%、153.9%、153.6%、170.8%、158.8%と続き、平均してみると160.5%であり効率的に利用されていることが読み取れる。

特に増加が著しいのが施設園芸で2008年の6.9haから2012年現在24.4haに伸びている。これは、ハウス施設の増加のためである。収穫済面積で増加が多いのは露地野菜であり5年間で128.4haと伸びて、作付品種も多くなっている。また、その他の作物も108ha増加して、品目はダイズか麦である。飼料作物は138.3haの減少である。緑肥157.4haの減少は、緑肥の目的が農地を肥沃にするためであるので、最初は多く栽培されたが土づくりの役割を果たし、その後は目的の作物に変わったと推測できる。

表2 諫早湾干拓地における作物区分ごとの耕地利用状況比較

年 度	2008	2009	2010	2011	2012	増減面積 2008年度と 2012年度
区 分	収穫済面積	収穫済面積	収穫済面積	収穫済面積	収穫済面積	
露地野菜	406.8	467.0	442.9	481.9	535.2	128.4
その他の作物	33.9	134.0	134.0	125.8	142.0	108.1
飼料作物	389.2	290.1	290.1	304.4	250.9	-138.3
緑肥	262.4	119.2	137.7	203.8	105.0	-157.4
施設園芸	6.9	15.0	18.4	21.8	24.4	17.5
合 計	1099.2	1025.3	1023.1	1137.7	1057.5	-41.7
耕地利用率	165.0%	153.9%	153.6%	170.8%	158.8%	平均 160.5%

*長崎県農業振興公社調べを元に作表（耕地利用率は配分された666haを基準に）

次に、過去2～3年間の作付状況をまとめた。表作成に当たっては、長崎県農業振興公社が調査した結果を使用させていただいた。これからの表示は各年度で通常の作付面積が10ha以上の品目を取り出し、他の年度に10ha以下の場合もその数値は示している。施設園芸は、1.0ha以上の品目を取り出し、他の年度に1.0ha以下の場合もその数値は示している。また、その数値の順位は現在に近い年月日（表の右端）に合している。

2) 秋季の作付状況

過去3年間の秋季の作付状況をまとめた（表3）。区分では露地野菜が増加傾向で43.9haの増加となっている。その他の作物は少し減少し、飼料作物は年によって大幅に変動している。

緑肥はこの3年間の秋季における作付はない。施設園芸は面積的にほとんど変化がない。全体の作付面積では2011年に飼料作物が増加した分突出した形となっている。

露地野菜は、ニンジンが作付面積を増加させ2012年11月は第1位の79.2ha、キャベツが続いて40.8ha、パレイショ、レタス、シロネギ、ダイコン、ブロッコリー、タマネギが10ha以上となり、栽培品種も多くなっていることが分かる。その他の作物はダイズが20ha程度で変化はない。

飼料作物は2011年の秋にはヒエの作付が56.5haと急増したが、翌年は0haとなった。これは何を意味するかはいまだ不明である。施設では、漸増であるがコマツナが新しく入ってきた。

表 3 諫早湾干拓地秋季作付状況 (2010年・2011年・2012年)

調査年月日		2010.11.10	2011.11.9	2012.11.8
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	ニンジン	33.9	63.2	79.2
	キャベツ	31.4	40.5	40.8
	パレイショ	32.4	24.0	36.9
	レタス	32.1	30.1	26.8
	シロネギ	27.9	24.3	20.5
	ダイコン	23.3	13.0	13.9
	ブロッコリー	6.6	13.8	13.7
	タマネギ	8.9	9.7	10.3
	アオネギ	8.6	11.4	8.9
小計		226.2	249.0	270.1
その他の作物	ダイズ	24.9	24.1	21.3
	小計	25.2	24.3	21.3
飼料作物	デントコーン	4.0	23.4	15.4
	ソルゴー	18.1	32.1	14.4
	イタリアンライグラス	10.5	9.2	6.6
	ヒエ	0.0	56.5	0.0
	スーダングラス	6.6	15.5	0.0
	小計		43.3	136.7
緑 肥	緑肥	0.0	0.0	0.0
施設園芸	キク	4.3	4.2	4.5
	ミニトマト	2.9	3.8	4.0
	トマト	2.5	2.4	2.0
	コマツナ	—	0.3	1.0
	キュウリ	1.0	0.5	0.7
小計		11.9	12.3	12.6
合 計		306.6	422.3	340.4

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

この3年間で変動が大きいのは飼料作物である。

施設園芸は、キク、ミニトマト、トマトまでは順位に変動はない。

3) 冬季の作付状況

過去3年間の冬季の作付状況をまとめた(表4)。秋季に比べ冬季の方が作付面積は多くなっているところに特徴がある。作付面積全体では、3年間ほぼ同面積で推移している。

露地野菜からみていくと、面積が広大なのはタマネギで110ha台で推移している。続いてニンジン、キャベツ、シロネギ、レタス、パレイショ、ダイコンである。ニンジンが増加傾向であるが、他の品目はそれほど変化がない。

その他の作物は麦が100ha台でほとんど変化はない。飼料作物は、2013年減少傾向である。イタリアンライグラスが減少し、混播は増加、飼料麦は多少変動している。緑肥は20haで推移していたが2013年には0haとなった。施設園芸は12haほどで変化は少ない。ミニトマトとコマツナが増加した。冬季の耕地利用がこのように盛んなのは、この九州北部において雪の影

表4 諫早湾干拓地冬季作付状況 (2011年・2012年・2013年)

調査年月日		2011.2.9	2012.2.9	2013.2.6
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
野 菜	タマネギ	111.4	111.6	113.9
	ニンジン	10.1	24.1	42.4
	キャベツ	37.0	33.0	33.4
	シロネギ	27.8	19.2	24.1
	レタス	26.5	28.7	24.0
	パレイショ	12.5	9.8	16.9
	ダイコン	9.4	4.9	13.1
小計		260.3	256.4	289.5
その他の作物	麦	112.9	102.0	104.8
小計		112.9	102.0	104.8
飼料作物	イタリアンライグラス	55.2	48.0	35.4
	混播	10.0	12.5	18.4
	飼料麦・大麦	6.6	10.8	5.9
小計		71.8	71.3	59.7
緑 肥	緑肥	20.9	21.6	0.0
施設園芸	キク	4.6	4.5	4.3
	ミニトマト	2.9	3.9	4.0
	トマト	2.5	2.4	2.1
	コマツナ	—	0.4	1.3
	キュウリ	1.1	0.5	0.5
小計		12.6	13.1	12.7
合 計		478.5	464.4	466.7

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

響が少なく、それほど低温にならないことが耕地利用できる理由と思われる。

4) 春季の作付状況

過去3年間の春季の作付状況をまとめた(表5)。作付面積の合計では、参考資料とした2013年5月が減少している。これは、賃貸の更新時期に当たり引継ぎが十分ではなかったことが予測される。特に露地野菜の対象面積が広いと推測できる。作物を植えている農地の所有権の移動は難しいところがある。

よって、ここでは2012年を中心にとらえてみたい。露地野菜では、冬季から続くタマネギが100haの面積である。続いて、バレイショ、レタス、カボチャ、シロネギ、キャベツとなっており、露地野菜は下位の品目に変化がみられる。その他の作物は同じく麦が100haを超えている。飼料作物はイタリアンライグラスが54.2haと多く、続いてソルゴー、混播、飼料麦となっており、年による変動が大きい。施設園芸は、直接賃貸の更新にかかわっていないため、2013年春季は13.9haと増加している。キクが4.9haと第1位でありミニトマト、トマト、コマツナ

表5 諫早湾干拓地春季作付状況(2011年・2012年・2013年)

調査年月日		2011.5.10	2012.5.8	2013.5.9(参考)
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	タマネギ	97.1	101.9	94.5
	バレイショ	76.1	45.8	23.8
	レタス	21.8	30.9	18.5
	カボチャ	23.5	22.9	3.3
	シロネギ	26.6	16.8	12.4
	キャベツ	12.8	11.8	12.4
	ダイコン	10.1	0.4	7.5
小計		300.2	255.3	203.5
その他の作物	麦	112.9	102.0	99.6
小計		112.9	102.0	99.6
飼料作物	イタリアンライグラス	47.1	54.2	29.3
	ソルゴー	—	14.4	0.0
	混播	16.6	12.5	36.0
	飼料麦	—	10.8	5.9
	デントコーン	10.2	0.0	12.9
小計		73.9	91.9	84.1
緑 肥	緑肥	12.2	53.5	52.5
施設園芸	ミニトマト	2.9	3.9	4.0
	キク	3.8	3.6	4.9
	トマト	2.5	2.4	2.1
	コマツナ	—	0.8	1.7
	キュウリ	1.1	0.5	0.7
小計		11.2	11.9	13.9
合 計		510.4	514.6	453.6

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

と続いている。

5) 夏季の作付状況

過去2年間の夏季の作付状況をまとめた（表6）。2011年と2012年で比較してみた。全体の作付面積は、ほとんど変わっていない。夏季だけに作付できる作物が少なく、作付面積も約半分である。2011年では、飼料作物のヒエが66.7haと一番広大な面積を占め、次が緑肥の41.3haであった。2012年では緑肥が81.7haと一番面積が広く、次が飼料作物のソルゴーであった。2013年の8月に現地を調査したが、目立ったのはアカジソとダイズであった。

表でみると、露地野菜はシロネギが約20ha、バレイショが10ha程度で、露地野菜は減少傾向であった。その他の作物はほとんどダイズで少し減少気味であった。飼料作物は減少気味で、主体がヒエからソルゴーに代わっていた。緑肥が2年間で倍増し81.7haとなり夏場の作付が難しいときに地力を蓄えるために作付されたとみる。施設園芸はキクのみが認められる。

このように夏季の干拓地は、高温になり栽培植物には不適となり、中心が飼料作物や緑肥になることが確かめられた。

表6 諫早湾干拓地夏季作付状況（2011年・2012年）

調査年月日		2011.8.8	2012.8.9
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	シロネギ	26.6	19.1
	バレイショ	10.6	7.4
小計		69.2	47.3
その他の作物	ダイズ	28.9	22.5
	小計	28.9	22.6
飼料作物	ソルゴー	29.9	65.1
	ヒエ	66.7	43.1
	デントコーン	22.0	8.8
	スーダングラス	17.2	0.0
小計		135.8	117.0
緑 肥	緑肥	41.3	81.7
施設園芸	キク	4.9	4.6
	小計	5.6	5.9
合 計		280.8	274.5

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

以上の結果、この干拓地ではこの5年間で栽培品種の多様化が認められる。各年度末の3月にこれまでの1年間の延べ作付面積を示している。

2013年3月の作付面積の様子をみると、如何に多くの作物に変化していったかが理解できる（表7）。この表では、1年間の収穫済み面積、延べ栽培面積が示されているので種類の豊

表7 諫早湾干拓地における農地作付状況（2013年3月調査） 単位：ha

区 分	現在の作付		収穫済み	延べ栽培面積
	品 目	面積①	面積②	①+②
露地野菜	タマネギ	125.6	114.2	239.8
	パレイショ	20.7	85.0	105.7
	ニンジン	24.4	71.0	95.4
	レタス	22.9	67.6	90.5
	キャベツ	27.9	48.9	76.8
	シロネギ	22.0	23.5	45.5
	カボチャ	0.0	35.2	35.2
	ダイコン	11.5	14.0	25.5
	ブロッコリー	3.0	19.5	22.5
	ハウレンソウ	5.4	12.1	17.5
	アオネギ	6.2	9.4	15.6
	ハクサイ	0.2	5.2	5.4
	コマツナ	0.5	2.6	3.1
	ショウガ	0.0	2.5	2.5
	インゲン	0.0	2.0	2.0
	チンゲンサイ	0.6	1.0	1.6
	ソラマメ	0.7	0.9	1.6
	タカナ	0.0	1.5	1.5
	スイートコーン	0.0	1.3	1.3
	ニンニク	0.3	0.7	1.0
	ポップコーン	0.0	0.9	0.9
	ラッキョウ	0.5	0.2	0.7
	サトイモ	0.0	0.6	0.6
	イチゴ	0.3	0.3	0.6
	オクラ	0.0	0.5	0.5
	エンドウ	0.0	0.4	0.4
	カンピョウ	0.0	0.1	0.1
エダマメ	0.0	0.0	0.0	
サヤエンドウ	0.0	0.0	0.0	
小計	272.7	521.1	793.8	
その他の作物	麦	104.8	102.0	206.8
	ダイズ	0.0	22.5	22.5
	ラッカセイ	0.0	0.1	0.1
	小計	104.8	124.6	229.4
飼料作物	イタリアンライグラス	49.5	56.4	105.9
	ソルゴー	0.0	92.4	92.4
	ヒエ	0.0	66.7	66.7
	デントコーン	0.0	35.4	35.4
	混播	18.4	12.5	30.9
	飼料麦	5.9	10.8	16.7
	小計	73.8	274.2	348.0
緑肥	緑肥	0.0	232.0	232.0
施設園芸	キク	4.5	11.8	16.3
	コマツナ	1.2	7.4	8.6
	ミニトマト	4.0	4.4	8.4
	トマト	2.1	2.4	4.5
	キュウリ	0.5	1.2	1.7
	アスパラガス	0.5	0.6	1.1
	ミズナ	0.0	0.6	0.6
	ハウレンソウ	0.0	0.4	0.4
小計	12.8	28.8	41.6	
合 計		464.1	1180.7	1644.8

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

富さと、実際の栽培面積が読み取れる。

具体的にみると、露地野菜が29品目、飼料作物が6品目、その他の作物が3品目、施設園芸が8品目と計46品目にもなる。多くの品目が数えられるとともに、次第に特化してきた品目もある。

特化した品目として、露地野菜では、タマネギ、バレイショ、ニンジン、レタス、キャベツ、飼料作物ではイタリアンライグラス、ソルゴー、その他の作物では麦、施設園芸ではキク、コマツナ、ミニトマトがあげられる。

4 更新による個々の経営実態

この干拓地では、今年の賃貸更新に対して入植者がどのような変化をしたかをみる。これまで借受農地面積と比較して、拡大、維持、減少、撤退した法人・農家に分けて検討してみた。これまでの入植者の一覧は表の通りである（表8、9）。拡大した法人・農家は7件であるが、M法人（露地野菜）と農家番号14（露地野菜）を、維持した法人・農家は21件で、P法人（有機栽培）、Q法人（施設園芸）、農家番号3（飼料作物）を、減少した法人・農家は1件でE法人（露地野菜）を、撤退した法人・農家は7件で農家番号4（飼料作物）、農家番号23を取り上げ紹介したい。本来なら、これらの他に新規の入植者にも聞き取り調査ができると、多様な姿が捉えられたのだが実行できなかった。

これら法人・農家の営農展開の比較によって更新形態の違いを明らかにしたい。個々の事例は内容を明確にするため、すでに報告で記載した内容も一部含まれている。

1) 拡大法人・農家

①M法人（露地野菜）

このM法人は、長崎市内において建設土木の企業で生コンクリートの生産販売をしている。最近公共事業での建設土木の需要が少なくなり、これから新しい事業を展開しなければと模索していたところであった。そこへ諫早湾干拓地の入植の話があり、株式会社ながら農業生産法人を立ち上げ入植した。そのため、この法人も全くの農業経験のないところからの出発である。聞き取りに協力していただいた農場長も、実家は農家であるため若干の知識をもっていた程度で専門家ではなかった。

入植は露地野菜を目指してバレイショ、ニンジン、トウモロコシ（スイートコーン）を予定していた。入植の規模は、11.87haでほぼ希望の借受面積が割り当てられた。場所は中央干拓地の中央部で飼料作物用地に隣接するところである。ここは新開地のためミネラルが多く、窒

表8 諫早湾干拓地の農地貸付（法人）
一覽（2008年8月）

法人記号	地区別	貸付面積 (ha)	主な経営
A	中央	60.99	畜産（搾乳牛）
B	中央	57.64	有機栽培
C	中央	44.51	露地野菜
D	中央	42.22	施設園芸
E	中央・小江	41.70	露地野菜
F	中央	35.63	露地野菜
G	中央・小江	35.13	施設園芸
H	中央	34.29	露地野菜
I	小江	31.56	露地野菜
J	中央	29.90	露地野菜
K	中央・小江	22.95	露地野菜
L	中央	17.59	露地野菜
M	中央	11.87	露地野菜
N	中央	5.93	施設園芸
O	中央	5.73	試験圃場（県）
P	中央	4.45	有機栽培
Q	中央	4.33	施設園芸

*長崎県農林部諫早湾干拓室資料より作成

素が足りない程度で肥沃であるという。

ここでの経営は、本社長長の考えで3年間は試作期間とし、4年目からは採算に乗るよう指示されていた。試作の結果では、経営的に採算に合うのはバレイショやタマネギであるという。そして、タマネギは加工用としてスープ企業の関連会社のB法人に出荷している。B法人はこの干拓地の入口の宅地等用地に大規模な選果集荷施設をもっている。M法人も長崎市内に選果場をもっている。その他の農作物は市場出荷である。

常時この農場には4人が働いている。必要時には、関連会社からの派遣で、具体的には生コンクリートの従業員や建設業務員、運転手など約20人が農繁期に駆り出される。これは、外部の人間を雇う形と違って、労働力にゆとりが認められる。

最初には2圃場（1圃場が6ha）を希望し正確には11.87haを借り受けたが、今回の更新に当たっては、2倍の面積に拡大したいと申請し認められた。全く同一面積の2圃場11.87haを借り受け合計23.74haとなった。そこは、少し離れた飼料作物指定地内であり、飼料作物が隣接

最初は2圃場（1圃場が6ha）を希望し正確には11.87haを借り受けたが、今回の更新に当たっては、2倍の面積に拡大したいと申請し認められた。全く同一面積の2圃場11.87haを借り受け合計23.74haとなった。そこは、少し離れた飼料作物指定地内であり、飼料作物が隣接

表9 諫早湾干拓地の農地貸付（農家）
一覽（2008年8月）

農家番号	地区別	貸付面積 (ha)	主な経営
1	中央	12.58	畜産（搾乳牛）
2	中央	12.50	畜産（搾乳牛）
3	中央	12.00	畜産（搾乳牛）
4	中央	11.87	畜産（肉用牛）
5	中央	11.87	畜産（肉用牛）
6	中央	9.55	畜産（搾乳牛）
7	中央	8.64	露地野菜
8	中央	8.52	畜産（肉用牛）+露地野菜
9	中央	8.45	畜産（肉用牛）
10	中央	8.34	畜産（肉用牛）
11	中央	8.26	畜産（搾乳牛）
12	中央	5.94	露地野菜+施設野菜（干拓地外）
13	中央	5.94	畜産（肉用牛）
14	中央	5.94	露地野菜
15	中央	5.93	露地野菜+水稻（干拓地外）
16	中央	5.93	露地野菜
17	中央	5.93	畜産（肉用牛）
18	中央	5.93	露地野菜
19	中央	5.93	畜産（搾乳牛）
20	中央	5.75	露地野菜
21	小江	5.64	露地野菜
22	中央	4.23	畜産（搾乳牛）
23	小江	3.55	露地野菜
24	中央	3.53	露地野菜
25	小江	2.97	露地野菜

*長崎県農林部諫早湾干拓室資料より作成

する場合よく牧草の種の飛来で問題が起こっていたが、その場所でも不都合はないという。

以前の聞き取り調査から営農意欲がみられ、努力されている様子が作付面積の実績からも窺えた。また、需要が多く出荷が間に合わないとのことであった。作物が次第に特化しており、タマネギ(6ha)、カボチャ(6ha)、ニンジン(6ha)などが主体で、バレイショ、スイートコーン、タカナなどを各1haなどとなり経営が順調に伸びている。

②農家番号14（露地野菜）

露地野菜農家14は、島原半島の雲仙市の橘湾に面した海岸部に居住しており、この干拓地には通作に20分ほどかかる。在住地では、かつてバレイショ5ha、タマネギ50ha、水田90aの栽培であった。

入植動機は所有耕地が分散して作業能率が悪かったため、諫早湾干拓地のまとまった広大な農地を求めたためであった。その結果、従来と比べ作業能率が2倍以上となり、経営も安定し借地料も妥当であるとのことであった。

他の作物はタマネギやバレイショなどに比べ作業能率が悪いとのことであった。家族労働力は世帯主と妻、父、息子の4名である。雇用に関しては、臨時的にバレイショの収穫時に13名を10日間雇ったという。

干拓地の農地は、中央干拓地の5.94haで露地野菜の場所では比較的内陸である。干拓地での営農計画はブロッコリー、バレイショ、タマネギの露地野菜であった。入植後の作付は、春作2haのバレイショを栽培し、残りを緑肥の種を播いた。秋作はブロッコリー3.5ha、カリフラワー50a、タマネギ50a、種取り用のバレイショ50a等となっている。

ブロッコリーとカリフラワーはどちらも契約栽培で、ブロッコリーは11月から3月まで収穫時に出荷すればよいという条件の緩やかなものであった。作物選定は既耕地の農家で構成する野菜生産部会を中心に相談して決めることが多いという。施設園芸について尋ねると、施設は手間がかかるため取り組まないとのことであった。干拓地の農地については、従来と比べ作業能率が2倍以上となり借地料は妥当であるという。

更新に当たっては、増反を希望し2倍の面積を増やすことができた。中央干拓の中で場所は離れているが5.93haの面積を増反し、この春から借り受けが始まった。計約12haの農地にはブロッコリー約5ha前後で春秋作に取り入れている。他はバレイショやカボチャタマネギなどを少量入れている。ブロッコリーを大量に入れたのは、作業性がよくコンテナ出荷であること、あまり天候に左右されない、商社系の卸との契約栽培などが理由であった。

この2事例の場合は露地野菜の経営が軌道に乗っていて、安定した営農には契約栽培が重要であることが分かる。両者とも今回の更新で借受面積を2倍にしている点で、如何に経営が順

調であるかが理解できる。

2) 維持法人・農家

① P 法人 (有機栽培)

そのままの面積で更新した P 法人は、雲仙市吾妻町に位置している。20年ほど前から関西方面の消費者組織や生協とも連携した組織を持っていた。そのため、経営は安定し価格の変動もあまりなかった。以前は、地元で6haほど持ち、諫早湾干拓地では4.45haと、面積では少ないほうである。場所は有機の指定が中央干拓地の北西よりにとられていたため一番北西端に位置した。これは他の飼料畑や露地栽培から離れているため、有機栽培にとっては好条件の場所であった。タマネギ、ニンジン、パレイショ、カボチャなどの栽培を予定して根菜類が中心となった。

有機栽培のため肥料としては、化学的なものは使用できずタマネギのスープ殻を入れたりした。

② Q 法人 (施設園芸)

Q 法人の代表者は、ノリ養殖から農業に転向し、最近周りの人々と法人を設立し入植した。その転向理由は、潮受け堤防を閉め切る前から養殖していたノリの色落ちが目立ち、有明海的环境悪化が顕著だったからである。また、この代表者は諫早湾の潮受け堤防ができてからは、干拓地近くの住宅地や農地の冠水が減少したと防災面の利点を強調している。

この法人の所在地は、干拓地に隣接する諫早市森山町に位置し、この中央干拓地で4.33haという最小面積に、2.2haのハウスでミニトマト1.8haを栽培し、麦・ダイズの露地栽培を行っている。麦藁はハウスに動き込み、ダイズはB法人の施設に出荷している。

なお、この代表者はノリ養殖から農業に転向したときに施設イチゴに取り組み、既に20年の経験を有する。

③ 農家番号 3 (飼料作物)

この農家は、雲仙市の吾妻町在住であり、中央干拓地とは離れており車で20分のところである。世帯主は47歳で、家族労働力は世帯主とその妻、父の計3人である。

諫早湾干拓地の入植動機は、早くから大規模経営を目指しており、干拓地が完成したら入植したいと希望していた。1957年父の代から酪農をはじめ、本人も北海道の畜産系の大学を卒業し営農意欲に燃えた方である。既存地では水田1haと飼料畑1haに借地が8haで飼料作を行っていた。現在、搾乳牛は120頭で毎年30頭から40頭を更新している。

諫早湾干拓地では借受面積12.00haの飼料畑であったが、面積規模は希望通りであった。場所は中央干拓地の北東寄りでもっと内陸の標高の高いところを希望したが賃貸料が高いため

やむを得ないと思っている。牛の餌用に、夏季にデントコーンを延作付面積16ha（年2回収穫）、冬季にイタリアンライグラスを4ha作付している。ほぼこの2種類に特化しているのは、デントコーンは飼料価値が高く、収穫量が多いためである。また、イタリアンライグラスは冬作で栽培しやすいためである。利用率が高いので肥料の投入について聞いたが、乳牛から出る糞尿からの堆肥で十分賄えるとのことであった。

そして、収穫した飼料はラッピングサイレージで簡単に保管できるようになった。これは、刈り取った牧草を円筒状いわゆる太鼓の形に梱包してラップすることによってサイレージ化するものである。ラッピングサイレージは、牧草畑にそのまま保管できることから、畜舎などが農地に建設できないこの干拓地の畜産農家にとっては便利なものとなっている。

ここで使用される農業機械は農家が用意しているようだが、収穫作業などは請負でオペレーターに任ずる形態もできつつある。

維持の法人・農家は26件と最も多い。新しい入植地で営農を維持することはそれなりの努力が必要であった。これだけの入植者が維持できたことは評価したい。

3) 減少法人・農家

① E法人（露地野菜）

E法人は諫早湾でのタイラギ漁の潜水業者の会社であり、農業に進出した。諫早市にあるこの会社は港湾土木事業が主であり、ここの干拓事業にも加わっていた。この法人は、諫早湾干拓地が完成した時点で農業に新規参入した。農業経営の中心のE氏は、その会社社長の息子で24歳と若く、福岡の会社に勤めるサラリーマンであったが、入植を機に農業経営に携わることとなった。E法人は、現在グループ企業の一部門であり農業部門と捉えることが出来る。農業には23名が従事し、農繁期には10名程度を雇用するという。労働力不足の場合は、関連会社の人々を動員するとのことであった。これは、労働力の配分に良い影響であると認められる。

入植した場所は、小江干拓地と中央干拓地の両方にあり、2か所に分かれた不便さを実感していた。借受面積は小江干拓地に23.87haと中央干拓地に17.83haの合計41.7haであり5番目の広さである。入植当時の営農計画では、露地野菜でバレイショ、ハクサイ、ニンジン、ダイコンの品目が上がっていた。営農当初の2008年ころE氏は営農経験がなく、社内の農業経験者や干拓地の入植者などに尋ねながら試行錯誤したという。

2008年の営農開始からE法人は小江干拓地の農地に、春作はバレイショを秋作にニンジン栽培した。しかし、雑草や病害虫との戦いであまりよくできなかったという。各地にも研修

に出かけて最近はやっと農業経営が軌道に乗り始めた。2010年の計画と土地利用から、全体では小江干拓地の3圃場が休耕になっている。ダイコンが小江と中央の両方に4圃場にあり合わせて18.55ha、バレイショが2圃場で6.05ha、ニンジンが2圃場で7.65ha、タマネギが1圃場で3.7haとなっている。作付面積の大きいダイコンは、市場出荷と契約栽培となっていて有名なファミリーレストランなどに出荷されている。

土づくりに必要な堆肥は、周辺の畜産農家から購入している。この干拓地の土地条件を聞くと小江干拓地の方は水捌けが悪く、中央干拓地の方がよいとのことであった。

3年目の聞き取りでは、休耕地がみられ、借受面積が少し広すぎたということであった。これが、今回減少させるもとになったと思われる。実態は41.70haであったが、28.16haの減少で、現在は13.54haとなった。場所は中央干拓からは撤退し、小江干拓のみとなった。

借受面積が減少したのは、1件のみの法人であった。かつての聞き取り調査でも休耕地が多く存在し全体の借受面積が広大で初めての農業経営には無理があったと思われる。

4) 撤退法人・農家

①農家番号4（飼料作物）

この農家は、諫早湾干拓地中央干拓地の出口近くにあり、干拓地ができる前はノリの養殖も従事していたという。今までは肉用牛飼育のため、干拓地は11.87haの飼料作物畑を借り受けていた。

今回の更新に当たっては、干拓地での賃貸料が高いためと配分農地が遠距離であったことなどから自主的に更新しなかった。この農家は近くの減反した水田で安く借りられる農家と契約したという。聞き取り調査では、この入植者はこの干拓地の政策にも不満を持ち、大規模な企業が農業に参入してくることに抵抗感が存在しているようであった。

②農家番号23（露地野菜）

農家番号23の農家は、雲仙市で水田3haと畑地3haの計6haを所有し、一部施設のハウスでグリーンアスパラガスを栽培していた。水田ではアイガモ農法を取り入れた水稻作を、畑作では種バレイショの栽培をしていた。家族労働は、父・母・本人・妻であり、叔父が手伝い合計5人で経営していた。バレイショの掘り取りには、3～4名を雇用するとのことであった。この農家は、以前から農薬などを極力使用しない環境保全型農業に取り組んでいた。

とくに、この農家は畑地で種バレイショを規模拡大したい目的で、小江干拓地に貸与を希望した。この農家の居住地である雲仙市の周辺では、種バレイショを30戸の農家が栽培しているが、よく病虫害に悩まされていた。そこで、この中の2戸の農家が病虫害に悩まされない新

しい農地を求めて入植した。この農家が貸与された農地は、小江干拓地の北東端の3.55haである。この土地自体、この農家の希望地であり、土壌が砂混じりの潟土で畑地に良いということであった。ここでは3年の輪作で種バレイショ・カボチャ・その他の野菜を栽培した。

この農家は、後継が若い女性であり後継者に見通しがたたないため辞退したことが考えられる。しかし、この干拓地では、現在の借受者がこの地から撤退しても農地を他の農業者に貸与できるメリットがある。

この干拓地で飼料作物での入植は、他の経営と異なり厳しいものと予測できる。なぜなら飼料はそのまま出荷するものではなく家畜の餌であり直接収入にはならないためである。農家番号23は、後継者問題を抱えていて、借受農地も小江干拓の一番奥でその位置も影響したとも推測できる。

この少数の事例から判断するのは難しいが、露地野菜の営農に差が出ていることが分かる。また、畜産の飼料作物も影響している。これは広い栽培面積から利益を上げないと賃貸料も支払えないということである。よって、栽培する作目選択が重要な役割を果たすといえよう。

おわりに

この長崎県の諫早湾干拓地は、現在諫早湾調整池の潮受け堤排水門の開門問題を抱えている。3年ぶりに調査に入ったこの干拓地は5年が過ぎるという節目を迎えていた。営農に影響する5年目に実施された賃貸契約の更新の実態を、そして今までの継続で最近の2年間の営農展開を明らかにした。

諫早湾干拓地に入植して今年が5年目に当たり、今年が更新の年であった。最初は現入植者に再申請を出してもらった形がとられた。再申請の条件としては借地料を滞納している入植者とは更新しないというものであった。これを適応すると、1法人、1農家入植者がそれに該当した。その他に、自主的な辞退が5農家であった。また、面積を減少希望が1法人であった。そのため農地666haのうち107.91haが更新しなかったという結果で、全体の16.2%となっている。

全体の最初の入植者は法人が16、農家が25の合計41法人である。拡大した法人・農家は7、撤退した法人・農家は7、面積を減少した法人・農家は1、残り21法人・農家はそのままの面積である。撤退した率でいうと17.0%となっている。

営農開始時に入植者が選抜された割には、多くの撤退者が出ている。これは、新しい賃貸方式という形、それとも各入植者の経営が問題なのかは検討すべきであろう。

ここでは、営農展開を2年間（2011年と2012年）を示すこととした。なぜならこの間2年

間は調査が足止めされたこと、2013年冬までとしたのは、これ以降は更新した新しい形が生起すると思われたからである。

まず、5年間の耕地利用状況を比較してみると、2008年度から収穫済面積が増加したものとしては露地野菜、その他の野菜、施設園芸であり、減少傾向は飼料作物と緑肥である。耕地利用率を示すために、収穫済面積を農地面積（666ha）で割ると2008年度から165.0%、153.9%、153.6%、170.8%、158.8%と続き、平均してみると160.5%であり効率的に利用されていることが読み取れる。特に増加が著しいのが施設園芸で2008年の6.9haから2012年現在24.4haに伸びている。これは、ハウス施設の増加のためである。収穫済面積で増加が多いのは露地野菜で5年間に128.4haと伸びて、作付品種も多くなっている。

季節で比較してみると、過去3年間の秋季の作付状況は、露地野菜が増加傾向で43.9haの増加となっている。この3年間で変動が大きいのは飼料作物である。冬季の利用がこのように盛んなのは、雪の影響がなくそれほど低温にならないことが土地利用できる理由と思われる。

過去3年間の春季の作付状況をみると、作付面積の合計では、2013年5月が減少している。これは、賃貸の更新時期に当たり引継ぎが十分ではなかったことが予測される。施設園芸は、直接賃貸の更新にかかわっていないため、2013年春季は13.9haと増加している。夏季の干拓地は、高温になり栽培植物には不適となり中心が飼料作物になることが確かめられた。

この干拓地では、今年の賃貸更新に対して入植者がどのように対応したか検証する為、これまでの農地面積と比較して、拡大、維持、減少、撤退した法人・農家に分けて検討してみた。

資料不足で十分な検討ができなかったが、入植者にとって農業に取り組む姿勢や作目選択が大きく影響し、広大な面積を借り受けた露地野菜や飼料作物の入植者に減少や撤退が多いといえる。しかし、5年を更新の年にして一部が交代することは、今までの干拓地の在り方からして必要と思われる。

参考文献

- 諫早市（1990）：『諫早近代史』878p.
 諫早湾地域振興基金（1993）：『諫早湾干拓のあゆみ』580p.
 長崎県諫早湾干拓課（2012）：『諫早湾干拓事業ってなんだろう—開門による影響 22の視点で考える—』41p.
 助長崎県農業振興公社（2012）：「諫早湾干拓地及び再募集の概要」3p.
 助長崎県農業振興公社（2012）：「諫早湾干拓地農業者の再募集要項」4p.
 長崎県（2011）：『諫早湾干拓事業って何だろう？ 開門による影響 22の視点で考える』41p.

長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅲ（2011年～2012年）

- 山野明男（1998）：「入植農家からみた干拓地農業の変容過程—名古屋近郊鍋田干拓地の事例—」地学雑誌 107-1 25-48.
- 山野明男（1999）：「愛知県鍋田干拓地における農地の所有権移転に関する研究」愛知学院短期大学研究紀要 7 148-164.
- 山野明男（2006）：『日本の干拓地』農林統計協会 277p.
- 山野明男（2007）：「長崎県諫早湾干拓地の造成と入植計画の一考察」地理学報告105号 1-12.
- 山野明男（2009）：「長崎県諫早湾干拓地における新しい入植形態に関する一考察」愛知学院大学教養部紀要 56-4 67-84.
- 山野明男（2010）：「長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅰ（2008～2009年）」愛知学院大学教養部紀要57-4 25-46.
- 山野明男（2011）：「長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅱ（2009～2010年）」愛知学院大学教養部紀要58-4 51-71.
- 山野明男（2014）：『干拓地の農業と土地利用—諫早湾干拓地を中心として—』あるむ 201p.

Visual Basic によるプログラミング入門

虎 澤 慶 太

はじめに

情報処理教育センターにおいて情報科学 I の科目でプログラミング入門として、Micro Soft 社製 Visual Basic6.0 (以降 VB6 と省略する) を用いた授業を 2006 年より 8 年にわたって行ってきた。しかし、Windows-XP のサポート終了に伴いこの言語の利用も 2013 年度の授業を最後にせざるを得なくなった。そこで VB6 を使った授業を終了するにあたり、これまで行ってきた情報科学の授業内容をまとめ記録しておくことにした。

授業の目的

VB6 は GUI (Graphical User Interface) のフォームに部品を貼り付け、わずかな命令文を記述することで、32Bit 版 Windows 上で実行可能なプログラムを簡単に完成させることができ、プログラミングの初心者にもアプリケーションを作ることができる言語として便利なものである。また Basic 言語 (Beginner's All-purpose Symbolic Instruction Code) という名称自体、「初心者向け汎用記号命令コード」と言う意味である。そのため入門の位置づけの授業にふさわしいと思いこの言語を使った授業をすることにした。

またこの VB6 を使った授業を始めたのは「情報」が高校の必修教科となり、それ以前に行っていたワープロ、表計算、プレゼンテーションソフトを使ったコンピュータ入門の授業が、高校での授業内容とかなりの部分で重複するようになったため、高校で行う授業内容と異なるものをおこなうためでもあった。しかしこの言語は 1998 年に発売された 32Bit 版 Windows 対応

の最終バージョンであり、2008年4月にはサポートも終了している。この授業を始めた2006年にはVB6のソフトウェアはすでに販売が終了しており、授業の準備は情報処理教育センターのクライアント室に行っておこなう必要があった。

授業の内容

授業の概略は次のようである。

まず、始めにVB6の起動方法と終了時に注意すべき点をプリントにまとめ配布した。そして、続く2回の授業でVB6を使うことで簡単にアプリケーションを作ることができることを示し、なおかつ初回の授業で注意した終了時に行う一連の操作について復習を行った。次いで、授業の中心となるデータの処理プログラムを作るために、データの入出力とファイルへの保存と読み出しのためいわゆる「memoプログラム」というアプリケーションを作成した。そして、そのアプリケーションにコマンドボタンの追加や、それに伴う新しいサブルーチンを追加、拡張することで徐々にアプリケーション中で行う処理を増やしていった。

続いて、繰り返し命令のDo LoopとFor Nextの使い分けと処理の違いについて学び、再帰的プログラムを学んだ。最後に定期試験の代わりとして簡単な文字の処理を行うことで暗号化した問題文を解説して課題とした。

では、授業内容を授業をおこなった順に列挙していく。なお、これらの授業内容は少しずつ改良を加えていった結果として2013年春学期に行ったものである。何回目の授業であるか判るように、番号を始めに付記している。

1. 時刻と日付の表示プログラム

VB6の起動方法と終了時に注意すべき点をプリントにまとめ、簡単なアプリケーションの作成をした。GUIのフォームにコマンドボタンと表示部であるラベルの部品を貼付け、フォームのデザインを行う。そしてコマンドボタンが押下されたときに行うサブルーチンを「コード」として入力した。さらにプロパティの設定とその意味について学んだ。この回のプログラムは、「確認」ボタンを押下すると二カ所設定した日付と時刻の表示部に、ボタンを押した時点の日時と時刻を表示するものである。

2. デジタル時計の作成

1 回目で作ったプログラムをもとに、デジタル時計を作成した。これは受講生ごとに写真等の画像を用意させ、各自オリジナルのデジタル時計を作成した。この回のプログラムでは、前回おこなった「確認」ボタンを押す代わりに「タイマー」機能を利用してあらかじめプロパティの設定で指定した時間ごとにサブルーチンを起動して表示を更新させるようにしたものである。

3. ストップウォッチ機能付きデジタル時計の作成

2 回目の授業で作成したデジタル時計にストップウォッチ機能を追加した (図 1)。

これには本来表示部として使うラベルの部品を、プロパティ機能により「透明化」してデジタル時計の画像の上に配置することで画像の特定の位置が見えないボタンとして働くように工夫したものである。例としてあげたものでは、犬の鼻の周辺がスタートボタン、舌の周辺がストップボタン、そしてよだれかけ周辺が表示のクリアボタンとなっている。また、ボタンとなっていることが解りやすいように、マウスカーソルの形状が鼻の周辺では砂時計に、舌の周辺では禁止マーク、そしてよだれかけ周辺ではクロスカーソルへと変化するようにしてある。



図 1

(スクリーンショットでは、マウスカーソルが表示されないため写っていない)

この授業は、1 回目、2 回目の授業のまとめであると同時に簡単な作業でちょっとしたプログラムを作ることができる事を示すとともに、後にプログラムが計算を行うのに必要とした時間を測定するためのルーチンを伏線として与えておく事が目的である。

4. memo プログラムの作成

データ処理のためのプログラムを行う前段階として、データの入出力と保存・作成のための基本的な処理を行う事のできる memo プログラムを作成した (図 2)。この回からはフォームのデザイン、基本的なサブルーチンのコードや学生が間違えやすいコードなどは「ひな形」として授業用サーバーに置いたものを、学生が各自のマイドキュメントにコピーしてから操作す

るように指導した。(図3) また、この授業では動作に必要なコードをプリントにして配布した。

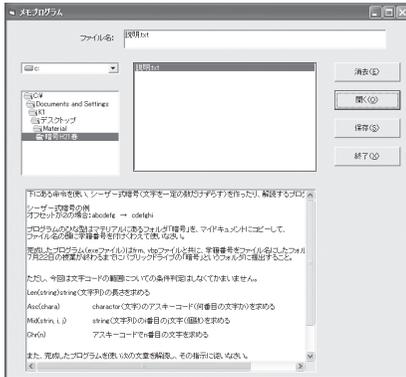


図 2

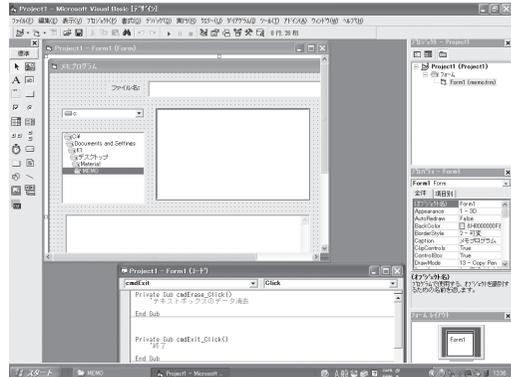


図 3

このプリントでは「ひな形」のコード部分から虫喰いにした部分を太字で表示してあり、また虫喰い部分の前にはどのような作業をするためのコードであるかを示すコメント文を付けて入力を助けている。以下にコードの一部を示す。

Private Sub cmdErase_Click()

‘テキストボックスのデータ消去

txtFilename.Text = ""

txtDisplayBox.Text = ""

End Sub

Private Sub cmdEnd_Click()

‘終了

End

End Sub

以下略

5. 判定プログラムの作成

300人分の架空の学籍番号と、それぞれに点数を乱数で作成したものを CVS 形式のテスト

データとして用意し、各自の点数を AA から E までのアルファベットによる成績判定に変換して表示するプログラムを作成した（図 4、図 5）。点数により複数の判定値から選択するため、Select Case 文を使った分岐を学んだ。

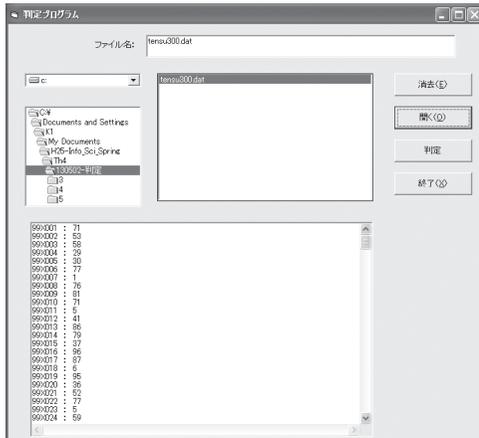


図 4

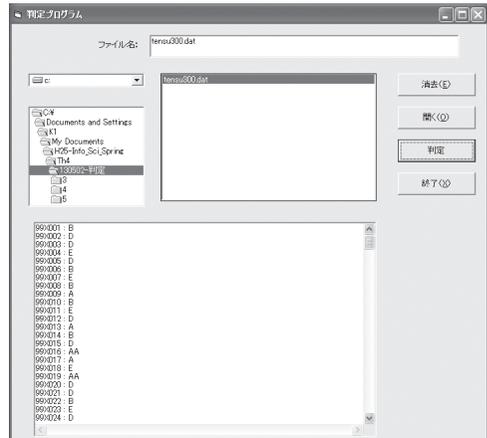


図 5

以下にコードの一部を示す。

```

'判定をする
Select Case Val(temp(i,2))
    Case 90 To 100
        temp(i,3) = "AA"
    Case 80 To 89
        temp(i,3) = "A"
        (中略)
End Select
以下略
    
```

この回のひな形から「保存」のコマンドボタンをのぞいたものを使った。これは、この授業内容を始めた頃、「判定」した後のデータを保存してしまい、それ以降テストデータを使う事ができなくなってしまう学生が後を絶たず、基となるデータの改変を防ぐためである。

6、7. 並べ替えプログラムの作成（バブルアップ法）

5 回目の授業で使った架空の成績を、点数の順で並べ替えるプログラムを作成した（図 6、図 7）。この授業では、降順に並べ替えるルーチンのみを与えた。

以下にコードの一部を示す。

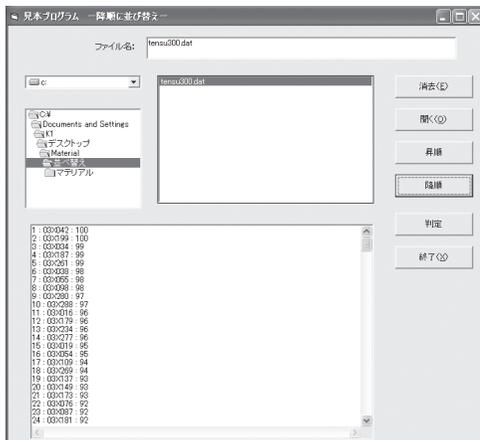


図 6

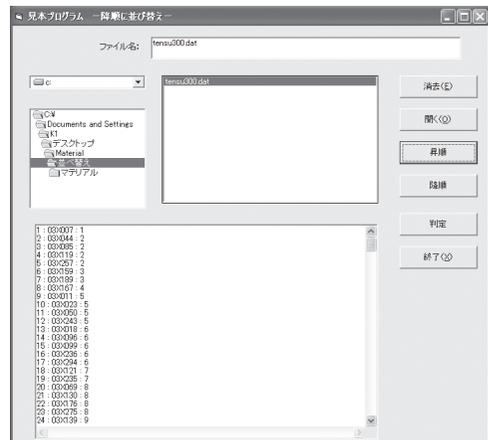


図 7

Do

F = 0

For i = i To c - 1

‘点数を較べる（どっちが大きいかな？）

If Val(a(i + 1, 3)) > Val(a(i, 3)) Then

‘後の点数が大きければデータを一時退避する

g(1, 2) = a(i + 1, 2)

g(1, 3) = a(i + 1, 3)

(中略)

F = 0

End If

Next i

‘入れ替えがなくなるまで繰り返す

Loop Until F = 0

以下略

ここでは、それぞれの命令がどのような作業をしているかコメントとして明記した。この授業では「昇順」に並べ替えるためのコマンドボタンの追加と昇順に並べ替えるためのルーチンも作成する事に加え、2回の授業を充てた。この並べ替えプログラムでは隣り合うデータ同士を比べ、入れ替えがなくなるまで繰り返す、俗にバブルアップ法という効率の悪い方法を使用した。しかし、この考え方は非常に簡単なものなので並べ替えの原理を理解するためにはふさわしいと考え、これを使用した。

8. 九九プログラムの作成 (For 文による繰り返し)

九九の表を「横何番目まで」「縦何段目まで」を任意に入力し、表を出力するプログラムを作成した (図8)。

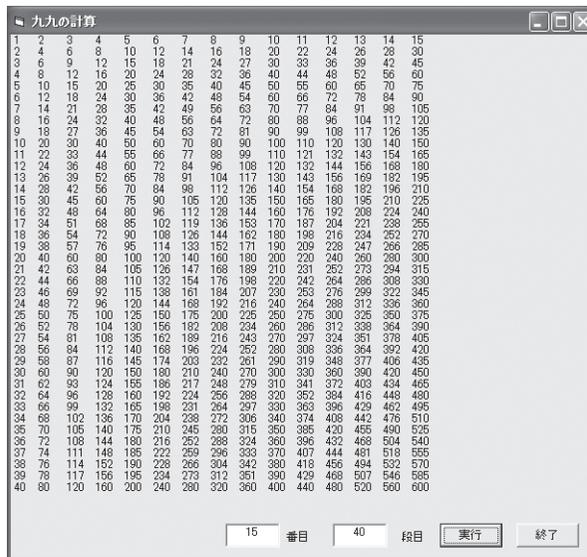


図 8

For 文を使い、繰り返しを入れ籠にする仕方を学んだ。この時の表示方法は、それまでに使ってきた TextBox とは違い、そのまま Form 内に表示する方法を使った。この回のひな形は「何段目」と縦の範囲を問い、横 9 列までを計算し出力するものを与えた。学生は横「何番目」までかをテキストボックス txtYoko に入力し、その数値を使用するために繰り返しの範囲について書き換えるようにした。また、コメント中にその行でおこなう命令を記述し、下線部が入力すべき所である事を示した。以下に変更前のひな形のコードの一部を示す。この回からコメントはその行に付加した。

```
Private Sub cmdJikkou_Click()
    For i = 1 To txtTate
        For j = 1 To 9
            Form1.Print ____ ; Tab(6 * j);           ‘i * j を 6 桁ごとに表示する
        Next j
        Form1.print                                     ‘改行する
    Next i
End Sub
```

今回使用した表示方法では、TextBox の場合と違い print 命令の後に何も付加しないと自動的に改行してしまう。そのため自動改行を防ぐ命令（セミコロンを print 命令に付加する）を付け加えながらコードを書いていく必要がある。また、このプログラムでは桁をそろえた表示にするため、参考文献 1 にある書式を参考にした。

9. 九九プログラムの作成 (Do-Loop 文による繰り返し)

8 回目と同じ九九の表を出力するプログラムだが、繰り返しの仕方を Do Loop 文で行った。この繰り返しでは For 文と異なり、While/Until を使い条件判断を繰り返しの始めか終わりで行う事により、より細かに制御ができる点で有用である。今回は繰り返しの終わりに判断をする事にした。以下にひな形のコードの一部を示す。

```
Private Sub cmdJikkou_Click()
    Dim __ As _____ ‘i を整数とする
    Dim __ As _____ ‘j を整数とする
```

```

i = __                ' i を 1 にする
Do
    j = __            ' j を 1 にする
    Do
        Form1.Print ____; Tab( 6 * j);    ' i * j を 6 桁ごとに表示する
        j = ____        ' j を 1 増やす
    Loop Until _____    ' j が txtYoko より小さい間
    Form1.print          ' 改行する
    i = ____            ' i を 1 増やす
Loop Until _____    ' i が txtTate より小さい間
Form1.print             ' 改行する
End Sub
    以下略

```

10. フィボナッチ数列プログラムの作成

次の回に行う「再帰的プログラミング」のために、まず For 文を使った通常の繰り返しによるフィボナッチ数列の計算、表示をするプログラムを作成した。ちなみに、フィボナッチ数列とは「1、1、2、3、5、8、13、21、34、55、...」というもので、最初の2つを1とし、以後、前の2つを足し合わせたものを次の数としていくものである。この回のひな形は歯抜けのコードと、プリントで1番目から10番目のフィボナッチ数を表示するものを与えた。完成形はプリントを参考にして45番目までの任意のフィボナッチ数を表示させるものにコードを書き換えさせるものとした。

11. フィボナッチ数列プログラムの作成（再帰的プログラミング）

前回行った通常の繰り返しによるフィボナッチ数列の計算を、計算の定義から再帰的に求める方法を学んだ。この再帰的プログラミング法は計算の定義をすれば、引数を与えて計算を呼び出すだけで答えを求められ、直感的にプログラムができる方法である。ただ、再帰的計算には1つ次の答えを求めるためにはそれまでの計算に必要とした時間の、およそ倍の時間が必要となる。また、必要とするメモリも等比級数的に必要量が増えていく。そのため、実際のプログラミングにおいては再帰的プログラミングは避けるべきものである。このことを学生に実体

験させるため、「通常の計算」(図9)と「再帰的計算」(図10)の2種類のコマンドボタンをフォームに作り、3回目の授業で使った時間計測のための命令を組み込む事でそれぞれの計算にかかった時間を計測し表示した。

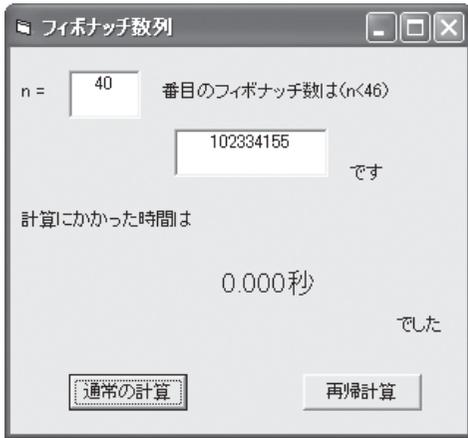


図9

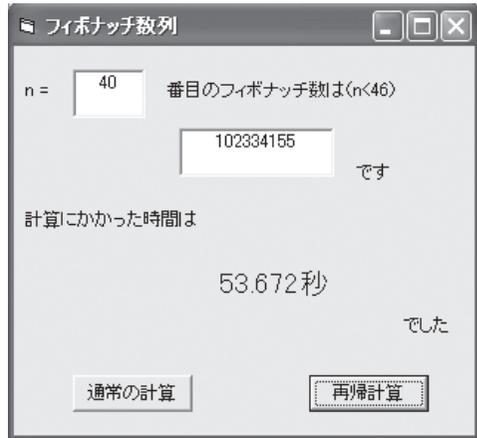


図10

図11は再帰的計算をおこなう部分のコードを示した。

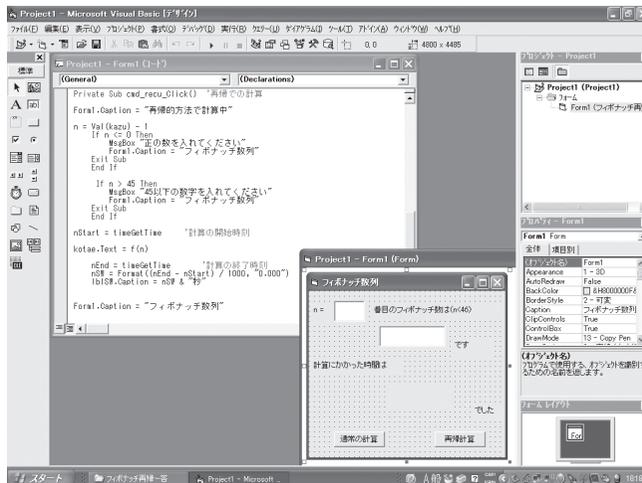


図11

12. 並べ替えプログラムの作成（コムソート法）

6、7回目に行ったバブルアップ法による並べ替えをもとに、データの比較対象を隣接するデータから、全データ数の1.3での除数を変数名 `gap`（但し整数部のみ）として、`gap` だけ離れたデータと比較する。次の繰り返しでは `gap` の1.3での除数を新たな `gap` として次の比較を行っていく。この方法をコムソート（comb sort）法と言い、バブルアップ法と比べ50倍以上高速に並べ替えることができる。それまでは300人分のデータであったがコムソート法での並べ替えが100分の1秒以上になるようにするため、データを1000人分に増やして使った。11回目と同様にしてバブルアップ法（図12）とコムソート法（図13）での実行時間を計測するようにした。

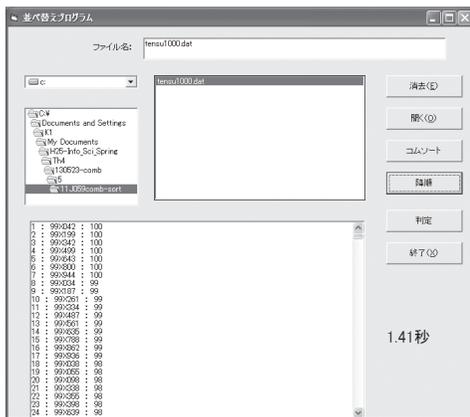


図12

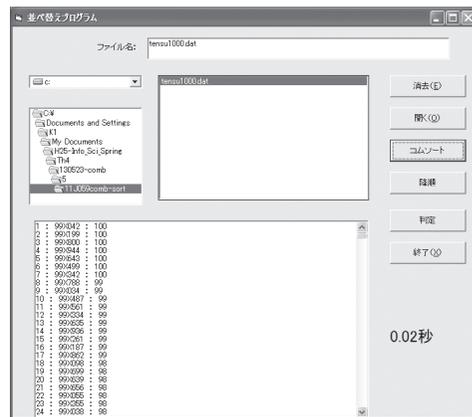


図13

13. ハノイの塔プログラムの作成（再帰的プログラミング2）

11回目に行った再帰的プログラミングであるが、関数の定義にはもう1つの定義の仕方がある事を示した。また、すでに再帰的プログラムは実用に向かないものである事を学んだ訳であるが、ゲームの一種である「ハノイの塔」を計算により解く場合には、再帰的プログラミングの方法を使う事により極めて簡単にプログラムを記述し解く事が可能となる。これは再帰的プログラミングが有効である、数少ない例のひとつである。ひな形は歯抜けにしてあり、学生にはプリントとして Tiny Basic で書かれたコードを示し、二つのコードを比較し歯抜けの部分を補うように指導した。以下に5枚のディスクでおこなう場合の Tiny Basic のコード（参考文献2）を示す。

‘実行部分

Call Hanoi(5, “A” , “B” , “C”)

End

‘手順の定義

Sub Hanoi(n, A\$, B\$, C\$)

 If n > 0 then

 Call Hanoi(n - 1, A\$, C\$, B\$)

 Print n; “番の円盤を” ; A\$; ” から” ; B\$; “へ移動”

 Call Hanoi(n - 1, C\$, B\$, A\$)

 End If

End Sub

図にはディスクが9枚（図14）と10枚（図15）の場合の実行例が示してある。このようにディスクが1枚増やすごとにおよそ4倍の計算時間が必要になる。

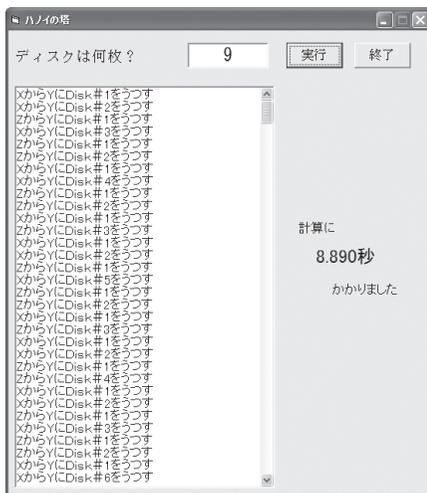


図 14

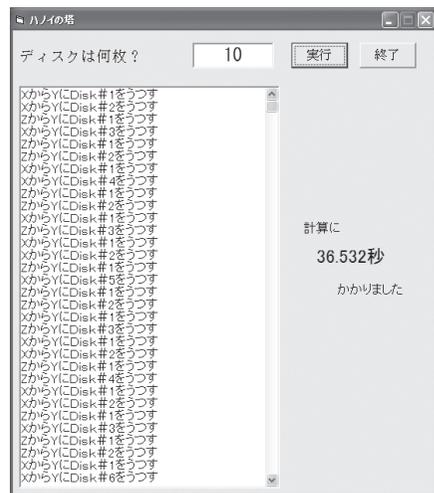


図 15

14.15. シーザー式暗号プログラムの作成

この授業は定期試験の代わりとなる内容として行った。古典的な暗号化法の1つであるシー

ザー式暗号について簡単な説明とプログラム中に使うべき VB の命令を示し、かつ参考となる WEB サイトの探し方を明記したファイルを学生に示した。さらにこのファイルの最後には最終課題である暗号化した文章が記載されており、完成したプログラムを使いこの暗号文を解読してその内容の問題（SPI の練習問題）を解き、虎澤に口頭で答えを伝える事で試験の代わりとした。

実際のファイルは以下のようなものである。

ファイルここから

下にある命令を使い、シーザー式暗号（文字を一定の数だけずらす）を作ったり、解読するプログラムを作りなさい。

シーザー式暗号の例

ずらす量が 2 の場合： abcdefg → cdefghi

プログラムのひな型はマテリアルにあるフォルダ「暗号」を、マイドキュメントにコピーして、ファイル名の頭に学籍番号を付けかわえて使いなさい。
完成したプログラム（exe ファイル）は frm、vbp ファイルと共に、フォルダ名「学籍番号＋暗号」に入れ、春学期の授業が終わるまでにパブリックドライブの「暗号」というフォルダに提出すること。

今回は文字コードの範囲についての条件判定はしなくてかまいません。

プログラム中で使うと良い命令は次の通りです。

Len(string) string（文字列）の長さを求める

Asc(chara) charactor（文字）のアスキーコード（何番目の文字か）を求める

Mid(string, i, j) string（文字列）の i 番目の j 文字（個数）を求める

Chr(n) アスキーコードで n 番目の文字を求める

また、完成したプログラムを使い次の文章を解読し、その指示に従いなさい。
オフセットは - 9 ～ 9 のあいだです。

~~~~~ ここから ~~~~~  
いれ灰巖と 211 仁ん耐賞ぬ謀沙んじだどごわ。ザービイヴんじ  
だごとはいれ仁ぼ 39 仁。ポトイーポーナーんじだごどはいれ仁  
ぼ 56 仁。チュピヴケはむんじだごどはいれ仁ぼ 52 仁とじだ、  
ぞはうせろやじだごどはにう仁きうにうどぎ。ザーブイヴどポトイ  
ーポーナは凌朋んじだごどはいれ仁ぼ伽仁とずが、  
~~~~~ ここまで ~~~~~

ファイルここまで

また、完成したプログラムを使い上にある暗号文を解読すると図16のようになる。

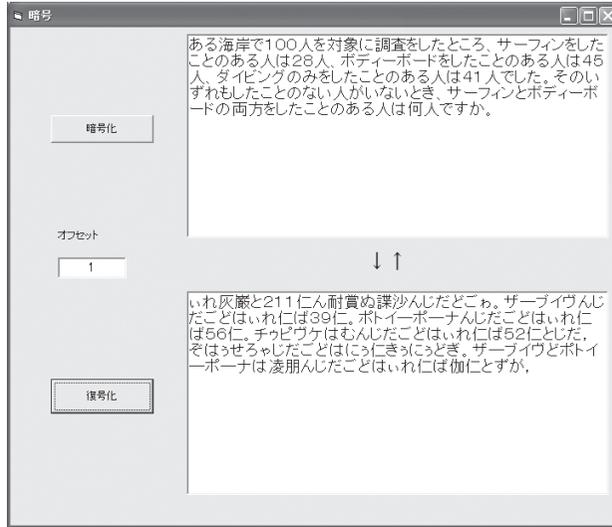


図16

まとめ

これらの課題を通してプログラムがどのようなものであるかを実感し、かつプログラミングに必要な論理的思考を身につける事が、少ないながらもできたのではないかと思う。受講生が文系の学生である事から「不等号」という言葉を始めとした数学用語は仕方がないとしても、エクスクラメーション・マーク、ダブルクォーテーションや、コロンといった高等学校以前に習うであろう英記号を知らない学生が多く見受けられるようになり、それぞれを「ビックリマーク」「ちょんちょん」「点々」等と言い替えなければならない。また、8回目の授業で使用した歯抜けのコードで、

```
Form1.Print ____; Tab(6*j); 'i*jを6桁ごとに表示する
```

とあるのに、 $i*j$ を下線部に入力する事が理解できない学生が少なからず見られた。これは9回目以降の授業でも同じ学生でこの傾向が見られた。これは、そこに書かれている文章の意味を読み取り、次の行動につなげるという作業を十分に訓練されていないことを示している。これらのことから、いわゆる知育をふくむ基礎的な学習能力の涵養が必要であると思われる。

参考文献

1. 戸川隼人「ザ・Visual Basic」サイエンス社 (1999)
2. 古川直樹・五百蔵重典「コンピュータ言語」日経BPソフトプレス (2004)

『ベルタ・フォン・ズットナー』 シュテファン・ツヴァイク

世界大戦中の一九一七年、ベルンにおける民族協調を目指す
国際女性会議開幕にあたってのスピーチ

訳：糸井川 修・中村 実生

あらゆる価値を極めて巧みに転換させた現代は、現実世界のみならず、精神世界にも変化をもたらしました。かつて心の天空の高みに輝く星座のごとく畏敬の対象であった幾つかの名前は日常の光の中に没し、その一方で、平和な時代にはほとんど顧みられなかった人物たちが様々な出来事の投げかける影を背景に浮かび上がり、私たちの内なる世界において一段と存在感を増しています。そして今日では他のどの名前にもまして、長い間嘲笑的に語られてきた一人の女性の名前が私たちの心に聞こえてくるようになりました。ベルタ・フォン・ズットナーというその名前は、将来、精神史における英雄的かつ悲劇的名前の一つに数え入れられるでしょう。目には見えませんが、彼女の人生を貫いた考えが、今や全ヨーロッパ世界に命を吹き込んでいます。その息吹は、この瞬間にも満ちています。そして彼女の思想は本当は皆さんの中に生きているのですから、自らの人生を賭け、私たちの人生の中にその思想を築いてくれたあの女性を思い出さないのは、物忘れというにはあまりに恩知らずではないでしょうか。

ほかでもない私という人間に、この並外れた女性について皆さんにお話する権利があるのかどうか、私には分かりません。というのも——包み隠さず恥を承知で申し上げれば——私自身、彼女がまだ活動していたときに、彼女を心から尊敬することも彼女の作品の価値を十分に評価もしなかった、あまりに多くの人間の一人であると認めざるをえないからです。そして、もしその気になったなら、そうすることはなんと容易だったでしょう、なんと素晴らしく、感謝のこもった義務だったでしょう！ 彼女はすぐ近くに、ウィーンという私たちの世界の真只中に生きていたのです。彼女は私たちの身近にいて、一人ひとりに理解を求めていました。

そして、いつでも彼女にとって最高の喜びは、自分の思想の新たな信奉者を集めることでした。何度も、私は彼女に会う機会がありました¹⁾。彼女の善良さの表れた姿、温和な人となり、すでに年老いていたこの女性に生気を与えていた行動への意志が持つ無限の力、それらがあまりに感動的にありありと伝わってくるために、誰人も彼女に対する尊敬の念を抑えることはできませんでした。深い共感を抱いて、心ある一人ひとりが彼女の行動に続かねばなりません。ところが、彼女が将来に対する不安にかられ情熱を燃やして行動したとき、私たち皆がその思想に対して抱いたのは、なんと煮え切らぬ、ぞんざいで、怠惰な共感だったことでしょう。私たちは認めなくてはなりません。彼女の情熱的な努力がヨーロッパの思索の中心に置かれることなく、小さな会議の場に限られ、表には現れず、ほとんど気づかれないほどの影響しか及ぼさなかったことについては、結局、私たち全員が同罪なのです。そして、今の遅ればせの感謝の気持ちは、私たちを償い切れない罪から放免するものではありません。しかしながら、私たちは自分の過ちを認識すればするほど、一層この女性の道徳的な美しさと時代を越えた使命を正しく評価し、認識することもできるようになるのです。

皆さんがご存知のとおり、ベルタ・フォン・ズットナーは、今日私たちが怒りを覚えながらもその無力な証人となっている、この恐ろしい出来事を実際に体験することを免れました。そして、皆さんが集っている今日この場所で彼女が先頭に立つのを引き止めることができたのは、死だけでした。彼女は、あのサライエヴォにおける暗殺の一週間前に亡くなりました²⁾。運命はこのような劇的な暗示を好むものです。その一ヶ月後にはもう、世界戦争の回避という彼女が生涯をかけた思想は、彼女の後を追って消えたように見えました。しかし、無常であるのは人間だけであって、思想は決してそうではありません。思想は、言うなれば人類の不滅の魂であり、一人ひとりの人間と国家の中に宿りますが、人間や国家とともに死んだように見えるときも、見かけだけのことなのです。それは実現されるまで、次々と新たな人へ受け継がれてゆきます。そしてベルタ・フォン・ズットナーが、もしかしたらもう間近であったかもしれないこの実現を体験することは、許されませんでした。彼女の生涯は一見無駄であったようにも見えます。まさにそれゆえに、悲劇へと変わってしまった私たちの時代の理念に他ならないこの人生に、思いを馳せることが必要なのです。

ベルタ・フォン・ズットナーはオーストリアの貴族で、キンスキー伯爵家の令嬢として生まれました³⁾。彼女の存命中の活動がすべて、この半世紀にオーストリアが行ったただ二つの戦争、すなわち一八六六年の戦争⁴⁾と今次の戦争との間に挟まれているのは象徴的です。この二つのうちの最初の戦争を見たとき、彼女はまだほとんど子供でした。しかし、真の女性が戦争を目にしたときのように、彼女はあらゆる人間的な同情と計り知れない恐怖をもって見たのです。そして、その後の彼女の全人生は、この恐怖が彼女の祖国で、また全世界で繰り返される

のを防ぐ——なぜなら彼女はただオーストリア人であるだけでなく、世界市民でもあったのです——という考えだけに向けられました。彼女は最初の本の題名に用いた三つの単語に、述べたいと思ったことすべてを込めました。それは『武器を捨てよ！』*Die Waffen nieder!*と呼ばれました⁵⁾。皆さんがご存知のとおり、この本は——残念ながらその思想はまだなのですが——世界中に広まりました。今までにただ一度だけ、女性が文学作品を通して、このような人の心への訴えかけに成功を取めたことがありました。アメリカのピーチャー=ストー夫人の小説『アンクル・トムの小屋』です⁶⁾。この作品は独力で奴隷制を打ち負かし、幾百万の隷属せる人々を解放しました。脅かされた幾百万の人間を自らの小冊子によって解放することは、またベルタ・フォン・ズットナーの文学活動の目的でもありました。そして、これは皆さんにとって意義深い一つの証左ではないでしょうか。もしも女性が自分自身に忠実であり続け、最も根源的な人間の力、すなわち同情と母親の情に訴えるならば、女性であっても芸術において頂点に達する能力が常に与えられているということなのです。ベルタ・フォン・ズットナーが世界に向かって「武器を捨てよ！」と叫んだとき、彼女はこの最も自然で、最も根源的な感覚、地上のすべての母が抱く母親の情に語りかけたのです。世界平和の思想を、より知的に、より観念的に作り上げた人は他にいたかもしれません。とりわけトルストイは、一つの生命が他の生命を尊重しなければならないことは人間の最高の自由であり、神への隷従であると感じていました。一連の哲学者、法学者、経済学者もまた、民族紛争を血によって決着するのを避けるために、影響力のある理論を考え出しました。そして私たちは今日ようやく、戦争の真っ只中になって、各々が背負う人間としての内的責任と国によって課される外的責任との不一致から数多の問題が生じていることに気づきました。しかし彼女、ベルタ・フォン・ズットナーは一路邁進しました。彼女は、ただひたすら人類の理性に聖なる妄信を寄せ、世界中のあらゆる聖書にある、まさにごく当たり前の真実、汝殺すなかれ、を繰り返し繰り返し説きました。彼女はそれを「武器を捨てよ！」という新しい言葉で、彼女以前には誰もなし得なかったほど情熱を込め、何度も、根気強く語ったのです。子供のいない彼女は世界に注ぐ愛を、限りなく、あり余るほど持っていました。彼女が初めて「武器を捨てよ！」というこの言葉を世界に向けて叫んだとき、人々は彼女のもとに駆け寄り、耳をそばだてました。しかし、彼女が「武器を捨てよ！ 武器を捨てよ！」と、同じ言葉ばかり繰り返すと、その好奇心は薄れ始めました。この思想の激しい一本調子は乏しさと、その明白さは凡庸さと見なされました。少なからぬ人が腹を立て、この平和の真っ只中でどうしていつも平和を求めて叫ぶ必要があるのか、と考えました。彼女は、かしこぶった私たちの世界で幽霊を見た人のように扱われ、世論は次第に彼女を心霊学者や神智学者、菜食主義者やヴォラピューク語⁷⁾の発明者たちが住む片隅へ、精神病棟と隣り合わせのあの路地裏へと追いやったのです。しかし、彼女は諦めませんでし

た。あたかも人類の脳裏にあの叫びを刻みつけようとするかのように、何度もあの叫びを繰り返しました。次第に、彼女はすっかり物笑いの種にされ、風刺新聞の「平和のベルタ (die Friedens-Berta)」⁸⁾となりました。そして善意を無知と同列に扱う、例の強い軽蔑をこめて、彼女は善良な女性と呼ばれたのです。

しかし、あの三つの単語しか世界に向かって言うことがないと思われていた女性こそ、カッサンドラ⁹⁾の深い本能的感情と、同時に望楼守リュンケウス¹⁰⁾の警戒心を備えていました。彼女は、不安に導かれて、この世界戦争をいわば気配によって嗅ぎとっただけではありません、数十年間、訴え続けた諸国民の良心であっただけではありません。彼女は時いたれば、この時代に唯一不可欠の武器を取ろうと思っていました。すなわち、組織です。いつものように、彼女は注意深く観察していました。いかにしてあらゆる国々で一斉に、恐るべき戦争という仕組みが作り上げられたのか。いかにしてその組織があらゆる分野を統合し、産業、文学、芸術を自らの領域に取りこんだのか。いかにして人類の低劣な本能である、高慢、嫉妬、殺意、名誉欲が、もう一方の最も高貴な本能である、感激、献身、一体感とともに原料として利用され、その仕組みの中で形を変えていったのか。そして彼女が悟ったのは、心が無防備ではそのような巨大な仕組みを破壊できないこと、そのような組織に対しては同じように強い、いや相手以上に強い別の組織で対抗しなければならないこと、すなわち戦争の組織には平和の組織で対抗しなければならないことでした。組織の捉え方については、色々な考えがあるかもしれませんが——組織を現代の人類の勝利として肯定しようと、また人格の機械化として否定しようと、それは現代における最強の存在形態として現にあるのです。それを破壊しようとする者でさえ、今日では、その方法を自ら用いることによってしか為し得ないのです。ベルタ・フォン・ズットナーは、このことを予感的に知った最初の人でした——「準備がすべてである」、この軍人が好む言葉を彼女は平和のために敵から奪い取り、様々なものが統合した危機に立ち向かうため、すべてを結集しようと試みたのです。そして、内なる心の準備と外に向けた準備というこの考えが、国家だけでなく、個々の人間にとっても、いざというときの唯一の頼みの綱であったことがはっきりと判明しました。なぜなら最初の日から反戦の立場をとった数少ない傑出した人間のほとんどすべてが、思いつきでそう行動したのではなく、自分たちの理念を掲げる組織を通じて行動したからです。トルストイは、二十年に渡る集中的な思考によって防備を固めていました。ロラン¹¹⁾はこの戦争の随分前に、自らの小説の中でヨーロッパの血を分けた諸文化を比較し、崩れ去ることのない、より高貴な共同体についての確信を得ました。不測の事態に驚かなかった人、つまり準備をしていた人、心構えのできていた人だけが、精神による抗議に全力を傾ける用意ができていたのです。もし、ほとんどすべての人々が驚いた側であるのなら、それは彼らがまだ間に合ううちにベルタ・フォン・ズットナーが始めた、あの反戦組

織に加わらなかったからに他なりません。いうまでもなく、この永遠の課題を前にして、彼女の人生はなんと短かったでしょう！ 戦争を求める心はなんと軽々しく、平和主義の足取りはなんと重いのでしょうか！ というのも前者は、力、高慢、激情といった人類の剥き出しの本能に訴えかけ、太古の時代に持ち出された根拠に固く守られる千年の伝統の上に成り立っています。一方、平和を求める心は、いつも譲歩と和解という隠れた本能を引き出さねばならず、ユートピアという不確かなもの以外、伝統に立ち向かうものは何もないのです。

これらの困難すべてを、彼女、ベルタ・フォン・ズットナーは、私たちが知るよりももっと正確に認識していたのかもしれませんが。けれども、彼女は理想主義者でした。このことは、大抵の人が考えているように、理念に対する現実の抵抗を見過ごすとか、見誤るということではありません。現実の抵抗にもかかわらず、絶対に必要と見定めた理念に最後まで生きることなのです。確かに、彼女が携えていたのは、「武器を捨てよ！」というこのたった一つの思想だけかもしれません。しかし、この思想が正しいものであったというだけでなく、私たちの時代における唯一無二の重要な思想であったこと、それが彼女を永遠に偉大たらしめるのです。そして、彼女の三十年という活動期間の仕事とは、この思想をますます深く現実^{じゆんじ}に根付かせることでした。しかしながら、誰が彼女を助けたのでしょうか、誰が彼女の側に立ったのでしょうか？ 誰が彼女の設立した平和協会に加入したのでしょうか？ 協会というものに対するあの不信から、自分たちは当然の務めを果たしているという卑しい高慢さから、私たちは皆、彼女の計画から距離を置いてはいなかったのでしょうか？ 私たちは皆、手を取り合うよりも一人ひとりでいた方がより本質的な活動ができると思っていなかったのでしょうか？ しかし彼女は人々の無関心をものともせず、粘り強く活動を続けて、オーストリアとハンガリーの平和協会を設立し¹²⁾、会議から会議へと駆けまわり、生半可な返事や曖昧な約束しか得られなくても、国家指導者や外交官を訪問し続けました。彼女は、大衆と諸国家の理解を得ようとしました。そして連帯を築けないと分かると、一人ひとりに目を向けました。彼女は、恐ろしい爆薬の発明家アルフレッド・ノーベルに会い、彼の良心を呼び覚ましました。その結果、彼は少なくとも一年に一回、人類に平和組織の存在を思い出させるあの賞を創設したのです¹³⁾。彼女は、昼夜分かたず数千の大砲と鉄砲が生産されるピッツバーグの紳士カーネギーに会い、自分の思想の味方にしました。彼女は、人間と人間を鎖のように結びつけました。小さな規模ではありましたが、最善の人々を結びつける、国家と国家の間に渡された鎖です。それは今日の三千万の兵士による激突の中にあつてすら、完全に引きちぎられてはいません。こうして、この人類の英雄的扇動者は、歴史に残る模範を示してくれました。女性は、たとえ選挙権を奪われて政治への公的な影響力を行使する権利がないにせよ、無為と無力を強いられたままではないのです。女性には、責任ある人々の良心を目覚めさせることによって、人間性を通じて人間へ、つまり心

から心へと働きかける道が常に開かれているのです。そして、彼女はどれほど人類の良心を揺り動かしたことでしょう。彼女は何と注意深く『平和の守り』¹⁴⁾についていたことでしょう。毎月、毎月、彼女はこの雑誌に諸々の出来事に関する批評を寄せました。それはほとんど読まれることも、論評されることもありませんでした——悲しむべきことに、すでに信念を持った千人の人々に読まれるだけで、信念を持たねばならなかった数十万の人々には読まれなかったのです！「武器を捨てよ！」という根本的な解決策を示したのは、彼女一人だけでした。その一方で、他の人々は外交的な塗り薬や政治的な飲み薬を使って、見せかけだけの一時的な健康を手に入れていたのです。バルタ・フォン・ズットナーは二十年前からこの世界戦争のことを分かっていました。その間、私たちの誰もが彼女のすぐ近くにいながら、何も感じぬまま自分の人生を生きていたのです。

しかし——私は皆さんに、そして自分自身に問います——私たちは何も予感していなかった、この世界戦争について知る由もなかった、と私が言うとき、私は本当に真実を口にしていくのでしょうか。然りと答えても、否と答えても、どちらも誇張があるように思います。なぜなら人間にはだれしも、一種独特な性質の知識があるからです。それは生への意志の本源的な機能と結びついた、特殊で危険な性質の知識であり、同時に無知なままでいたいという欲求です。私たちには、気づいていながら、それに気づいているのを意識していないことが多くあります。なぜなら私たちは、それに気づきたくないがゆえに、それを無理やり抑圧して潜在意識に、つまり心の薄明りの中に突き戻しているからです。私たちは誰でも、自分の中に死というものが巣食い、成長していることを知っています。しかし、より明るく生きるために、それを知ろうとはしません。そして、自分自身のために、あたかも永遠に生き続けられるかのごとく振舞っているのです。列車に乗って春の風景の中を走り抜け、車窓を流れる景色を楽しんでいるとき、前方では煤にまみれた半裸の男性がボイラーの炎の熱気に包まれて働いていることを、私たちは知っています。しかし、そんなことを考えていては心から楽しめないことは分かっているので、私たちはその考えを力づくで抑圧するのです。同じようにして、平和な暮らしを煩わされたくなかった私たちは、無頓着、無思慮、心の中にある自己保存の本能から、戦争が来ることを信じませんでした。しかし彼女、バルタ・フォン・ズットナーは、たった一人で悲劇的な使命を引き受けました。それは、トロイアのカッサンドラやエルサレムのエレミヤ¹⁵⁾のごとく、同時代からは煙たがられる、絶えず人を騒がせる役どころでした。彼女は怠惰な心に生きるよりも、むしろ人々から笑い者にされて生きるという英雄的な決断をしたのです。

しかし、嘲笑を浴びても決して行動を止めなかったというこのことが、今後も忘れてはならない彼女の偉大さであり、今この時のために彼女が示した模範なのです。ドストエフスキーは

かつてこう言いました。人間の最大の欠点、私たちの力を阻む最大の危険は、笑い者にされることへの不安である、と。彼女は尻込みせず達成不可能と思えることを要求しました。自分が唱えていた思想の深い悲劇性、平和主義のほとんど致命的な悲劇性について、彼女自身が他の誰よりもよく知っていました。平和主義は、決して時代に相応しいと思われないことです。平和にあっては余計、戦争にあっては愚か、平和にあっては無力で、戦時にあっては為すすべがありません。それでも彼女は、あの風車と戦った愚か者ドン・キホーテの役回りを、生涯、己が身に引き受けました。しかし、彼女が前々から知っていたこと、すなわちこの風車が挽きつづすのは風ではなくヨーロッパの青年たちの骨であることを、今日、私たちは戦慄とともに知ったのです。数百万の人々が戦場に立っているとき、達成不可能に思えることを求め、国家間の友愛と宥和の話をすれば、私たちがまた賢い人々や冷静な人々の前で、笑い者や愚か者の疑いをかけられるかもしれません。しかし、まさにこの気高い女性の例は、成功に影響と取り違えてはならないこと、一時のあいだ影響のないものが、将来は必ずしも実を結ばないわけではないことを示しています。私たちがこの女性に犯した罪と同じ罪を、今度は他の人々が私たちに対して犯すかもしれません。私たちは、彼女のすぐ近くに生きていながらおごりな友情しか持ち合わせず、責められても仕方のない消極的な態度で彼女の思想の実現を妨げたのです。彼女の例が驚くほど生き生きと示しているのは、ひたすら自分の思想に目を向け、自分の時代の中でその思想が持つ見かけの可能性にとらわれないとき、また人生の中から信念を作り上げ、そして信念の中から人生を作り上げていくとき、そのときにのみ、人の影響は命あるものになるということです。

使用テキスト

Stefan Zweig: Berta von Suttner. In: *Begegnungen mit Menschen, Büchern, Städten*. Wien-Leipzig-Zürich 1937, S.195–203. このスピーチの原稿は、第一次世界大戦末期、ズットナーの四周忌にあたる一九一八年六月二日にウィーンの新聞『ノイエ・フライエ・プレッセ』にも掲載された。これらのテキストでは、Bertha の名前が Berta と綴られている。

注

- 1) シュテファン・ツヴァイク（一八八一～一九四二）は、自伝的作品『昨日の世界』の中で、ズットナーとある出会いについて触れている。そのとき彼女は、「なぜあなたがた若い人たちは、何もなさらないのです？ 何よりもあなたがたにかかわりのあることなのですよ。どうかあなたがたの身をお守りなさい、力を併せてください！ 誰も耳を傾けてはくれない私たち二、三人の年寄った女たちに、いつもまかせ放しにしておかないでください」と、彼に語ったという。シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界』(I) 原田義人訳、みすず書房、一九七三年、三一〇～三一頁。

- 2) ベルタ・フォン・ズットナーが没したのは一九一四年六月二一日、サラエヴォにおけるオーストリア皇位継承者フランツ・フェルディナント夫妻暗殺事件は一九一四年六月二八日である。この暗殺事件から一ヶ月後の七月二八日、オーストリアはセルビアに対して宣戦布告を発し、第一次世界大戦が勃発した。
- 3) ベルタはプラハのキンスキー宮殿で一八四三年六月九日に生まれた。父親のフランツ・ヨーゼフ・キンスキーはベルタが生まれる直前に七五歳で死去。キンスキー家は名門の貴族であったが、母親ゾフィー（旧姓：フォン・ケルナー）が伝統的な高位貴族の家系でなかったため、ベルタは実際には一族の一員として受け入れられなかった。
- 4) ドイツの統一をめぐるオーストリアとプロイセンが戦った普墺戦争のこと。七週間戦争とも呼ばれるように、オーストリアはプロイセンの近代的軍備の前に大敗した。
- 5) 『武器を捨てよ!』は一八八九年、彼女が四六歳のときにドイツのピアソン出版社から千部出版された。その後、大きな反響を呼び、ズットナーがノーベル平和賞を受賞した一九〇五年には三七版を数え、十六の言語に翻訳されている。この本の成功により、彼女は自ら平和運動の最前線で活動するようになった。邦訳には、『武器を捨てよ!』(上・下)、ズットナー研究会訳、新日本出版社、二〇一一年、がある。なお、彼女はこの作品以前にも幾つかの小説を発表している。ツヴァイクがここで彼女の「最初の本」と言ったのは、この本は彼女が反戦と平和を主題に掲げた最初の本であったこと、そしてこの本によって初めて彼女の名前が世界的に有名になったことを踏まえていると思われる。
- 6) ストー夫人（一八一―～一八九六）の『アンクル・トム的小屋』が単行本として出版されたのは、一八五二年。『武器を捨てよ!』を読んで感銘を受けたトルストイ（一八二八～一九一〇）も、この二作品を比較して「奴隷制廃止の実現には、ピーチャー・ストー夫人という一人の婦人の、あの有名な作品が運動の先駆けとなりました。あなたの著作によって、戦争の廃止が実現されることを願います」と認めた手紙をズットナーに送っている。
- 7) ヴォラピェーク語（Volapük）は、一八七九年にドイツの司祭 J. M. シュライヤーが提唱した人工国際語。一時は支持を集めたが、エスペラント語等の登場によって衰退した。
- 8) ズットナーは今日オーストリアで「平和のベルタ」という呼び名で親しまれているが、ここに書かれているように、それはもともとズットナーを風刺した言葉であった。それが世界大戦を経て彼女を称賛する言葉に変わったのである。
- 9) カッサンドラは、ギリシャ神話に登場するトロイアの王女。アポロンに愛されて予言能力を授けられるが、後にその求愛を拒み、彼女の予言を人々が信じないように定められた。彼女はトロイアの破滅を予知し、それを防ごうと努力したが、聞き入れられなかった
- 10) リュンケウスは、ギリシャ神話中の人物で、鋭い視力を持つことで有名。ゲーテの著作『ファウスト』の中にも望楼守として登場する。
- 11) 第一次大戦勃発後、ツヴァイクはフランスの作家ロマン・ロラン（一八六六～一九四四）と交友を深め、ヒューマニストとして共に平和主義を支持し、ヨーロッパの統合という理想に向かって行動した。
- 12) 「オーストリアの平和の友の会」と称するオーストリア平和協会は、ズットナーが自ら会長に就任して一八九一年に設立された。ハンガリー平和協会の設立は一八九五年、また一八九二年にはフリート（A. H. Fried 一八六四～一九二一）を支え、ドイツ平和協会の設立にも貢献した。
- 13) ズットナーはノーベル平和賞を受賞した最初の女性である。一九〇五年一月に授与が認定され、翌年四月一八日、彼女はクリスチャニア(オスロの旧名)で『平和運動の発展』*Die Entwicklung der Friedensbewegung*と題する受賞講演を行った。なお、ズットナーとノーベルの最初の出会いは、一八七五年、彼女が彼の秘書

を勤めるためにパリへ赴いた時のことである。二人の親交はノーベルが没する一八九六年まで続き、この間、彼はズットナーの平和運動を経済的に支援した。ノーベルは平和賞の構想について、手紙で最初にズットナーに打ち明けている。

- 14) ズットナーは一八九二年から月刊誌『武器を捨てよ!』を編集・発行したが、一九〇〇年以降は『平和の守り』*Die Friedens-Warte*と改名して、フリートがこれを継承した。これらの雑誌に掲載された彼女の貴重な批評は、フリートの編集により二巻本の『世界戦争を避けるための戦い』*Der Kampf um die Vermeidung des Weltkrieges* (チューリヒ、一九一七)として出版されている。
- 15) 旧約聖書の中の預言者の一人。ユダヤ王国の滅亡、神との新しい契約と救済を預言し、人々に悔い改めを説いたが、反感を買って迫害を受けた。ツヴァイクはこの聖書の物語を題材に反戦的内容の戯曲『エレミヤ』(一九一七)を執筆。その初演のためスイスに移り、ロランらと共に反戦活動を行った。

「能仁新報」よりみた名古屋の仏教（六）

——明治二十八年八月〜明治二十九年十一月——

川 口 高 風

凡 例

- 一、本稿は「能仁新報」に掲載されている現在の名古屋市内にあたる地域の仏教関係の記事を採録した。「能仁新報」（名古屋朝日町五十六番戸 能仁社発行）の原本は東京大学法学部の明治新聞雑誌文庫に所蔵するものを使用した。同文庫には明治二十三年五月十二日発行の第一号より明治三十三年六月二十五日発行の第六四九号まで所蔵するが、明治二十四年六月八日（第五十七号）、六月十五日（第五十八号）、同二十七年九月七日（第三三三号）から同二十八年七月三十日（第三七〇号）、同二十九年十一月十六日（第四三八号）から同三十一年八月三十日（第五五五号）までの発行号数は欠本となっているため、その間の記事はない。
- 二、第六回は「能仁新報」第三七二号（明治二十八年八月五日）より第四三七号（明治二十九年十一月九日）までから採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、記事に付してある漢字のルビは削除し、明らかな誤植は訂正した。
- 一、記事は掲載年月日順に配列したが、記事中に「当市」とあるのは名古屋市のことである。

雑報〔明治28年8月5日 第三七一号〕

軍人の葬儀 去一日、当市新出来町徳源寺に於て出征の途に病死せし小林玉太郎氏の葬儀を行はれしが、導師は同寺主にして、例により知事市長等の追悼並に会葬あり。愛知仏教会よりは仏旗を立て、送葬し、尚ほ総代をして吊文を読ましめたり。当日参拝諷經ありたる各宗は左の如し。

曹洞宗取締温嶽耕堂、日蓮宗惣代小川町大法寺、浄土宗西山派代表者白川町西光院住職伊藤寛瑞、曹洞宗大曾根関貞寺、大谷派赤塚町心海寺、本願寺派蒲焼町善導寺代理服部皆宣、出来町黄檗宗大竜寺、真言宗代表出来町東海寺、出来町大谷派覚運寺、愛知仏教会惣代広間隆円、

塚本第六聯隊長の謝状 同隊が出征中、本社より能仁新報を贈呈せしを謝すとて左の一書を贈られたり。

拝啓 当隊従軍中は、経始貴社新報御贈与被下、御護を以て永日間の休戦中鬱懐を送し千万難有存候。先は乍延行御礼まで如此候早々。 敬具

七月廿九日

歩兵第六聯隊

塚本大佐

能仁社御中

慰労会は記念章〔明治28年8月5日 第三七一号〕

本県熱田町野口慈善会に於て、去る八月一日全町白鳥山にて社員

水野を聘し報告大演説会を挙行し、続けて会員五十余名参集社員の為慰労会を催さし、席上会主は開会の旨趣を述べられ、且全会より従軍記念として純銀製の袈裟輪を贈る旨を告げて贈与せらる。次に水野は、起て一場の謝辞を述て杯盤の間に軍隊の忠勇を談する杯、壮快の限りなかりきと。全日は、野口吉十郎氏は参席して諸事を指揮せられたり。

本派法主の帰山〔明治28年8月12日 第三七二号〕

曾て名古屋に於て戦死法要を営み、又東京に赴きて三日間盛大なる法会を行ひ、其の後滞京中なりし同法主は、去る六日午前七時半築地別院を発し、新橋停車場より名古屋に着し、熱田より四日市に出で関西鉄道にて帰山せられたり。

曹洞宗愛知県第一号支局の命令〔明治28年8月12日 第三七二号〕

同支局にては、目下当市万松寺内に設立の同宗学林は其の地所及一部の建物は万松寺の所有なるより（実は、其の建物は前住生駒円之氏より寄付せしも未だ名義書換なき者）、左の一書を新任職吉川義道氏より提出され、支局にては諮問案と題して別項の号外命令を出し議員を招集せんとせり。

写 学林生徒室之儀に付願

当寺内学林生徒室之義、先住生駒円之時代より御使用に供し居候処、今般元僧堂買戻したるに依り、此際寺門の風致改良を加へ度、又一面経済上無止事情も有之候に付、生徒室を僧堂の南

方に移転し、尚ほ僧堂も併せて学林の使用を願而して、生徒室は購得を願、僧堂は借受けに相成候様致度、其金員の関係并に条約等の義は篤と御協議の末へ差定致す事に願度候間、何分の御詮議至急被成下度、茲に上願仕候也

明治二十八年七月三十日

名古屋市裏門前町 万松寺住職

吉川 義道

愛知県第一号曹洞宗務支局

御 中

然るに、其の諮問案と称する者は左の如くなるも、元来此の諮問案と題する者は、管内議員の承認を経ずして吉川氏の出願に対し支局にて成案し、其の成案を強て執行せんとする者なりとの見を抱く者多く為に、該案は消滅したりとの説あれども、併せて茲に掲ぐる事とす。

号外

管内議員幹事中

諮問案

- 第一 学林事件に関する担任委員を正補四名設ぐる事
- 第二 担任委員は議員幹事に於て投票撰挙すること
- 第三 担任委員候補者は各支分局より一名つゝ撰出すること
- 第四 担任委員の当撰を得たる人は辞退することを得ざるものとす
- 第五 担任委員の衣資料は一ヶ月金十二円となす
- 第六 担任委員は当路職員と協議し、学林移転前途に関する

利非得失を講し方案を設けて議会の協賛を得るものとす

第七 担任委員投票開緘には議長の立会を要するものとす

第八 投票は本月八日迄に遅滞なく宗務支局に郵着の取計を要するものとす

但し日限に後れたるものは無効投票となす

第九 投票開緘は翌九日に施行するものとす

第十 当撰者へ直ちに当撰状を下付するものとす

第十一 担任委員撰定の上は本月十八、九日頃臨時議會を開設するものとす

第十二 以上の件々各支分局議員に諮問し協賛を得るものとす

右は別紙写の通、万松寺住職吉川義道の出願に対し、当路職員協議の上方案を相定め候条、速に協賛相成度併て第二条に拠り、直ちに投票撰挙の取計ひ有之度

但し何等の回答無之ときは此方案に賛成と見なす

右諮問に及候也

候補者は左に記名候

明治廿八年八月二日

曹洞宗務支局

曹洞宗務支局

曹洞宗務支局

曹洞宗務支局

曹洞宗務支局

曹洞宗学林の移転説〔明治28年8月12日 第三七二号〕

前項に記す如く、当市万松寺に在る同学林は、其の地所も同寺前

住の頃より無約定にて借り物たるのみならず、其の建物も生駒氏

住の頃より無約定にて借り物たるのみならず、其の建物も生駒氏

の寄付物にして、彼我の所有権をさへ未だ確定したる所なきより、今回新任となられし吉川義道氏は、別項の如く移転立退き方を支局に願ひ出でられしより、支局にては成案を作り建築委員等を設けんとせしも、元來該件の如きは宜しく議會を召集せし上にて議案を作る可き者なりとの事にて、過日來有志家は大に前途を苦憂して態々支局に出頭注告せらるゝ所ありて、該件は多分穩に纏まりし由なるも、吉川万松寺新任の願出もあり且学林をして斯る市内熱鬧の地に置くは勉学上に害なきを保せずとて、愈々他に然る可き地を下し、永久に曹洞宗共有の学林として新築すべきの議既に勢力を得、銳意熱心に尽力せらるゝ寺院は、県下にて知多郡を始め既に四百余ヶ寺の多きに及びし由、因に現内務大臣が学制に関する訓示ありし折といひ、同宗の爲には新校舎建設の説ある如きは、頗る嘉すべき佳報にあるなり。

曹洞宗学林の証書授与式〔明治28年8月12日 第三七二号〕

愛知県第一号曹洞宗中学林に於て、昨十一日第四回の修了証書授与式を執行せられたるが、其景況は門前に仏旗を交叉し提灯數個を掛け万松寺仏殿を式場と爲し両祖真前に供物を備へ、準備整ふや午前九時より殿鐘三會來賓職員生徒一同上殿し、献茶監理竜桑巖師の導師にて読経了て生徒へ証書並に賞典を授与し、職員祝詞來賓の祝詞生徒の答詞ありて和氣鬢髮の内に式了りて宴會を催せり。某來賓者は同宗取締及総講長、各支分局幹事等の諸氏にて頗る盛大なりき。尚祝詞等は次号に掲ぐ。

将校の葬儀〔明治28年8月12日 第三七二号〕

去る八日、当市小町渡辺為次郎氏方□□□町海福寺に於て行はれし故陸軍三等軍医太田光三氏は、從軍中病に罹り広島陸軍病院にて死去されしに付、同氏の実兄喪主となり、市會議長等の斡旋ありて盛大なる葬儀が奉行せられたり。当日は市長、愛知病院長、愛知仏教会代表の吊文朗読あり。学校生徒等無慮二三千名の会葬あり。例により仏教会よりは仏旗を贈りたり。又同日參勤会葬の寺院は左の如し。徳源寺老師以下三十余名、天台宗副取締佐藤興成、浄土宗小沢弁成、西山派奥村觀逸、曹洞宗代理福田眞定、眞言宗代理齊木法諍、眞宗本派竜田実言、大谷派山田尊昭氏の外に金剛寺、正覚寺、養成寺、願興寺、慶栄寺、法蔵寺その他数寺院ありたり。因に左の吊詞は、太田氏の略歴を述べたる者なれば爰に掲ぐ。

今茲に故陸軍三等軍医太田光三君の葬典を挙ぐるに際し、同僚諸氏に代り聊か清花を供へ、君が尊靈を吊祭し併せて薦むるに卑詞を以てす。抑も君は、明治十九年六月初めて我愛知医学校に入り、孜孜として蜚雪の労苦を積み、明治二十七年十二月其業を卒へ、直ちに一年志願兵として第三師団第六聯隊に属し、汲々其勤務に従事し本年四月撰拔せられて三等軍医に榮進す。時方きに我膺懲□王師連戰連捷遼東を席卷し、尚ほ兵馬倥偬□秋なるを以て君も亦第二軍兵站監部付を命ぜられ、金州の出征軍に加はり。其任務に欠掌し全月近衛師団野戰砲廠付に転じ、次で六月台湾に進行するに至れり以来、益君が技量を振ひ、大

に国家に尽す所あらんことを期せしが、然るに天なる乎、七月病兵を内地に送輸するの命を受け、航行の途船中に於て偶々脚氣病に罹り、帰着の後ち広島陸軍予備病院に入り専ら療養を竭せしと雖とも薬石其効を奏せず。遂に去月二十二日溘焉不帰の客となれり。嗟乎曾て君が在学中は、吾輩一日の長を以て日夕相見えしが故に、殊に痛惜の情に堪へず。曩には柴田鋳太郎君を亡ひ、今亦君と幽明其域を異にするに臻れり。嗚呼哀哉。

明治廿八年八月四日

愛知医学校長 従六位熊谷幸之輔

曹洞宗学林の卒業式（明治28年8月19日 第三七三号）

当市□□同□にては、去る十一日卒業生徒に証書の授与式を挙行されしが、当日は支局受締以下支分局幹事等の来林あり。監理大光院主の告辞あり。教諭の祝辞、生徒の答辞あり。授与了て酒飯の饗ありしが、当日山田教諭の祝辞及び受証生徒の人名は左の如し。

中学林四年級卒業、鈴木敬 □
 中学林二年級卒業、石田克明
 中学林一年級卒業、水谷良禪
 ○児塚大句、杉山吟竜
 小学林三年級卒業、石原人溪
 加藤良宗、

小学林二年級卒業、山本禪扣

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（六）

山内玄竜、原大典、伊藤靈瑞、杉春洲、佐藤雲昇、西村国之、安藤黙笑、橘宗範、

小学林一年級卒業、大矢泰英

前田達道、柴田徳戎、加藤俊栄、塚本活竜、木村玉晃、篠田真道、墨田芦舟、鈴木千丈、篠田正順、

賞典授与者、一等賞、鈴木敬嶽、水谷良禪、山本禪扣、大矢泰英、前田達道、

二等賞、石田克明、石原大溪、加藤良宗、山内玄竜、柴田徳戎、塚本活竜、

三等賞、原大典、伊藤靈瑞、加藤俊栄の諸氏なりき。

真宗講話会（明治28年8月27日 第三七四号）

同会は、今廿六日午後一時より市内押切町養照寺に於て、過日來京都に滞在し、本日帰東せらるゝ帝國大学講師にして真宗大谷派の擬講村上専精師を招聘し講話を開会せらるゝ由。流暢明快なる師の広長舌は、能く聴者をして愛樂満足せしむるに足らむ。

曹洞宗学林の祝詞（明治28年8月27日 第三七四号）

前号に記すべく如く記載したる当曹洞宗学林卒業式の際、山田祖学氏の読みたる祝詞は左の如し。

愛知県第一号公立小学林第四回卒業証書授与並中学林修業書授与式祝辞

抑も我学林は、創立日尚ほ浅し。加ふるに宗海狂瀾怒涛の渦中

に投せられ、国家益有事の時に際し、開閉常なく聚散窮りなきの境遇に接し、随て其事業も亦稍退歩せし之感なき能はず。然るに因縁循環し、昨年九月を開林するを得、爾來其歩を旧に復し漸く其の業の端緒を見るに到る。是れ専ら県下諸寺院諸師が財政の困難なるにも拘らず、其の費用を分担して機管の運転に障礙なからしめしに憑るにあらざれば、曷ぞ今日に斯の盛典を挙るを得んや。

願ふに世の教育は、日に月に進歩を累ね随て人知も亦大に発達す。然り斯の国民に対する宗教家たるもの内、宗旨に精通し外、普通の科学を修め以て上み優渥なる教育勅語の旨を奉戴し、下も国家に酬ゆるは固より内務大臣の訓令を待て然らんや。

既に諸君は其の業を卒ふも、前途尚ほ遠速速成を期する勿れ。胡息に着する勿れ。小水の石を穿つが如く一簣の九仞を為すが如く、爾り古人曰、業は動むるに成て怠るに荒たると。宜哉不立文字、教外別伝の意を誤解して痴呈暗証混沌にし去るの弊に流れず。又依文解義の徒に慣はず、宗説般々の旨を体し、将来国内の風を扇揚するは諸君の任なり。嗚呼諸君の任も亦重、且つ大ならずや。諸君請ふ努力せよ。予や不敏日夜戦々競々、其の任を完ふせんことを期す。然れども多く諸君の希望を空ふして、徒に其職を汚すのみ。今や此の盛典に臨み、聊か卑見を吐露して祝辞に代ふ。

教授 山田祖学敬白

大施餓鬼と説教〔明治28年9月2日 第三七五号〕

当市七小町の曹洞宗普蔵寺にては、来る七日午後二時より、組合寺院を集め例年恒規の大施餓鬼を行ひ、尚ほ水野道秀、早川見電両氏の説教を催す筈なりと云ふ。

広告〔明治28年9月9日 第三七六号〕

来る十六日午前十時より本宗大本山 永平寺大禪師 猊下を拝請し台湾賊徒鎮 高祖大師 御祥忌修行並に御親教を仰候条御参詣被下度候也

於大光院 吉祥 講

広告〔明治28年9月16日 第三七七号〕

来る十六日午前十時より本宗大本山 永平寺大禪師 猊下を拝請し台湾賊徒鎮 高祖大師 御祥忌修行並に御親教を仰候条御参詣被下度候也

於大光院 吉祥 講

南外堀町の説教所〔明治28年9月16日 第三七七号〕

真宗大派の同説教所は、曩に酒井平兵衛氏の所有地に建立したる者なるが、同氏は中途にして中症を頗ひ為に説教場も荒廢に属せしを、今回更に同地所等、鶴重町の安浄寺に登記済の上にて永代寄付されたりと。因に同場にては、来る廿日より長円寺竜山氏の説教を催さるゝ由。

施薬院の追悼会〔明治28年9月16日 第三七七号〕

当市の同院にては、来る廿四五の両日同院へ義捐金品を贈らるゝ諸氏の先亡追善の為に、各宗の僧侶を招きて同院安置の太子前にて法要を行ふ由。因に同院へ義捐の施米袋は引受け方増々好況にて、本町筋の如きは家並に之れを諾せられたりと云。

起工式〔明治28年9月16日 第三七七号〕

大須観音堂の仁王門は、当市門前町の有志より再建寄付する事となり、一昨年来同町内に数名の再建委員を撰任して専ら尽力し居たる処ろ、寄付金も半纏まりたるを以て、伊藤彦八が工事一切を受負ひ、愈よ来る十八日に其起工式を行ひ、向ふ三ヶ月を期し悉皆成功の見込なりと云。

少年教会〔明治28年9月16日 第三七七号〕

昨日菅原町浄教寺に於て行ひ、水野道秀氏講話を為す。

半僧坊の例祭〔明治28年9月16日 第三七七号〕

当市栄町半僧坊にては、今明両日例祭を行ひ両日とも相撲手踊にわか等の奉納ある由なれば、定め賑合ことならん。

広告〔明治28年9月23日 第三七八号〕

十月八日より同十四日迄

授戒会修行

戒
師 性海慈船大禅師

於松山町 安齋院

安齋院の授戒〔明治28年9月23日 第三七八号〕

別項広告の如く、同寺にては曾て永平寺貫主を請じて、来月八日より授戒会を催す筈の処、本山の都合により一日を延期し、同九日より十五日迄とし、其の戒弟も人数を限り極めて静粛に営まんとこの事なりしも、入戒の申込み非常に多く、為に三百余名の超加員を生ぜしを以て、遺憾ながら申込を謝絶せらるゝに至りしも、其の員数八百余名なりと云。

永平寺大禅師着名の概況〔明治28年9月23日 第三七八号〕

稍旧間に属すれども、全禅師には予期の如く、去□□五日午前九時廿□分笹島停車場に着せらる。全所へは曹洞宗寺院五十余ヶ寺、全宗信徒及吉祥講中一百五十余名程出迎はれ、全禅師には馬車にて、出迎一同は腕車を列して森本善七氏宅へ安着せられた。全日午後三時より森本家別家中の催に係る故周光尼二七日忌法会に臨まれた。翌十六日大光院に於て挙行せられたる吉祥講大法会は、前門に仏旗を交叉し数百の紅灯を点し、午前十時より全宗寺院七十余ヶ寺参集、大禅師出勤、大般若経を転じ陛下万歳及陸海軍人の武運長久台湾賊徒鎮定□祈念あり。随て随行監院吉川義道氏、温嶽耕堂二氏の説教あり。午後一時より出班焼香にて宗祖忌の法会、随て禅師の親教あり。全日は早朝より郡村の参詣者続々

詰掛け、午後一時頃は流石に広き全院境内に充溢し、殆んど三千余名の参詣なりき。

大谷派別院法要〔明治28年9月23日 第三七八号〕

下茶屋町大谷派別院にては、来る十月十二日より十五日迄、真無量院殿一周忌法要、其翌十六日は春秋彼岸会経の御紐解を執行し、尚又十七日出征清軍隊死亡者大追吊会修行の事に決定したるにより、十月十二日より御連枝参勤者を始め本山より来名。十四日には御門跡着名の上、十五日よりの法要を親修せらるゝ旨本山より通達ありしと云。

皇太子殿下の御脳平愈祈祷〔明治28年9月23日 第三七八号〕

皇太子殿下の御脳平愈祈祷を去る十九日門前町善篤寺に行ひ、中村頼宗氏の導師にて大殿若を転読せり。

本堂改造〔明治28年9月23日 第三七八号〕

当市七ツ寺境内の善光寺出張所にては、去る廿日本堂改造の起工式を棟梁竹中氏が行ひたり。

軍人の葬儀〔明治28年9月23日 第三七八号〕

来る廿四日、故第六聯隊四中隊の清辺米吉氏の葬儀を橘町延広寺にて行ふ由。

広告〔明治28年9月30日 第三七九号〕

十月八日より同十四日迄

授戒会修行

戒
師 性海慈船大禪師

於松山町 安齋院

特別広告〔明治28年10月7日 第三八〇号〕

尚徳会 法話
演説 公告

講師

真宗本願寺派一等巡教使

赤松連城師

八月八日午後一時より

於門前町本願寺別院

傍聴券は今回に限り一般に当日同別院内に於て渡す

特別広告〔明治28年10月7日 第三八〇号〕

授戒会 安齋院

請戒師大本山永平寺御貫主大禪師
来八日午後十二時卅二分笹島停車場御着

永平寺御貫主大禪師

安齋院

戦死者追吊会と仏教演説〔明治28年10月7日 第三八〇号〕

本月七日、海東郡千音寺村長禪寺に於て、同村青年会員の發起にて近藤疎賢、青山竜次郎の両氏を招待し、戦死者追吊会並仏教演説を開会する由。

近藤疎賢氏の動静〔明治28年10月7日 第三八〇号〕

有為僧侶の一人と数へられし同氏の消息は、近頃更に聞く所なかりしが、氏は目下自坊に七、八名の雲衲を養ひ傍ら、信徒に向つて説教に従事し居らる。

総見寺の開山忌〔明治28年10月7日 第三八〇号〕

裏門前町の同寺にては、前妙心の関無学師を戒師に、徳源寺の三関実叢師を称名師に請し、左の如く法要を修行せらるゝ由。

十月十九日午前九時勸請開山七百年創建、開山三百年忌齋会、午後一時上棟式、午後三時入仏供養、廿日午前八時祈祷大般若了テ授戒加始行、午後施餓鬼並ニ説教、廿一日ヨリ廿五日同毎日午前八時ヨリ加行、午後説教、廿六日満戒登壇、廿七日、廿七八年戦役戦病死者追吊大法会。

尚徳会の講話〔明治28年10月14日 第三八一号〕

去る八日、当市西別院に於て行はれし同講話会は、雨天なりしにも似ず聴衆は定時前より続々参集し、会場の書院は満堂立錫の余地もなく、殆んど二千名に近かりき第一席は、社員広間隆円氏は

尚徳会の主意を述べ、次に赤松師は二席に別項記載の演説ありたり、当日は奏楽の催あり。又本社は帝国議会の速記者猪飼鉄太郎氏に二席共速記を依托したれば、逐号之を掲載すべし。

法主と連枝の来名〔明治28年10月14日 第三八一号〕

当大谷派別院にては、一昨日より前住の一周忌法要修行に付、同日より長浜別院の連枝は来院せられ、本日は又桑名別院の連枝、又明後日戦死追悼法会のために法主大谷光瑩師は来名せらるゝ由。

越山禅師の来名〔明治28年10月14日 第三八一号〕

永平寺貫主性海慈船師には、去る八日午後零時三十分の汽車にて笹島へ到着せられしを以て、曹洞宗の寺院七、八十名は腕車を聯ねて奉迎せり。禅師は馬車にて信徒を併せ二百有余名と共に松山町の安齋院に入らせられ、入殿上香五磬三拜、了て出迎一同に請せられたり。偕翌九日よりの授戒は戒弟八百余名にして、禅師には毎朝三時起床、親しく出堂衆僧に接して懇に道心を喚起せしめらるゝを以て、孰れも随喜欽仰満面□□。其の他戒弟にも日々々念を絶ち法味を嘗め居れ□□。殊に今回は、能山の後堂も来会せられ、説教師安齋院主以下来会の僧侶は百十余名なりと云。

報恩会と説教〔明治28年10月14日 第三八一号〕

当市裏門前町の久宝寺内に置□せる愛知吉祥講支部にては、昨日午□□時より組合寺院出席して宗祖承陽大師の報恩会を行ひ、尚

ほ征清台軍忠死者追吊の法会を修し、夫れより温嶽耕堂、竜桑巖、早川見竜三氏の説教ありしと。又た来る十五、十六の両日、知多郡藤江村の安徳寺に於ては戦没者の追悼会を催し、右早川氏を請して日昼夜の法話を開く予定なりと。

施薬院の法要〔明治28年10月14日 第三八一号〕

同院にては、来る廿四、五の両日同院へ金品を義捐したる者の為に、廿四日は各宗にて、廿五日は真宗三派にて法要を行ふ由。又永平寺貫主は金十円を寄付せられたりと。又同院にては施与袋と称し、各戸より米を義捐せしむる方法を兼ねて設けられしが、右は本町京町伝馬町等の各町は大抵戸毎に配付したりと。

江湖会〔明治28年10月14日 第三八一号〕

江湖会尾張丹羽郡布袋町大字小折曹洞宗常観寺住職桜井鶴仙師は、該寺檀信徒の協賛を得て、来る十一月十五日より尚九十日間征台軍人諸君健全と鎮定を祈祷し、且つ討清台忠死者英霊雄魂を吊慰せん為め、西堂は名古屋市門前町善篤寺住職中村颯宗師外三十余名の僧侶を請し江湖会を挙行し、普く顕幽二途の楽土を莊嚴せらるゝ由。

広告〔明治28年10月14日 第三八一号〕

十月十九日

上棟式並入仏供養

十月廿日より廿六日迄

授戒会

戒師妙心前管長関 無学禅師

徳源寺住職三関実叢禅師

十月廿七日

戦病死者追吊大法会

本市裏門前町

総見寺執事

安齋院に於ける美談〔明治28年10月21日 第三八二号〕

当市松山町の安齋院主野々部至游師は、能く其の宗風を尚び常に雲衲を養ひ専ら所化の教導に尽力せらるゝ事は、曩に世に聞え高き所なるが、然るが故に其の帰依者より往々世に伝へまほしき美談を漏れ聞く中にも、去る九日より永平寺貫主を請じて授戒を営まれし、その際の如きも既に能仁に記して報ぜし如く、一千余名に近き戒弟ありて、近来になき盛会なりし、其の十三日に当り、兼ねて同寺に帰依の当第十九聯隊の将校平岡某氏の祖母リヨ（七十二）は、兼ねて吉祥講に加はり得たりしに、恰も本年は其の当箋にて本山永平寺に参詣すべき筈なるも、何分老体のみならず近頃発病して歩行も自由ならねば、代人にても参詣せんと志願ありしも、幸に永平寺貫主の来名され安齋院にて授戒のある筈なれば、其の機を待ち登山に代へんとて禅師の御着を待ち居られしが、偕十二日といふに至り平岡氏方より明日は参拝ある可しとの

通知ありしも、同院にては彼の老体にては仲々参拝の事も叶ふまじきと思ひ居たりしに、翌日に至り令娘同道病体を担はれつゝ来院され、院主の室にて打ち臥したる俣禪師に拜謁し、若干の香資を献し三帰戒を受けて退院されし途に強て沐浴し、帰宅後は殊なりたる煩ひもなくして眠るが如く、去る十七日病没され、榮昌院賢室貞鏡信女として同院に葬られしと。

大谷派別院の追悼法会〔明治28年10月21日 第三八二号〕

去る十二日よりは前号に報ぜし如く、前住法主の一周年忌を修し、十七日には戦病忠死者の追悼法会を営まれし景況を報ぜんに、同日は縁行道と称し煉を以て入堂阿弥陀経の誦誦あり。了て法主は遺族に対し一場の親教あり。次で渥美執事は復演して国の為君の為に死を遂けしは願つても叶はざる次第等頗る有益の演説あり。来会の将校その他には対面所にて折詰の饗応あり。長浜別院の連枝には其の席に臨み挨拶ありたり。

総見寺の上棟式〔明治28年10月21日 第三八二号〕

当市裏門前町総見寺の住職酒井惠遂師は、明治廿二年全寺再建に従事し、起工以来七年の間終始一日の如く倦まざるの結果、本堂庫裡玄関位牌殿大書院等全く新築成功を遂ぐ。依て本月十九日開山の七百年祭を兼ね上棟式並に入仏供養稚児投餅其の他余興もありし由、又廿日より新出来町徳源寺の三関老師出席にて一周間の授戒会を営まれ、右に付妙心前管長無学禪師は十八日来名、伏見

町今井仙三郎方へ投宿、翌日全寺へ晋山せらるゝ由。

総持寺貫主の来名〔明治28年10月28日 第三八三号〕

曹洞宗大本山能登国総持寺の貫主禪師は、將に来月を以て本県に來錫せられんとす。禪師は曹洞の大徳なり。否能山の貫主なり、去れば敢て吾人が其の貫主を門末に勧誘して歓迎せしめずと雖も、派内の輩は、必ずや進んで其の輿下に集り、法席に僉集して、其の化を蒙らんと欲するや疑ひ勿らん。然るに爰に吾人の甚だ杞憂に堪えざる者ありて存ず。杞憂とは何か曰く、曾て同宗には両山分離の難問起れり、併も能山は其の首唱者なりき。然るに此の問題の生起するや、或は付和雷同したるあり。或は之れを排斥したるあり。而して我が愛知県下は実に其の排斥の根蒂とも謂ふべき地にして、全末寺の意向は悉く非分離に加担し、随て門葉も之れを体認せり。故に彼の難問の尚ほ未だ衰へざるの時に当りてや、殆んど分離を唱導せしものは伍班の間に列齒するを許さ、りき、越えて漸く本年に至りて両山協和、難問調停の幸運に至り、我が県内の同宗寺院以下の先見は、果して分離党の意見に打ち勝つ事を得たるの觀を生ぜり。是れ強ちに、非分離党の全勝といふに非ざる可けれど、首唱の分離派の意見の貫かざりしは、先づ本県下寺院の為に先見の明ありしと謂ふて可なり。斯く本県下の同宗寺院は既に先見の明ありき、然らば其の両山講和の後□至る今日にして、尚ほ既往に執着し、分非論当時の見を眼中に止めなば、啻に先見の明を蔽ふのみならず。其の狭見を世に発表

するに均し、吾人も固より初めより分離を甚だ非とせり。然れども今日の如く両山協和昨非消散、曉夢覚めたる朝に於ては、更に之れに両山の見あるなし。故に吾人は切望すらく愛知県下の同宗門末は、快活に能山貫主来錫の機を幸とし、大に之れを歓迎し悉く其の法席の下に集り、挙げて今回修行の忠死者追吊の大法会に加はられん事を、是れを全県下の同宗寺院に望む。

広告〔明治28年10月28日 第三八三号〕

尚徳会 講話
演説 開会

来十一月一日午後二時於門前町西別院

講師 赤松連城師

大谷派中学寮〔明治28年10月28日 第三八三号〕

当市下茶屋町に設立の同学寮にては、今回従来の三学年級を一年増加し四年級とし、本年十二月迄は入学を許可せらるゝ由。因に他の学寮に許可なき右の四年級増設に至りし始末を聞くに、過般本山の視学稲葉理学士の一行来寮に際し、実跡□驗したる上前学年の問題並に所化の動静等優等なれば拙、殊に本山より電報にて四年級増設の許可ありたと云ふ。

総持寺貫主の来名〔明治28年10月28日 第三八三号〕

総持寺貫主の来名は前号に記せし如く、愈々来月下旬当市の万松

寺に着せられ、師団を訪問し死者の追悼会を行はるゝに付、去る廿一日同宗の寺院は、為に宗務支局に参集して協議会を開けり。

広告〔明治28年10月28日 第三八三号〕

来る十一月三日天長節

於菅原町浄教寺午前八時より午後二時まで

両陛下御影参拝

愛知仏教 少年教育会

臨時招魂祭の読経〔明治28年11月4日 第三八四号〕

例年の如く、愛知仏教会にては招魂祭場に於て各宗の読経を為さんとて、去る一日裏門前町の総見寺に取締の集会を催され、理事河村文六氏及び編者も出席し協議の末、別項広告の如く各宗より出席する事となりしが、凡そ其の人数は八百名に近く、特に臨済宗の前管長も臨場あるべく、又第三師団付たりし従軍僧は、公衆に対し一場の演説ある由。

赤松連城師の来名〔明治28年11月4日 第三八四号〕

同氏は去る一日、尚徳会の為に来名の上西別院に於て法話ありしが、同会に曾て記せし如く毎月同師を請じ法話等を開く筈にて、本月は全く宗義専要の説教を営まれたり。

病没兵の葬儀〔明治28年11月4日 第三八四号〕

当市葛町永田甚兵衛氏の長男長次郎氏は、本年三月近衛師団に属して金州に渡り後ち、又た台湾に出征後瘴病の襲ふ処となり広島病院へ送還され、此の程病没されしを以て一昨二日午後一時古郷町の敬円寺にて葬儀を執行せり。当日の概況は有志者よりの寄送に係る放鳥、飾花并に大小の旗数旒を以て行列を整へ□て式場に達するや各宗四十余名の僧侶整列の上軍楽隊は最も悲哀なる曲を吹奏せり。最初に愛知県知事代理、柳本市長、仏教会代表早川見竜其の外二三の吊詞終るや殊勝なる誦経の間だに、親戚故旧等の焼香ありて頗る厳肅なり。当日の会葬者は陸軍々々、学校職員、生徒、各宗僧侶、町内の有志等無慮二百余名にて、実に近來の盛葬なりしと云ふ。

曹洞宗両本山貫主の軍隊慰問〔明治28年11月11日 第三八五号〕

同慰問の件に付きては屢々本紙に記せし処なるが、予定の如く両貫主共去る廿五日東京を出発し、越山主は広島、呉、佐世保、熊本、大坂の各隊を慰問せられ、能山主は東京、仙台、名古屋、横須賀の各營を慰問せらるゝ都合に付、当市へは能山主の來錫あるを以て、右に関する諸準備の為に去る七日万松寺内へ同宗の僧侶及信徒は参集せられて種々協議する所ありしが、先づ当市に於ける法要等の次第を聞くに、廿六日午後三時笹島へ管主來着の際は、吉祥講員数千名は一定の徽章を帯び吹貫を立て、歡迎せらるゝ筈、其の他同宗僧侶は悉く同場に迎へ聽て万松寺に入るや逮

夜の施餓鬼あり。翌廿七日は師団及び各隊の慰問あり。廿八日は午後一時より万松寺に於て戦病死者の法要あるべく、其の際は師団將校、死者の遺族並に徳川侯を始め市の名譽職新聞記者等を招かれ折詰の饗応ある由。因に該法要終らば、同宗に名ある問答の式を行はる可しと右に付目下万松寺は大修繕中なり。

曹洞宗戦病死者大追吊会〔明治28年11月25日 第三八七号〕

曹洞宗に於ては大本山総持寺貫首法雲普蓋大禪師、同列永平寺を兼帯一宗を代表し、来る二十八日当市裏門前町万松寺に於て第三師団出征軍人戦病死者の追吊大法会を執行さるゝ趣にて、其の順序の概略は左の如し。

法雲普蓋禪師は、二十六日午後三時二十分名古屋着の列車にて豊橋より來名、直ちに裏門前町の万松寺へ入錫▲二十七日午前中は師団司令部を始め各隊并に病院等を慰問、午後二時追吊大施餓鬼会を執行し、終て大禪師の親教▲二十八日午前十時祝聖及び軍隊健全の祈祷、午後一時軍隊戦病死者精靈献供読経、二時対靈小參の大問答式等あり。又二十八日には徳川侯を始め桂師団長、大迫旅団長其他各將校、高等官、県市會議員、新聞記者、戦病死者遺族数百名を請し淨齋を供せらるゝ筈にて、夫々案内状を発せられたり。尚ほ同宗務局は、去る十九日より常務を廃し右法要の準備中なりと云ふ。

追吊並親教〔明治28年11月25日 第三八七号〕

本月廿五日より廿七日まで、当市浄土宗西山派東部寺院酬恩講に
関し、聯合にて門前町極楽寺に於て西京東山総本山永観堂法主殿
を招し、故北白川宮殿下並戦忠死者追吊法要を営み法主の御親教
ある由。

勅賜法雲普蓋禪師の来錫〔明治28年12月2日 第三八八号〕

曹洞宗両本山にては、其の貫主は互に両山を代表し、全国の各師
団を慰問し且つ戦死者の為に法要を営まるゝ事は屢々能仁に記せ
し処なるが、第三師団は総持寺貫主にて相勤めらるゝ、為同禪師に
は、去る廿六日豊橋より別項記載の法要等を終りたる後、午後三
時廿五分着の汽車にて来名せられ、停車場前の丸万方にて小憩せ
らる。此の日は兼て準備ありし吉祥講員、其他には同処に出迎ひ
稍ありて、戦病死者の霊牌（殊に本山にて調製せられし厨子付の
者）を護し、先頭に吉祥講より贈られし白縮緬の大旒旗を立て、
次に旗、霊牌（白丁之れを担ひ吉祥講員服部卯助、笹屋治助の二
氏之れを護す）永安寺、乾徳寺、善篤寺、円通寺、寺院総代、万
松寺、取締、次に貫主（馬車）随行、就梅院、禅芳寺、泰増寺、
永昌院、次に篤志寺院、並に信徒中学林生徒等総計三百余名と共
に車を列ね万松寺に着せられたり。此の夜徳川侯爵には禪師を訪
問ありき、廿七日には午前八時より将校には修証義一部宛、下士
以下には菓子一包宛を携へ各隊を慰問せらるゝ、為、砲兵、工兵、
輜重、十九、六の両聯隊、五旅団本部、騎兵、師団司令部病院と

順次に訪問されしが、各隊にては何れも管内に方陣を作られ将校
以下整列して慰問の辞を謹聴せられたり。又旅団本部にては旅団
長親しく禪師に接せられ、師団司令部にては師団長不在に付參謀
将校代て接せられ、尚諸将校相当官より下士に至る迄一同は親し
く禪師の慰問の辞ある為に階上に集まれ、病院にては各室を順
次に病床に就きて慰問せらるゝ、等町重此の上も無かりき。当日は
中村元亮は一々先導して紹介の労を取りたり。偕其の日は万松寺
に於て連夜の法要あり。翌日は午後一時より追吊大法要あり。師
団長以下の将校二百余名徳川侯以下県市吏名譽職新聞記者遺族等
合せて六七百名を招き定められたる。法要終りて後折詰の饗応あ
り。吉祥講の斡旋あり、注意周到にして孰れも受招者は満足の意
を表して帰途に就かれたり。又各兵士の参拝者あり。一般の参詣
者には説教あり。未曾有の盛況にて禪師は翌日午前四時万松寺を
発して帰山せらる。

広告〔明治28年12月2日 第三八八号〕

尚徳会講話

来る八日午後一時より於西別院

赤松連城師

永平寺貫主の来名〔明治28年12月9日 第三八九号〕

同管主たる森田悟由禪師には今回軍營の慰問を終り帰京の際、水
野道秀氏の住持たる梅屋町に宿泊されたり。

水野道秀氏の上京〔明治28年12月9日 第三八九号〕

前項記載の如く、永平寺貫主に随伴し各軍營を慰問中なりし同氏は、管主と共に来名されしが、再び上京して来る廿日頃に愈々歸寺せらるゝ筈なり。

根釈迦の遥拝堂〔明治28年12月9日 第三八九号〕

当西春日井郡豊場村常安寺の根釈迦は古来有名の者なるも、僻遠の地に在るを以て信徒の参詣も自由ならざればとて、今回当市下前津の新道に右の遥拝場を設けらるゝ由。

少年教育会〔明治28年12月9日 第三八九号〕

昨日当市菅原町浄教寺に於て吉谷覺寿師臨席少年に対し法話ありしが、来聴者三百名斗りにして午前十一時半に散会せり。

本願寺派法主の来泊〔明治28年12月16日 第三九〇号〕

大谷光尊上人には、曾て上京近衛師団の法会を親修されしが、去る十二日帰山の途次、当市栄町の秋琴楼に一泊されたり。

尚徳会の講話〔明治28年12月16日 第三九〇号〕

去る十三日午後一時より西別院に於て開会せられ、例により赤松連城師は懇なる講話ありたり。

追悼授戒会〔明治28年12月16日 第三九〇号〕

本県丹羽郡布袋町字小折常観寺に於て、名古屋市門前町善篤寺方丈中御甄宗師の西堂にて忠死者追悼の江湖会修行中、檀方信徒の希望により十二月十六日より一週間西堂師の戒師にて授戒会挙行せらるゝ由。元來該寺は尾国六地藏の一即ち御釜地藏尊の靈利なれば、界限其名を知らざる者なし。随て化縁も広ければ既に戒師の善男善女も続々申込ある由。

仏教会支部の演説〔明治28年12月16日 第三九〇号〕

当市五平蔵町の大谷派興西寺内に設立せる愛知仏教会支部にては本日午後六時より、早川見竜氏が出席して例月定期の仏教演説を開筵、又た花車町の光明院に設けたる吉祥講第八号支部にては、来る十八日午後二時より早川氏の説教を催す予定なりと。

真言宗の追吊会〔明治28年12月16日 第三九〇号〕

当市七ツ寺に於て、来る十九日は孔瓦塞劇戦の当日なればとて、同宗管長臨場の大追吊法会を行はるゝ由。因に当日は遺族及び師団将校を招待さるゝ為め目下準備中なり。

真言宗の追吊会〔明治28年12月23日 第三九一号〕

去る十九日は、前年缸瓦塞劇戦の当日なりしを以て、当県下の同宗寺院は一大追吊法会を七ツ寺に於て行はれたり。当日は第三師団付の各将校には、師団長参謀長其の他数十名市の紳商県吏等の

参拝ありし。又導師として東寺の鼎長老来名せられ、同県下の同宗寺院は悉く参集せられ頗る町重なる法会ありし、了て大須宝生院に於て将校其の他へ饗応ありたり。当日は殊に遺族の参詣夥しかり。

愛知吉祥講と秋葉例祭〔明治29年1月1日 第三九二号〕

当市大曾根町の関貞寺内に設立せる愛知吉祥講第九号支部にては、本日午後一時より幹事の諸寺院惣出席にて宗祖承陽大師の報恩諷経を行ひ、尚ほ全寺の境内に鎮守として祭りたる例祭を修し、夫れより全講布教師早川見竜氏の説教を催す筈なりと云ふ。

曹洞宗中学林の拝賀式〔明治29年1月1日 第三九二号〕

当市布ヶ池町の全宗中学林にては、本日未明より殿鐘三会を相図に職員生徒一同講堂に整列し、教授山田祖学氏の導師にて大悲神呪を誦誦し、皇帝陛下の聖体万安を祈りて普通朝課二経を修し、最後に早川氏教育の勅語を捧読し生徒一同天皇陛下万歳、仏教万歳を三呼せりと云ふ。

仏教少年教会の演説〔明治29年1月1日 第三九二号〕

当市蒲焼町の真光寺内に設けられたる全教会にては、来る五日午前八時より定期の例会を開き、夫れより早川見竜、橋秀円両氏の仏教的徳育演説会を催す筈なりと。

吉祥講東部の説教〔明治29年1月6日 第三九三号〕

来る十日、当市吉祥講東部なる松山町就梅院に於て、宇治興聖寺の西野石梁氏を請し、午後一時より説教を催さる、由。

各地布教彙報〔明治29年1月6日 第三九三号〕

当市七小町曹洞宗普蔵寺に於て、本月七日午後一時より同宗吉祥講第二号支部の定期教会にて大般若経を転読し、続て早川見竜、水野道秀二氏の演説を催す由▲本県東春日井郡和爾良村臨濟宗泰岳寺にては、来る八日午後一時より出征戦死者の大追吊法会を修し、続て水野道秀氏の演説を催す筈▲同郡神阪村曹洞宗観音寺にて、九日午後一時より忠死者の大追法会を営み、続て水野氏の演説を催さる、筈▲三河国西加茂郡拳母町曹洞宗神竜寺にて、来る十五、十六両日出征忠死者の大追吊法会及帰郷軍人の慰労会を催し、両日共午後一時より軍事拡張の大演説を催さる、筈にて、社員水野氏が出席する筈なりといふ。

名古屋仏教図書館の設立〔明治29年1月13日 第三九四号〕

仏籍は浩瀚なり、悉く之れを涉猟せんには短日月の及ぶ所に非ず。況んや之れを坐右に供へんとするをや。然れども之れが講究に従事せんとする者は、必ず之れを閲するの勇なかる可らず。然るに世間往々其の志あるも之れを購ふ資なきに苦しむ者あり。然るに、寺院若くは其他にして、筐底に蠹魚の食餌に委せらる、もの少なしとせず。吾人は之れ等を集め、適當の法を設け、仏教

図書館を開き、一は薄資者の便に供すると、一は不用を有用に変ずるの益あるを以て、護法の仏徒は協力此の美挙を賛せられん事を切望するなり。其の方法の如きは他日之れを發布すべし。

釈尊の遺物を発掘す〔明治29年1月13日 第三九四号〕

盤谷新聞の報ずる所に拠れば、英領印度総督府の宝物取調委員が此程釈尊の涅槃の地なるスワトを経てシトラル地方へ進入せしに、ダルガイと云へる地にて仏陀の遺物に相違なき種々の宝物を蔵せる黄金櫃と紀元前□十年時代の日付を有する古雅なる彫刻物を掘り出せしとなり。

雪安居留錫〔明治29年1月13日 第三九四号〕

八幡円福僧堂には三十名、名古屋徳源僧堂には五十四名の清衆留錫せらるゝ旨各師家より届出でらる。

追吊法会〔明治29年1月13日 第三九四号〕

本月十三日午後一時、当市門前町浄土宗西山派極楽寺に於て陸海軍忠死者の追吊法会を執行し、並に十四日午後放生会を行ひ説教等を行はるゝ由。

高橋順庵君の追吊会〔明治29年1月13日 第三九四号〕

去る十日、本社員は梅屋寺に参集の際種々協議し、来月十一日（紀元節）は同君の一百ヶ日に相当するを以て同日を卜し、一大

追吊会を催し夜に入て仏教演説会を劇場にて開く可き事に決定したり。

愛知仏教会創立の第七週年〔明治29年1月20日 第三九五号〕

愛知仏教会創立の第七週年

指を屈すれば、既に七年の星霜を経ぬ。愛知仏教会が、前途幾多の責任を負ひ、各宗合同の大団体を名古屋市に起し、又各宗よりは、或は管長、或は高德の僧侶を派遣して其の開会式に臨ましめて之れを賛助しき、而して之れが会員たる一万有余の有志諸氏は、互に相担ひ相扶持し、相擁護し、同会の設立主旨をして之れを貫徹せしめん事を仏前に告白せり。之れを明治廿三年の春とす。宜なり同会が、数箇の支部を有し、且又名古屋市中、至る所として、六根色をなせる会員証を門頭に見ざるなきの隆盛を致し、其の結果として、外教は跡を収めて閉息し、各宗は相互に聯合して一致の運動を為し、或は全国仏教者の大会を市下に開き、或は奠都祭を協賛して桓武帝忌を修行する等、仏教徒としての、最大優勢を含めるは全国に於ても凡そ比無る可し。故に他県の仏徒は、皆愛知仏教会に其の整備と其の強力を羨まざるなし。之れ豈に愛知仏徒の名譽ならずや。故に此の名譽を担へる愛知仏徒は、七周年余を経過し、倍々経験を積み信用を博したる仏教会をして、更に光輝ある活動を為さしめ、其の責任を尽さしめて、開會初旨に戻らざらしめん事を力なるは、一に会員其の人と之れが路に当る有志なる可し。然るを然らずして、或は倦怠の色を顕

し、或は初志に戻るあらば、之れ仏陀を欺く者なり。良心に背く者なり。豈に一鞭を加へざるを得んや。

吾人今此の第七週年の初春に遇ふ。故を以て一辞の之れを質し、且つ之れを誠しむる誠と致す所以なり。謹で以て之れを白す。

飯田道一氏渡天に決す〔明治29年1月20日 第三九五号〕

曾て当市内に梅干の勧募を為して陸海軍へ五十樽といふ数を納められし同氏は、前年来渡天の志願ありしが愈々諸準備も整ひたるを以て、一先上京して外国旅行の免状を受け、来月初旬再び来名して高橋順庵氏の追吊会に会し、同夜の演説会にも望み、其の上にて西京に赴き、神戸に於て乗船を為しコロンボに向け出発の予定なりと云ふ。尚同氏渡天に付ては夫々篤志家の寄付金もありしが、右は取り纏め得る限りは為替にて携帯し、尚遠隔地方の残余の分は愛知仏教会の会計河村文六氏に托し、逐々送金せらるゝ事にせられたりといふ。

名古屋市中行事〔明治29年1月20日 第三九五号〕

左の一篇は誰の作なるを知らず。然れども既往三十年以前の著なるを知る故に、往々今日既に退転し、或は目今の行事の漏たる者あれども温故知新の一助にもと左に月を追ふて記載すべし。

○正月

正月元日 年始御礼御家中年首御祝儀の登城御盃頂戴東照宮御宮に元旦法楽各家歳首恒例賀儀万歳春駒鳥追福俵懸想文

大黒舞猿曳是等の外、府下の乞児等種々の祝辞を諷ふて戸々来る。

○二日 御対面所出所大広間諸御同心御礼御盃頂戴御廊下通町人御通御目見商家売初め売出し。

○三日 御謡初め御郭内天主社五穀成就祭御宮天長山神宮寺慈恵慈眼両大師会

○四日 御殿中料理初

○五日 建中寺御仏参（或は名代）

○六日 寺社御礼

○七日 七種御祝御諸士御登城家々蕎粥を調して喰ふ

○八日 東寺町法花寺説法初同町寿元寺毘沙門天祭（正五九月同）

○九日 夜山王社内恵比須社神楽明日初市

○十日 山王恵比須社初市（大坂今宮の恵比須をうつして種々の宝物を笹につけて商ふ）又神の小像を庶人に与ふ

○十一日 御具足の御祝並に御馬乗始丸の内追廻の馬場にて執行あり

○十二日 東寺町御堂照遠寺祖師日蓮大士参詣（西の刻迄庶人群集す）

○十三日 南寺町政秀寺平手政秀の忌日

○十四日 東天道町天道祭琵琶島川に左儀長あり

○十五日 小豆粥を祝ふ日置八幡宮湯立広小路神明宮湯立東寺町妙見菩薩祭古渡闇の森八幡宮祭

○十六日 若宮八幡宮湯立

○十八日 大須初観音

○十九日 新町大光寺七面祭

○廿日 蛭子社参り（府下の商人清寿院、或は甚目寺にて画像を迎へ）

○廿二日 広井浅間社湯立東寺町法輪寺稻荷祭

○廿四日 広井水車福天大権現法楽東天道町天楽祭西山派門中法然上人御忌速夜執行音楽法会あり

○廿五日 建中寺御忌鎮西派門中御忌南寺町極楽寺御忌巾下上宿天神祭大山児権現祭古渡榊森祭

○廿六日 前津田面廿六夜待（此夜月出三尊の形に拝すると群集す）

○廿八日 上島裏円頓寺鬼子母神祭

○廿九日 鍋屋町下情妙寺鬼子母神祭

○晦日 荒神祭（毎月或は正五九月に戸々に是を祭る神司も又祭る）

仏教会支部の演説〔明治29年1月20日 第三九五号〕

当市五平蔵町の興西寺内に設立せる愛知仏教会支部に於ては、去る十六日午後六時より、早川見竜氏が出席して定期の演説を催されしが、聴衆は頗る感動を惹起せしと。又花車町の光明院に設けし吉祥講第八号支部にては、一昨十八日組合の諸寺院出席して宗祖承陽大師の報恩会を営み、次で早川氏の説教を開筵せりと云

ふ。

尾州愛知郡の葬儀〔明治29年1月20日 第三九五号〕

田代村出身の近衛歩兵第三聯隊第五中隊一等卒水野鎌治郎氏は、渡台従軍中の処一朝病に罹り、台地野戦病院に於て終に不帰の客と被成しに付、本月廿二日午後二時より同村曹洞宗松林寺に於て、大導師山主水野雷幢師、奠茶師光正院住職玉井経円師、奠湯師桃岩寺住職織田良宗師等にて頗る盛大なる葬儀を営まんとす。目今準備中の由。

西川氏母堂の葬儀〔明治29年1月27日 第三九六号〕

株式取引所理事西川宇吉郎氏の母堂（七十五年）には、久しく病床にあられし由なるが去廿一日逝去せられ、全廿三日南鍛冶屋町の自宅より出棺、門前町大光院にて葬儀を執行せられたり。全葬儀には愛知仏教会よりは広間隆円氏が代表出席せられ、全会の仏旗を翻す。三重紡績会社、名古屋株式取引所等よりは大花籠、其他柳本市長、奥田理事長、及び名古屋株式仲買人諸氏より数十対の生花を寄贈せられ、葬式場へは曹洞宗竜潭寺住大導師、協導師空雲寺、養昌寺の三導師にて、会葬寺院には大光院、安斎院、長松院、梅屋寺、大運寺、就梅院、禪芳寺、関貞寺、威音院、永昌院、及吉祥講幹事出席せられ、一般会葬者には柳本市長、奥田理事長、市吏員、市会及参事会員銀行諸会社役員無慮二千余名と見受けり。右葬儀を了り、夫より愛知県御厨村竜潭寺埋葬せられた

り。亦同日は愛知育児院の余児十余名及役員数十名会葬送られたり。

愛知吉祥講の總會 (明治29年1月27日 第三九六号)

曹洞宗の檀信徒より組織されたる愛知吉祥講は遂日盛大に赴く有様なるが、去る廿四日午前十時より幹事の諸寺院其他世話人等二百余名は其本部なる門前町の大光院に総集會を催せり。当日は幹事長竜桑巖師の導師にて両祖真前へ報恩の読経を行ひ終て水野道秀氏を議長に推し、廿八年度に於ける布教上の成績金銭出納の決算報告あり。夫れより将来の方針を議定し、尚ほ早川見竜氏は講務拡張に関する一場の演説をなして各退散したるは午後三時頃なりし。

曹洞宗中學校 (明治29年1月27日 第三九六号)

当市布ヶ池町の中學校にては、客臘改正教育令の發布ありてより生徒の員數頗る増加せしを以て、来る廿九日より第一回の学期試験を行ひ、夫れより暫時冬期休校をなし、来る三月上旬よりは役員を増聘し専ら新教育令に依準し着々後進の僧侶を策勵するの予定なりと。

早川氏の施本 (明治29年1月27日 第三九六号)

吉祥講の布教信徒接引に従事しつゝある早川見竜氏は、法の礎と云へる小冊子を著し、一般の教徒に施与せんとて此程中市内の有

力なる篤志家より淨財を募集し居られしが、頗る好結果を得たるが為め、近日の中には印刷に取掛る筈なりと。

赤松連城師の來名 (明治29年1月27日 第三九六号)

同師には昨日來名西別院に於て、例月の尚徳會の法話を為し、夜に入て同會員の催に係る新年宴會に臨まれ、今朝出發帰西せらる。

名古屋市中行事 (明治29年2月3日 第三九七号)

名古屋市中行事 (承前)

二月

- 初午日 所々稻荷社參詣、御家中屋敷を初め所々稻荷社に五采の幟を樹て、之を祭る、古渡新宮稻荷 (山王) 万松寺
- 白雪稻荷 (於小女郎) 等尤も群集す
- 初未日 古渡闍烏森祭
- 春彼岸 寺々に説法あり、中日建中寺樓門開本願寺東西掛所參詣多し
- 朔日 大曾根了義院妙見祭 (春秋兩度八月朔日)
- 二日 家僕出入交代
- 七日 巾下山の神祭り
- 十五日 広井八幡宮的射神事建中寺山門參詣 (彼岸中日同じ)、諸寺涅槃會淨土宗 (鎮西西山)
- 廿二日 七ツ寺境内聖徳太子法會

○廿四日 桜の町靈岳院天満宮大般若転読
○廿五日 同天満宮開扉

此日同所にて靈宝数品を拝せしむ、遠近の寺子連中競ふて絵馬を献じ飾る、又東山在家より植木を出して本町筋に商ふ、其景恰も山林の如し
七尾天神々楽末広町天満宮開扉

仏教少年教育会〔明治29年2月3日 第三九七号〕

当市蒲焼町真光寺内の全会にては、昨日午前八時より早川見竜氏が出席して少年の徳育に関する一場の演説をなし、尚ほ定期会をも開きしが十二ヶ月間一度も欠席せざる会員には、幹事の評決に由て一等より三等迄の賞品を与ふる予定なりと云ふ。

特別広告〔明治29年2月10日 第三九八号〕

来ル三月一日入仏供養、翌二日ヨリ八日迄授戒会修行
戒師 前可睡齋方丈
西有穆山老師
門前町
陽秀院執事

追吊授戒会〔明治29年2月10日 第三九八号〕

当市東瓦町曹洞宗威音院に於て、来る三月六日より一週間戦死病没者追吊授戒会を執行せらるゝ由にて、全戒師には全宗大本山永

平寺監院鷹林冷生師を請し、説教師には有名なる小寺黙音氏を聘せらるゝ筈なりと云ふ。

鷹林冷生氏の来名〔明治29年2月10日 第三九八号〕

越前永平寺の監院なる同氏は近々来名の筈に付、愛知吉祥講にては来月一日春期大法会を修し、氏を請して説教を催さるゝ由。

特別広告〔明治29年2月17日 第三九九号〕

来ル三月一日入仏供養、翌二日ヨリ八日迄授戒会修行
戒師 前可睡齋方丈
西有穆山老師
門前町
陽秀院執事

竜桑巖師の題詩〔明治29年2月17日 第三九九号〕

愛知吉祥講の幹事長の竜桑巖師は、早川氏の施与せらるゝ法の礎の巻首に題せんとて、此程左の詩を賦して与へられしと、
高祖親言皆勿逆 殷勤為勸誦朝夕
有因有果露堂々 種菽何田得生麦

赤松連城師の来名〔明治29年2月17日 第三九九号〕

尚徳会の為めに昨日来名、西別院に於て講話あり。本日帰西されたり。

特別広告〔明治29年2月24日 第四〇〇号〕

来る廿四日午後一時より門前町大光院に於て

釈守愚師出席 印度宗教の実況演説、並に印度希有の仏像、バ
イタラ葉等の内拝を為す。仍て此段会員諸氏に
告ぐ。

愛知仏教会

特別広告〔明治29年2月24日 第四〇〇号〕

来ル三月一日入仏供養、翌二日ヨリ八日迄授戒会修行

戒師 前可睡齋方丈

西有穆山老師

門前町

陽秀院執事

愛知仏教会の春期大演説〔明治29年2月24日 第四〇〇号〕

別項特別広告の如く、本日午後一時より大光院に於て久しく印度
に在りサンスクリット語を研究し、兼ねて仏跡巡拝の偉業ありし
釈守愚氏を聘し、春期の演説を開会し尚釈氏が印度に於て発見さ
れし希代の仏像を内拝せしめらるゝ由。其の詳況は次号に報すべ
し。

特別広告〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

三月六日ヨリ 授戒会執行
十二日マデ

戒師 大本山永
平寺監院 鷹林冷生老師

東瓦町 威 音 院

特別広告〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

来ル三月一日入仏供養、翌二日ヨリ八日迄授戒会修行

戒師 前可睡齋方丈

西有穆山老師

門前町

陽秀院執事

愛知仏教会の春期演説〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

去る廿四日門前町大光院に於て開会したる同演説は、今回印度よ
り帰提されし臨濟宗釈守愚氏を聘し、印度現今の仏教実況の談話
を乞ひたる事なれば、聴衆も非常に多く殆んど宏大なる同院も立
錫の余地なきが如き有様なり。偕初めに水野道秀氏は、開会の主
意として愛知仏教会が運動上の事より説き起し倍々相互に将来を
期し提携して大法を護持せざる可らざる事に及ばれたり。次に釈
氏は印度現今仏教の衰頹を歎き、之れを挽回するには我が戦勝国
たる日本人民の尽力による事より仏教参拝の事に及び、第二席に
於て印度所感として同地が英政府の下に立ちたる以来の状況を悲
壮的に述べられ満場をして肅として謹聴せしめられたり。尚同時
に釈氏が印度に於て仏滅後阿育王時代に造られたる仏像を内拝せ

しめられしが、是亦珍品なるなり。拝覧者非常に混雑し、一時は制裁も付き兼ねたる次第なりしが、無事午後五時頃閉会したり。

愛知県曹洞宗中学林は自然消滅〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

咄々怪事生徒も知らず教員も知らず監理も知らず学監も知らず、知る者は二三の〇物、今に通達を受けざる生徒等の去就を加奈にする、孰か正義を唱へて此の不幸者を救済する者ぞ、吾人は其の人を待つ、否大に将来に向ひ愛知県曹洞宗当事者に望み且つ求むる所あらん。而して是等不幸の諸氏の為に堂々將に其の路に訴ふる所ある可し。其の結果は必ず次号に於て報ずる得ん。

承陽大師御旧跡再興主唱者〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

本紙に報告せし承陽大師御旧跡吉峰古精舎再興主唱者たる田中仏心氏は、護法の精神より再興事務に尽力せられしが、今回越大本山監院鷹林冷生老宗師は名古屋及び近在地方等に於て数ヶ所授戒会の戒師の請に応じ巡教に付、全氏は随行旁々尾三両国地方諸寺院及び信徒へ、大師御旧跡再興淨財募集の爲め発足せられたりと。希くは高祖報恩の為に応分寄付せられんことを。

片端説教場の軍人説教〔明治29年3月2日 第四〇一号〕

当市東片端町真宗大谷派説教場にては、過日東京より是真宗記者を始め当市光円寺の住職等を招き、軍人の為に説教を行はれしが、爾來は時々同様開筵さるゝ筈なりと云。

薄者へ恵与〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

当市納屋町岡田伊助氏は、前号に記したる三河の薄命者榊原きんへ金若干を本社へ托し恵与されたり。

建言書〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

左の一篇は愛知県曹洞宗学林の閉林に就き、生徒の不幸を慫み宗局に向ひ事実を建言し、兼ねて有志家へ配付したる者なり。

建言書
中村元亮

愛知県曹洞宗中学林は、其の創立稍久しと雖も、近くは尾濃震災の後に一回閉林の止むを得ざるに至り。其の後僅かに宗余乗のみを授くる事として開林し、又一昨年秋に至り之れを拡張し、同宗の教育令に基き普通学をも併せ教ふる事となれり。然れども同学期は久しく欠きたる普通学を再興せし事とて、課業の順序相整はず。為に充分なる効果を奏する事能はざりき。其の年の夏に至り、万松寺中に在りし旧学林は寺主の請求により転校せざるを得ざるに至りたり。然るに此の転校の事之れを夏期の休業間に行はれしならば幸なりしに、休業後將に始業せんとする時に当り、更に移転の為に二ヶ月間の休業をせざるに至りたり。此の時に当り稍教育に心ありし者は、皆曰く転校の為に学業を欠くは宜しきに非ず。他に相当の寺院、若くは禅堂又は屋舎を借りて、移転建築中は夫れにて授業すべし。殊に或人の如きは宗内某寺に旧某校の

空教場あり。之れを借りて移らば暫の事なり。更に雑作なしと謂ひたる者さへありき。然れども此の議遂に行はれず。空しく移転の為に二ヶ月余の休業を為し、而して開林の運びに至らんとせし頃、恰も内務大臣が神仏各派に下したる教育奨励の訓令により修学の必要を感じたりけん。俄かに生徒が増加するに至りしのみならず、曹洞宗教育令なる者が発布せられ一層校規を宏にするの幸運に向ひたり時に、慣例により去る二月を以て冬期試験を了り、各学生は各々旧正月を以て帰寺せしめ、次の学期始業を予め三月七日、若くは十日と定められたり。爰に同林教授早川見竜氏、二月廿四日偶々事あり。宗務支局に至りしに、局員との話次学林の事に及びしに、学林は同日に開きたる会議の決議に於て自然消滅なる宣告を受けて無限閉校（再び議會を開きたる決議迄）なりと謂ふ事に及びたりと、氏愕然直ちに不肖を訪ひ、事の始末の告げらる不肖聞き了て是れ必究戯れなる可し。併し然らんも斗られざれば急ぎ監理を訪ひ事の実否を査し、若し実ならば其の処置の穩かならざるを支局に詰問し生徒及び教員に満足なる答弁を与へられん事を委言したりき、氏翌日を以て監理を訪ひしに、監理は何事なるを知らざるも今日支局の招あり將に赴かんとすと云ふに會せしを以て告ぐるに、事の始末を以てせられしに監理も驚き、蓋し其事ならん予は斯る事ならば赴かざる可しと決然袖を払ひ去られんとす。時に早川氏曰く併し事の処置を全くするは其の職なる可し。今や開林を約したる日は二週を出でざるに、然るに学林にして果して消滅したりとせば、之れを生徒にも告げ又教員の解備

等最も必要なる可し。監理にして今日赴かずんば却て徒らに時日を遷延せんと、其の日又早川氏は学監水野雷幢氏に會す。水野氏も亦其の消滅の事を知らず、直ちに支局に赴き之れを局員に聞く可きを以てせられりと、以上は早川氏直話の大要なり。其翌廿六日雷幢氏予を訪ひ告ぐるに、学林消滅の事を以てす。予茲に於て二三弁論せし事ありしも、要するに氏は単に支局員の命を帯びて来る者なり。故に予は直ちに車を馳せて支局を訪ふに、一人もあらず唯学林に関する照会の為に曾て議に預りたる議長田中某氏は豊橋に赴き、又支局取締も貫主を迎へるが為に赴きたりと聞き、予は急に汽車に乗じ豊橋に赴き、殊に来豊中は永平禪師にその始末を言上し、同夜田中某に面會し事の次第を聞きぬ、田中氏曰く今回閉林の事たる教育令の改正により旧来第一号支局下にありし幡豆額田の二郡は、第二号下に付きたり。右に付将来の林費徴集の予算に於て変更を來たせり。仍て次期集金の予算編製に迫り閉林の止むを得ざるに至りたり。故に拙者は三河の二郡か去就を確むる為に交渉に來れり。其の結果により議會を招集し、又其の結果により再び開林の否を定むべし云々。以上は其大要なりと雖も、今回の閉林に関する原由は之れに止る者にして他に基く所なきが如し。予は話次懇に教育の要点教員待遇の事を説明（後に記す可し）。翌未明帰名し、更に支局を訪ひしに、此は日曜休日なるを以て正副取締の宅を訪ひ、或は其の次第を聞き、或は愚見を語る事田中氏に於けると同じ。又此の日、幸に現管長能山執事石川素童氏の來名に遇ひ、氏に面し、尚ほ其の意見を聞き、予が持

論を述べたり。

予が持論

今回の閉林は、全然支局員が教育に不熱心なると生徒并に職員に不親切口礼を欠き殊に生徒を愛護するの念更になきに由る。初め新教育令の出づるや、或は方針等に変動を来さん事を慮に殊に新令実施の日と旧令消滅の日との限界に於ける方針如何を照会せしに、支局は明に同方針異名称にて継続する者なりと答へたり。(石川氏の意見も同じ) 故に職員は勿論、生徒に至る迄一人として学令改正の為に閉林等の事あるを知らざりしは勿論、斯る不意の出来事を予知したる者も非ざりき。然るに之れを田中氏に聞くも、次年度の予算を編製するに当り、初めて額田幡豆二郡の分割に心付き、斯くては学林費徴集にも付加法を変ぜざるを得ざれば議会の承認をも経ざるを得ずとて、先づ議会招集の上にて其の決議を見る迄は閉林すべしと、去る廿四日の支局会議にて決したる者なりと云ふ。

既に述べし如く、今回の閉林は全く支局員が怠慢の是れ由る者に於て、即ち予算編製の時自己の落度より差問の生じたるを発見し為めに閉林といふ一門を開きたるなり。抑も此の二郡分割新令改正の如きは、今日に突然にして起りたるに非ず。既に去年九月來の事なれば、林費徴収上予算を変更せざる可らざるは了然たる事なれば、若し局員にして少しく心を生徒の教養に存じなば、必ずや学令改正の時に於て開林の方法を設け、突然閉林等を為すが如き不幸あらざりしなる可し聞くが如くんば二郡の総代は殊に分割

の件に付き打ち合せの為に支局に出頭せしに、局員の答弁甚だ冷淡なりし為、現に今回の交渉は難事なる可しと田中氏は豊橋にて語りたり。

故に予は、既往のことは咎むるも益なきも、将来に於ける曹洞宗の学林を思ひ、茲に左の件を建言す。

第一 教育なる者は、他の事業と異り一日之れを苟もせは再び追及し得可き者に非ず。換言せば継続事業にして、若し之れ中斷せば更に初に復すといふが如し。古語に「学問は坂に車を推す如し、油断をすれば元に回ると」、予が親しく昨年来学林に於ける成績を見るに、夏期休暇に引き続き移転休業を為す。尚僅かに二ヶ月授業して又閉林すといふが如き有様なれば、過去の成績は殆んど皆無にして、生徒をして徒らに費用と時日を空しくせしめ、派内寺院をして不要の林費を出さしめたる者なり。而して斯の如き失体は悉く当局者其の者の責なれば其の責任を明かにすること。

第二 今回の閉林は、支局員が専断横恣の振舞なること如何となれば、既に本年三月迄の林費は去歲の議会上に於て決議したる者なれば、三月以前に閉林するの理なし。況んや或る地方の如きは既に二十九年年度の林費さへ徴収せられたる者ありと、然れば今月俄に閉林せずんば能はずといふの理なき事是れなり。故に之れを局員の横恣専断といふなり。

結 論

既に述べし如く、教育事業は他の事業と異にして中途に廃絶断滅

等のことある可き者に非ず。然るを区々たる故障の爲め、又は僅少の経費の爲に其の断滅の屢々なること前年来の如くにして、更に其の効果を収むること能はざる者ならば、生徒をして空しく歲月を費し無用の失費を為さしめ、又且寺院に不用の賦課を蒙らしめずして可なり聞くが如くんば、昨年の移転休校の際の如きも寺院へは等しく林費を出さしめたり。故に或る人の如きは、必究休林は之れ生徒の食費を握り潰したるなりと。予は是等のことは堅く信ぜざれども、今回も亦已に歳費に決議を経、未だ其の資金の存ずる年度以内にて閉林等を為すが如きことあるは、或は某人の言をして世に益々信ぜしめ爲に局員其の人の信用にも関するといふなり。

要するに、尚教員を待遇するに於ても突然として学監来り、申和解なきも学林は消滅なりと申し升故、再び御依頼は致すべきも一先御解き申す云々の如きは何事ぞや、之れを少しく心ある者の為す可きこととするが、況んや道徳を主とする宗教家に於てをや、曹洞宗将来の人物を養成すといふ学林にして以上の如し。同宗の寺院檀信徒は果して如何する。予は此の言を建つるも固より、無効に属するを知るなれども生徒の不幸を愍み、且将来曹洞宗なる者の教育方針を思へば止まんと欲して止む能はず故に、東西に奔走し有志を説き告ぐるに事実を以てし、尚ほ一篇を草して宗務局に上る。

明治廿九年三月

尾張中学寮の園遊会〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

下茶屋町の同校にては、一昨所化の催しにて別院の庭園に於て大園遊会を催せり。

威音院の授戒会〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

目下開戒の同会は、戒弟頗る多く、日々非常の賑合なり。

教育会の追吊〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

昨日当市の梅屋寺に於て、台湾に於て非命の死を遂げたる教育者の爲に追吊を行はれたり。

広告〔明治29年3月9日 第四〇二号〕

三月六日ヨリ 授戒会執行
十二日マデ

戒師 大本山永
平寺監院 鷹林冷生老師

東瓦町 威音院

万松寺稻荷の開扉〔明治29年3月16日 第四〇三号〕

有名なる同稻荷は、今回同寺の正門前に移転遷座ありしを以て、来る十七日より七日間開扉を行ふと。

大般若繙供養〔明治29年3月16日 第四〇三号〕

名古屋市松山町曹洞宗含笑寺住職織田宗格氏は、過般来征清軍凱

旋紀念の爲め大般若經六百卷を勸請せんことを発願せられし処、檀徒及び信徒の賛成するもの多く、此程全部六百卷を講求し、来る十八日初午の日を以て寺内吒枳尼天の祭典を兼ね午後一時より大般若繙供養し、野々部至遊師の説教ありと云ふ。

安齋院の祝会〔明治29年3月23日 第四〇四号〕

当市松山町の同寺にては、現任職野々部師就職以来、常に雲柄を置き弁道修行せしめられしより、今回本山は同寺に対し公然僧堂の認可を与へられ、又寺格を常恒会といふに昇進されし祝を兼ね、来月四日「両陛下宝祚長久の祈祷を行はるゝ由定めて盛会なる可し。

南条文雄師の来名〔明治29年3月23日 第四〇四号〕

一昨日来名せられ、東別院の特別教会并に少年教育会其他に臨まれたり。

朝鮮行の鬼子母神〔明治29年3月30日 第四〇五号〕

当市桜町本遠寺別院に於ては、中山鬼子母尊神を朝鮮仁川へ奉送の披露として、来る四月一日より五日間日宗海外宣教会々長僧正旭日苗師之れが説教を勤めらるゝ由。

故石蘭翁の追薦会〔明治29年3月30日 第四〇五号〕

故奥村石蘭翁が没後一週年忌に相当するを以て、男石亭氏が催主

となり社中門第一同幹事となり、同好社中重立し画伯が補助となり、祥月命日の当日当市門前町極楽寺にて追善の大法会を営まれる由なる。その計画は煎抹の呈茶及び故翁の遺墨流祖の古画幅初め各画伯の絹本の展観、又た席上揮毫を為し、頗る盛大に追薦を開かんの評議一決にて、既に他府県の画伯等へも夫々通報せり。

何地も同じ〔明治29年3月30日 第四〇五号〕

当市の曹洞宗学林のみならず、也滋賀県下曹洞宗派末寺の發起にて宗弊洗滌の第一着手として、美濃飛騨若狭の三ヶ国と聯合し曹洞宗中学林を新設せんと予て計画をなし居りしが、愈よ右三ヶ国全宗務支局取締へ交渉の上、彦根に設置することに協議纏りたる由。

安齋院の祝会〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

同寺が常恒会に寺班を進められ、又公認僧堂の許可ありて祝会を昨日開かれしが、当日招待を受けたるは三千余名にて、為に隣寺梅屋寺をも借り受け頗る町重の饗応あり。又午前十時より交々説教の催しあり。午後二時よりは出班焼香にて祝聖回向、観音経遊行諷誦にて祈祷回向あり。了て大導師三帰戒授与にて盛大なる祝式なりき。尚同寺には門頭に当日より認可僧堂の高札を建てられたり。

長松院の法会〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

上前津町長松院には、従来毎月十日に法脈会説教ありしが、本月より更に改正して七ヶ月を以て満会とし、以後は毎月十日に日供講施餓鬼を、又毎月廿四日に地藏講を営み、両度共説教等を営ま
るゝ由。

少年教会の演説〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

当市蒲焼町の真光寺内に設けたる愛知仏教少年教育会にては、昨五日午前八時より例月の定期会を開き、早川見竜、橘秀円の両氏
が出席して少年の徳育に関する一場の演説ありし由。

大運寺の曹洞教会〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

当市白川町の大運寺に設置せる全教会にては、来る十日午後二時より早川氏
が出席して修証義の講話を開かるゝ予定なりと。

授戒会〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

西春日井郡青山村正法寺に於て、四月七日より一周間大本山永平寺執事鷹林冷生師を戒師に、近藤疎賢師を説教師に請し、久国寺
安居の雲衲廿八名を随喜せしめ授戒会を修行する由。

関貞寺の授戒〔明治29年4月6日 第四〇六号〕

当市大曾根の同寺にては、五月二十三日より永平寺貫主を請し七日間授戒会を修せらるゝ由。

羅漢供養と説教〔明治29年4月13日 第四〇七号〕

尾州愛知郡田代村曹洞宗松林寺に於て、本月十五日午後一時より組合寺院十余名を請し、例年の羅漢供養を営み、続て廿七八年の役戦病死者の追吊法会を執行せられ、了て水野雷幢氏の説教ある
筈なりといふ。

吉祥講の例会〔明治29年4月13日 第四〇七号〕

当市矢場町の万年寺内に設けられたる全講の支部に於ては、昨日午後一時より幹事の諸寺院惣出席にて承陽大師の報恩会を修行し、夫より大施餓鬼会を営みて講員の先亡諸霊を廻向し、尚ほ早川見竜氏の法話ありたる由。

少年会の運動会〔明治29年4月13日 第四〇七号〕

蒲焼町の真光寺に設立せる愛知仏教少年教育会にては、昨十二日当市東郊八幡山にて春期運動会を催せしが、今ま其概況を記さば、当日は二百余名の会員は午前八時を期して其本部なる真光寺に集り、行厨の用意を整へ六根色の仏旗を押立て数名の幹事一号令の下に隊伍整々たる会員を引率し予定の順路を経て聴て八幡山付近に達するや、先づ全村の曹洞宗竜光寺を休息所に充て午餐を終り、夫より一隊を二組に分ち旗取り綱曳き球投げ等数番の運動を試み、優等者には夫々賞品を与て最後に 天皇陛下万歳、仏教万歳を三唱して無事帰途に就きしは、午後三時頃なりしといふ。

恒忌法会と吉祥講〔明治29年4月20日 第四〇八号〕

当市七小町の曹洞宗普蔵寺に於ては、昨十九日午後一時より例年恒忌の羅漢供養法式を営みしが、今までの景況を記さば、先づ山門頭には仏旗を交叉し、本堂の内外は幔幕を以て最も厳肅に莊飾し、須弥壇上諸般の献供品に至る迄で、準備おさ／＼怠りなかりしかは、聽て予定の時刻に達するや宝鐘三会を合図に、組合寺院及び隨喜の僧侶威儀を具して法堂の式場に整列し、住職高丘大導師の大導師にて全寺秘蔵の十六羅漢供養法会を修行し、夫より早川見竜氏の懇切なる法話もありたる。後ち參聽者一同えは清齋の饗応ありしと。又た熱田町新尾頭の陽泉寺に設立せる吉祥講支部にては、本日午後二時より組合寺院及び全講の世話人惣出席にて、両祖真前え報恩諷經を行ひ、全講員先亡諸靈追福の爲め大施餓鬼会を行ひ終て早川氏の説教を開筵する由。

少年会の演説〔明治29年4月20日 第四〇八号〕

菅原町浄教寺内の愛知仏教少年会にては、昨日午前八時より例会を催し、吉谷覚寿、早川見竜、青木亨元諸氏が出席して徳育上の演説ありしと。

熱田通信〔明治29年4月27日 第四〇九号〕

熱田町円通寺に於ては羽休神殿再建落成に付、予期の如く本月十三日より向ふ三週間、三尺坊大権現を開扉し新たに御眷属七十五神を勧請せられ、信徒一同へ内陣拝礼を許されたり。開扉初日は

県下各郡村講社員陸続群集し、門前境内には数本の大塔婆大幟五十

十余本を立て、球灯千五百余を左右に列ね、神殿正面には有志者の寄付に懸る物品をして莊嚴し、午前十時に至り山主大導師にて寺院雲衲五十余名法鐘奏樂に随ひ上殿し、開扉式七十五神祝膳式及祈禱楞嚴行導等の大法会を営み、引続き講社信徒の祈禱会を修行せられ、午後二時より投餅等の余興ありて非常の盛大なりと云ふ。当日案内状を受け茶菓酒飯の饗応せられしは、凡そ二千余名にて終日大雜沓の由。猶又開扉に付、十方有志者より寄付物品の著しきは七宝焼大灯籠一对（寄付主愛知七宝焼組合中）、唐金大灯籠一对（名古屋盛栄連朝日連各芸妓中）、紫縮緬大幕一張（名古屋廓芸妓連中）、鎮鍬大鉤灯籠一对（名古屋湯屋業組合中）、赤地金欄戸帳一張、全檀打敷五枚、竜紋幔幕一流（伊藤銀行役員中）、竜紋幔幕二流（熱田町岡山新造）、大幟五十本（名古屋廓各町内及外有志者）、赤地金欄大幔幕一流全金欄大打敷二枚（円通寺議員中）、赤球灯千五百張（名古屋廓各楼部屋中）、玄米三俵（名古屋株式仲買中）、其外各郡村講社よりの寄付米等各会所に積み上げ実に近年無比の大盛典なりき。

吉祥講の定期会〔明治29年5月4日 第四一〇号〕

当市宝町の禅芳寺に常設せる吉祥講第三号支部にては、去る廿七日午後二時より各寺院を集め、住職門内大英氏の導師にて両祖真前え報恩諷經を行ひ、講員祖先追福の爲め無縁大施餓鬼を営み、早川氏が一場の法話をなせし由。又た宮出町の広徳寺に於ては、

去る廿八日午後一時より組合の諸寺院を集め、住職安藤玉隆氏の焼香師にて、例寺定期の羅漢供養法会を営み、早川氏の説教を催したる後、吉峰寺再興委員なる田中仏心氏が全寺再興の理由を布演せしかば、一同の参拝者は一方ならぬ感動を惹起せし由、次ぎに愛知郡諸輪村の清安寺に於ては、去る廿九日より本月一日迄三日間春期法会として無縁大施餓鬼会を行ひ、当市の早川見竜氏を招聘して三昼夜間の説教を開筵せりと云ふ。

授戒会と開帳〔明治29年5月4日 第四一〇号〕

愛知郡広路村曹洞宗香積院に於ては、去月廿二日より授戒会を勤められしが、その戒師は大光院住職竜桑顛師にて、説教師は林光院住職山田祖学師にて、戒弟凡三百名なりし。

布教講〔明治29年5月11日 第四一一号〕

当南久屋町誓願寺に於て、来る五月十三日、十四日布教講当番に付、十三日は忠死者大施餓鬼、十四日は放生会並に当日説教を修行する布教師は、熱田宝勝院住職黒川大心師なりと云ふ。

愛知吉祥講の例会〔明治29年5月11日 第四一一号〕

当市矢場丁の万年寺に常設せる愛知吉祥講第六号支部にて、明日二日午後一時より幹事の諸寺院及び全講の世話人等が惣出席の上へ、住職伊藤契禅氏の導師にて両祖真前へ報恩諷經を行ひ、夫れより講員一般祖先追福の爲め大施餓鬼会を修行し、最後に早川氏

が一場の法話をなす由。

大日本施薬院へ寄付〔明治29年5月11日 第四一一号〕

一五円宝〇納、江州長浜吉田治平、当市門前丁西崎十左衛門、三日月賦、込込大須宝生院、〇十銭相生山加藤加兵衛、十銭石丁上野与七、二十銭中市場加藤市左衛門、施与袋杉友染上料等

愛知仏教会の降誕会〔明治29年5月18日 第四一二号〕

来る廿日は旧曆四月八日なるを以て、同会にては同日を以て釈迦世尊の降誕会を為せんとて、去る十五日裏門前町総見寺に各宗取締の協議会を開き、左の件々を議決せられ、尚ほ本紙に付して、市内の読者に配付せる入場券の如く

一大演説会を開かるゝ事となりたり。

一五月廿日（旧曆四月八日）釈迦世尊降誕会執行事

一当日午前第五時を期し、各寺院は梵鐘（或は半鐘）十八声を打点する事

一当日午後正三時より栄町秋琴楼に於て一大祝宴会を開く事

但当日は勿論御出席相成度候得共御差間あらば、其の旨来る

十八日迄に南伊勢町愛知仏教会迄御通報被下度、会費金二十銭当日御持参の事、故に御通報無之候得者、其の準備を可仕

候也

一同夜演説会を開く事（会場等は逐て報告の事）

施薬院の法要〔明治29年5月18日 第四一二号〕
昨日同院に於て、義捐者に対する祖先の追悼并に演説会を催されたり。

曹洞宗学林の始業〔明治29年5月18日 第四一二号〕
久しく休校中なりし当市の同学林は、去る十五日始業式を行はれたり。

因に当日は、当宗務支局下の支分局員十余名の来会ありて、伊藤良英氏及び本社の水野氏并に教員の祝詞あり。監理代理小寺黙音氏の口宣あり。式了つて折詰の饗応ありしが、当日水野氏祝演の大意は左の如し。

本日は当林の始業式に際し招請の榮を得て参列せり。偕教育といふは一朝夕にして其の効果を奏し得べき者に非ず。又其の事業も継続事業にして朝起夕廃すべき者に非ず。然るに本林も從來開閉常なく、為に諸氏が勉学の進歩を阻隔したることなきにも非ざれど、今回愈々本宗の第八中学林とし開林せらるゝ以上は、諸氏も幸に奮勵して本宗の光榮を揚げられん事を望む云々。

法脈会と法戦式〔明治29年5月18日 第四一二号〕
当市上前津町の長松院にて例月行ひつゝある法脈会は、去る十日を以て其第二回を施行されたるが、戒弟の数は月々に増加して、今や百八十名の多きに達せり。仍て当日は山主松浦祖英師が戒師

として夫々の式法を主任されしのみならず、首座法戦式も行ひたる後ち、早川見竜、久田竜峰両氏の説教もありて甚だ盛況なりしと云ふ。

吉祥講の法会〔明治29年5月18日 第四一二号〕
全講第八号支部の所在寺なる当市花車町の光明院にては、今十八日午後一時より幹事及び世話人等総出席にて、報恩諷経并に講員一般祖先追福の爲め無縁大施餓鬼会を営みたる後ち、同講の専任布教師、早川氏が一場の法話をなす筈なりと。

本紙の付録に就て〔明治29年5月18日 第四一二号〕
本紙の付録としたる織田信長公の肖像は当市総見寺の所蔵にして、即ち信長公御在世の砌り、男信雄公親ら筆を把りて書かれしを信長公の御他界後、其の追福の爲めに総見寺を建立し、之れを納められしなり。尚総見寺のことは逐て掲ぐ可きも、総見は信長公の法号なり。

本紙には善那氏、種痘の記事を掲げたる為清洲城は省。

森田悟由禪師の来名〔明治29年5月25日 第四一三号〕
同永平寺貫主には、当市大曾根関貞寺に於て行はるゝ授戒の戒師として麻蔴舌溪を随ひ、去る廿日来名せられ、長谷川太兵衛氏に一泊、翌日は森本善七氏方に泊し、去廿二日午後、森本氏方より関貞寺に移られ、目下授戒会を修行中なるが、戒弟も多く頗る盛

況を極め居れり。

飯田大尉母堂の葬儀

(明治29年5月25日 第四一三号)

目下台湾守備隊第一旅団の参謀官たる飯田歩兵大尉の母堂には久しく病褥にあられしが、去る十五日逝去せられ、全十七日当市松山町曹洞宗安齋院に於て仏葬儀を執行せられたりし、全日水野道秀、阿知波道全、野田道環の三導師にて僧衆二十余名、会葬者には大迫旅団長、木越参謀長、塚本第六聯隊長、栗飯原第十九聯隊長を始め各大隊長、中村、兵頭、宮沢の各砲兵大隊長を始め将校五十余名数十対の瓶花等にて鄭重なる葬儀なりしと云ふ。

愛知仏教会の祝降誕会

(明治29年5月25日 第四一三号)

愛知仏教会の祝降誕会

去る廿日(旧曆四月八日)トし、愛知仏教会は前号に記せし如く各宗協同して釈尊の降誕会を祝する為一大祝典を挙行せられしが、当日は午前六時を以て市内の各宗寺院は一十八声の梵鐘を打ち、各寺の仏前にて奉祝の読経を為し、午後三時より栄町秋琴楼に於て祝宴を開きたり。当日は同楼広間の正面に誕生仏を安置し、香を焼き樂を奏したり。一同席定まるや抹茶の饗を為し、初めに水野道秀氏開会の主意を述べ、次に仏教会監督酒井恵遂氏は左の祝詞を朗読せらる。

夫れ誕生を祝することは、上は至尊より下は吾等臣民に至るまで、其佳辰に値ふ毎に一大白を浮べて、以て之れを慶賀する所

以の者は、蓋し其福寿天地と与に悠久ならんことを欲して也。

況んや旧曆の本日は、吾曹仏教徒の特に尊信恭敬し奉る三界の大導師釈迦牟尼仏の降誕し給ひし令辰なり。豈仏教徒たるもの之れを賀し、之れを祝せざるを得んや。茲に恭しく檀を設け、尊像を安置し虔て香華灯燭珍饈を備へ以て、二千年來の慈蔭に酬ひ奉らんとす。茲に仏教各宗の清衆及各団体の諸氏、此の高堂に相会し釈尊降誕の盛典を当市に挙ることは、蓋し是を以て嚆矢と為す。尚冀くば毎歲此花躑を踐て、之れを万斯年に通伝せんことを謹誌。

明治廿九年五月廿日

総見寺住職

酒井恵遂

次に第三師団付従軍僧たりし岩佐氏を始め曹洞宗の田中、増山等の諸氏、其他数氏の祝演あり。大谷派中学寮教授瀨尾音二郎氏の演説あり。陛下の陞歳を唱へ、酒杯の間に胸襟を開きて談話し、尚中村元亮も席末を汚して一場の演説を為し、劉亮たる奏樂と共に和氣藹々の裡に閉会し、夜に入りて新守座に於て演説会を開きたり。その弁士及び演題左の如し。

開会の辞 鈴木義九氏

忠君愛国の精神とは何ぞ 岩佐大道氏

将来の仏教 水野道秀氏

演題未定 小寺黙音氏

自由の主唱は誰とするか 太田元遵氏

仏教大盛論

近藤 疎賢氏

降誕会に就て

広間 隆円氏

駁平田牧師演説

中村 元亮氏

天理教の妄を駁す

玉置 法伝氏

当日は雨天なりしにも似ず、聴衆は満場立錫の余地もなく殊に基督教徒の来聴もありしが、了て早川見竜氏は来聴者へ閉会の挨拶あり。復 陛下の万歳を唱へて十一時頃閉会せしが、近来になき盛況なりし。当日は祝典場への人名は左の如し。

温嶽耕堂 近藤得昇 小寺黙音 増山慈照 滝義道 加藤宗俊

徳源寺代理 海福寺 青木亨元 靈山寺 円立寺 本源院 真如

院 法道寺 玉置法伝 羽塚慈眼 富貴原昇導 聖運寺 辻村友

吉 佐藤繹三郎 山田達玄 足立太助 宮本熊楠 伊東洋二郎

中島利七 沢山日慶 山口是法 築梅次郎 小田切昌年 就梅院

延命院 七ツ寺 長円寺 含笑寺 覚正寺 寺部玄良 高田派別

院 鈴木義方 法華寺 金泉寺 二休居士 北折源六 岩佐大道

橋本靈徴 来迎寺 広瀬守一 注田智見 瀬尾音次郎 森田金吾

覚恩寺 本住寺 山田中辰 田中懐光 原宜住 近藤疎賢 竜泉

寺 野田弥十郎 鈴木得真 教円寺 妙善寺 青山三郎 四大寺

小沢要吉 橋本騰蔵 酒井恵遂 早川見竜 河村徳太郎 落合俊

造 鈴木鉢太郎 伊藤栄二郎 河村文六 日下部徳兵衛 水野道

秀 中村元亮

以上

因に当日は、長者町の有志家より奏楽の寄付ありし。

説教〔明治29年6月1日 第四一四号〕

当市南久屋町誓願寺に於て、来る六月三日より凡そ十日間美濃笠松誓願寺住職木村実榮師を招き、毎日午後一時より説教并に百万遍修行すと。

法要〔明治29年6月1日 第四一四号〕

去る十七日は、当市橋詰町慶栄寺内大日本施業院事務所にて、義捐者祖先追吊会執行之節各宗寺院七十余ヶ寺出勤 聖徳皇太寺尊前に於て日蓮宗各寺院読経、次に演説三席、此間奏楽あり。参詣者凡五百余名へ呈茶あり。頗る盛会にてありし由なりしと。

伊藤豊七氏の名譽〔明治29年6月8日 第四一五号〕

当市研屋町の同氏が、護法心の厚きは皆人の知る所なるが、殊に県下大山瑞泉寺の再建には非常に尽力せられし廉を以て、今回臨濟宗妙心寺管長より左の賞与ありたり。

臨濟宗本山令旨の写

尾張国本派別格地瑞泉寺信徒

無尽居士 伊藤 豊七

瑞泉寺殿宇歳久しく老朽し、幾んど風雨堪へざらんとす。居士慨然として感じ、豊然として起ち、自ら浄財を義捐し改築の切を始資し、且つ躬を奔走し四方の紳豪を勧誘し是挙を毘贊せしめ竣成、將に近にあり其締構の美なる旧勸に倍層すること幾尋なるを知らず。寔に勉めたりと謂ふべし。平素一諾を重じ、世

道を扶持するの質宗門上与り得てかあること此の如し。真に奇特の行たりを称せざるべけんや。仍て爰に本山従来所蔵の画本一軸を贈り之を表賞す。

明治廿九年五月廿一日

妙心寺派管長 関 無 学

少年会と曹洞教会 (明治29年6月8日 第四一五号)

蒲焼町の太谷派真広寺に設けたる愛知仏教少年教育会にては、昨七日午前八時より例月の定期会を催しされより早川見竜、橘秀円の両氏が出席して一場の演説をなせし由。又た、来る十日午後二時より白川町の大運寺に設けられたる私立曹洞教会本部にては、早川氏が出席して全宗安心の標準たる修証者を通俗平易に講演さるゝ筈なりと云ふ。

全国最広寺院は名古屋別院 (明治29年6月8日 第四一五号)

古社寺保存の爲め、昨年より全国の各寺院はその建築の年代及び由来等を調査し、其筋に呈出したるが、今聞く処によれば全国中最も広き面積を有する寺院は、名古屋における本願寺なりと。

尚徳会婦人会発会式と宗祖降誕会 (明治29年6月8日 第四一五号)

当市門前町本派本願寺別院内尚徳会婦人会にては、来る十日午後一時より同婦人会の発会式を行なひ、又翌十一日正午よりは尚徳

会の発起にて、同別院に於て宗祖大師降誕の祝典を挙げ、本山よりは赤松連城氏臨場さるゝ由にて、余興として寺内に生花会を開き、手煙火を打揚げ奥庭にて園遊会を催し、種々の飲食店などを仮設し、金城軍楽倭楽狂言数番あり。夜に入ては、説教所に於て幻灯会を開き、其間に雅楽倭楽の奏弾ありと云ふ。其の盛況想う可し。

見真大師祝降誕会概況 (明治29年6月15日 第四一六号)

去る十一日、当市真宗本派別院に於て尚徳会員の催されたる宗祖見真大師降誕会の概況を記せんに、全日門前に大國旗及仏旗を交又し、五彩の大吹抜一对及紅白の大法幡を樹立し、全会員及婦人会員には十二時頃より続々参集し、午後一時頃には流石に広き大本堂も立錫の地なき程なりき、時に劉亮たる奏楽の間に講師赤松連城師及別院別堂、市内寺院並に役僧二十余名出席誦經(正信偈)あり。次に赤松講師は人法不二と謂へる一席の講話あり。次に全院書口に於て能狂言(不須、清水、宗論)演ぜられ、市内法中惣人の祝辞、宮本幹事演説、大衆和音典唱歌あり。亦庭園中にては園遊会を催され、新緑蒼翠の間に呈茶店、寿し店、菓子店、酒舗、水麩、料理店等の設けあり。亦軍楽隊の一団は断へず軍楽を吹奏する杯、一段勇壮に感ぜられたり。殊に庭中の小高き処竹林の間(月の輪道)の標柱あり。登らば一亭あり、しぐれの桜湯と認めたる謀を掲げ、此に桜湯を供す。幹旋の諸士烏帽直垂の服装にて頗る興味ありたり。全日園遊会員は八百余名と見受た

り。夜に入りて總會所に於て見真大師一代記の幻灯会あり。広間隆円氏の詳細なる説明あり。亦庭中にて仕掛煙火及数百の小煙火を掲げ、最も盛会なりき。

愛知吉祥講支部の法会〔明治29年6月15日 第四一六号〕

当市矢場町の万年寺内に設けられたる愛知吉祥講支部にては、去る十二日午後二時より全講幹事の諸寺院を始め世話人が惣出席にて宗祖承陽大師の報恩法会を営み、夫れより講員一般祖先追福の爲め無縁大施餓鬼をも施行し、早川見竜氏を招聘して一場の説教を催したる由。尚ほ当日の参拝者一同へは早川氏の講述に係る「法の礎」を施与せしと云ふ。

追吊法会〔明治29年6月29日 第四一八号〕

来る一日二日、当市橘町妙善寺に於て日蓮宗各寺院及び檀林学生の出席等ありて、今回の海嘯死亡者の爲め一大追吊会を執行せらるゝよし。当日は説教等も有りと聞く。

追吊法会〔明治29年6月29日 第四一八号〕

来る七月一日午後一時より、当市伊勢山町洞仙寺に於て三陸水災横死者の大法会を修行せらるゝ由にて、目下全寺江湖会修行中に於て、曹洞宗大本山僧堂雲納三十余名安居中にて、殊に全日は西堂鷹林冷生師が導師を勤めらるゝ筈なりと云ふ。

大悲講執行〔明治29年6月29日 第四一八号〕

予て昨年六月より組織せられたる当市内真宗大悲講之義、本月其の第十三回を当市飯田町養念寺に於て、去る廿五日開会せられしが、当日参聴せし受救者の数は二百数十名と、外に或る講員より特別に一百名分の施米ありければ、何れも謹聴の上喜悅満面に溢れ施米を受けて帰りしと云ふ。而して其貧民は重に芳野町筒井町清水町出来町等なりと云ふ。実に斯る慈善事業の其月に挙る喜ばしきことを云べし。猶口講は一層拡張の主意を以て追々講員の募集に着手せらるゝ由。目下の講員は三百名内外なりと云ふ。

追吊会〔明治29年6月29日 第四一八号〕

本月十七日、西春日井郡名塚村宗円寺に於て村内慈善家發起にて三陸水害溺死者追吊会を仏行し、義捐勧誘の爲近藤疎賢氏を請し演説会を開く由。又来る十九日、同郡杉村久国寺に於て住職近藤疎賢氏發起者となり、三陸水害溺死者追吊法会並に義捐金勧誘演説を修行する由。

追吊会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

来る七月七日午後一時より、当市門前町極楽寺内西山派東部宗務支院に於て同派各寺院の共挙にて海嘯溺死者の追吊法会を執行せらるゝよし。

各宗同盟仏教会の追吊会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

去る廿五日、同会の本部なる味岡村の松林寺に於て、会員総出席にて追吊大施餓鬼会を営まれたり。因に記す。全会臨時要急事件に付総会を開き、其残務は去一日陶昌院に於て整理し罹災救恤運動に着手せられたるよし。

追吊法会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

当市橋町栄国寺内浄土宗西山派宗務支院に於て、去る一日二日両日共、組合内寺院出頭し溺死者の追吊大法会を修し、尚阿村教順師の説教等も営まれたり。

学林の追吊法会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

曹洞宗第八中学林学生の発起にて、去る廿五日当市東田町乾徳寺に於て三陸水害横死者の大追吊法会を修行せられたり。全日派内取締温嶽耕堂師の導師にて、職員山田祖学、田中懐光、稲寸篤恭諸氏も参列せられ、学生五十余名出席最と鄭重なるし施餓鬼会を修せられたり。了りて説教ありしが参詣者も多く盛会なりき。

新栄社の追吊会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

前号に記せし如く、去る一日当市門前町大光院に於て海嘯罹災死亡者の法要を行はれしが、同日は一千余名の職工は孰れも参詣して頗る盛況なりき。

広告〔明治29年7月6日 第四一九号〕

一金一百二十円十銭 三陸罹災者へ
義援金 真金城社に依託

本月六日午前九時門前町大光院に於て

三陸海嘯死亡者追吊会

会員諸君は万障御繰合せ御参詣有之たし

名古屋古着商真理協会

追吊法会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

去る四日午後一時より、当市門前町西別院に於て市内有志法中と別院内法中と共同し数十名出勤し、三陸水災死亡者追吊法会を盛んに執行せられし由。

孝子教会の追吊法会〔明治29年7月6日 第四一九号〕

去る四日、当市大津町光円寺に於て、同会の発起にて三陸大海浪死亡者追吊法会を執行せしが、導師は同寺住職にて出勤、法中は珉光院、長徳寺、長円寺、楽運寺、聞安寺、正福寺、安浄寺、守綱寺、常念寺、淨信寺、其外当市在住の役僧数十名にて読経あり。次に黒田安麿、荻倉耕造、広間隆円氏等の演説して木村祐専氏の説教あり。参詣は数百名にて、即ちに義援金若干円纏り、尚又法中等へ茶菓の饗応ありて、殊に叮嚀ある法会にてありきと。

軍人のために説教〔明治29年7月6日 第四一九号〕

昨五日午前八時より、当市南外堀町七間町行き当り真宗説教場に於て、軍人説教開会せしが、軍人数百名謹聴せられし由。尚又例月同場に於て、大谷派別院軍人説教を除くの外、毎日曜日に開会し来りと云ふ。

追吊法会 三河国幡豆郡西尾町康全寺に於て、去る四日五日両間、三陸地方溺死者の爲め追吊大法会を営み、尚当市の近藤疎賢を請して義援金誘の爲め仏教大演説を開きたるよし。

曹洞宗の海嘯慰問〔明治29年7月6日 第四一九号〕

曹洞宗向大本山貫者は今回、特に伊藤覚典氏を被害地視察及び宮城岩手青森三県宗務支局へ派出を命じられしが、同氏は宮城県にて五名、岩手県にて十名、青森県にて三名の僧侶を抜擢して海嘯の爲に死せし者を吊ふ爲に導師を請じ、尚其の手續を調査する爲め宮城県にて阿部大環、岩手県にて大友堅孝、青森県にて上田祖堂の三氏へも夫々委員の任命ありたり。尚別項参照

愛知郡上郷村の結制安居 同郡同村大字熊張曹洞宗永見寺に於ては、過般衆僧及信徒集合し結制安居中の処既に満期に至り、去る五日三陸溺死者の追吊法会を修し、併て大演説を開会し離散したりと云ふ。

手代の美拳〔明治29年7月6日 第四一九号〕

当市伝馬町某店に奉公しつゝある新良岩三郎氏は、私資を投じて

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（六）

三陸溺死者の追吊法会を門前町大光院にて執行せら。

追吊会と演説〔明治29年7月13日 第四二〇号〕

明後十五日、午後一時より当市宮町出永安寺に於て、曹洞宗第一号支分局下寺院諸師の發起にて東奥三県海浪非命惨死者の爲め追吊大法会を執行し、安齋院方丈を請し説教を開筵せられ、水野道秀氏の仏教演説もある由。

尚徳会の演説〔明治29年7月13日 第四二〇号〕

昨今の両日、西別院にて於て藤島了穂氏来名同会の講話ありたり。

大谷派の追吊会 当市大谷派の各寺院にては、昨十二日別院内対面所に於て、三県海浪の際に死亡せし者の爲め追吊の法会を営まれたり。

私立曹洞教会の例会〔明治29年7月13日 第四二〇号〕

去る十日、当市石切町大運寺に於て同教会を開き、山田祖学氏の説教ありたり。

海嘯溺死追吊会〔明治29年7月13日 第四二〇号〕

尾州愛知郡広路村曹洞宗太平寺に於て、本月十五日午後一時より第二号支分局内組寺院二十余名の僧侶集合して三陸大海嘯溺死追吊大法会を修行し了て、水野雷幢氏外数名の義捐金勧誘の仏教演

説ありと云ふ。▲尾張国愛知郡熊張村曹洞宗永見寺は予報の如く、六月三十日羅漢供養、七月一日大布薩、七月二日三陸追吊会を修行せしに、三日共参詣は堂に溢れ最も盛大なりし。就中追吊会には、当村役場員村会議員初め近郷近在の参詣無慮七八百に及び、演説中は最も整肅に聴衆の感動不尠、各々散会せしは午後七時なり。▲又三河碧海郡刈谷町松秀寺に於ては、去る六月三十日より三日間雲柄廿余名を請し、三陸海溺死者追吊会を盛大に執行し、昼夜共田中是門師の説教あり。

西山派の法要〔明治29年7月13日 第四二〇号〕

明十三、十四の両日、午後一時より当市白川町桜誓願寺に於て浄土宗西山派宗務支院布教講月並説教に付、海浪の死者追吊並に放生会を修行せられ、教師は澗江朴文師の由。

追吊会と演説〔明治29年7月20日 第四二二号〕

愛知郡呼続村大字新屋敷医王寺に於て、去る十五日三陸溺死者大追吊会を修し、続て演説あり。△十六日午後一時、東春日井郡二城村大永平寺に於て教会組合寺院参集征清及台湾戦死者の追吊及三陸溺死者の法会を修し、続て演説あり。△十七日午後一時知多郡常滑町天沢院に於て全分局下寺院参集し、全追吊大施餓鬼会を修し、続て演説あり。△十八日、当市花車町光明院に於て午後一時より吉祥講第八号支部の三陸横死者大追吊会を修し、続て説教あり。△廿日午後一時より岐阜市木造町勝林寺、廿一日加納町久

雲寺、廿二廿三日愛知郡香掛正応寺、廿四五両日知多郡布土村心月齋院に於て追吊会及説教にて、何れも水野氏が出席せる筈なりと云ふ。また、昨十九日知多郡加木屋村普濟寺に於て、曹洞宗第十四号支分局寺院三十七ヶ寺同盟し三陸海浪死亡者追吊大法会を執行し、佐治大謙、青山鶴道両師の説教ありと。幸ひ同日は土用の初日なるを以て、近傍十五ヶ町村よりは（俗に知多郡弥陀さん）と云三尊仏を持ち集り虫供養を行ひ、近郷の老若男女踵を接して参詣し中々盛会なりき。又去る十五日、同郡日永村福田寺にて海浪死亡者追吊法会を執行し、佐治大謙師の説教ありたり。

曹洞宗中学林の試験〔明治29年7月20日 第四二二号〕

当市布ヶ池町の同林にては、来る廿三日より定期学年の大試験を举行せらる。

海嘯溺死者追吊会〔明治29年7月20日 第四二二号〕

尾州愛知郡烏森村曹洞宗禅養寺に於て、本月廿六日午後一時より組合寺院二十余の僧侶を集め三陸海嘯溺死者追吊法会を修行せられ、且つ同宗布教師水野雷幢氏の説教ありと云ふ。

追吊会〔明治29年7月20日 第四二二号〕

去る十三日午前十一時、名古屋市桶屋町福泉町に於て尾張国天台宗寺院出勤三陸海嘯罹災群霊の爲め一大法会を修し、且つ義捐勸誘演説説教執行せられたり。

剋期講習会〔明治29年7月27日 第四二二号〕

当市松山町曹洞宗安齋院僧堂内に於て、去る廿五日より題の如き講習会を開き正法眼蔵弁道話を講ぜらるゝ由にて、今回は七日間にして終了し、爾後秋期冬期等郡部寺院の閑暇の時期を見斗ひ開設せらるゝ由にて、郡部寺院にて全僧堂へ掛錫し講習を申込みしもの数十名ありしと云ふ。全院に於て、右講員の為めには無料にて宿泊食事等は給せらるゝ筈なりと云ふ。

追吊法会〔明治29年7月27日 第四二三号〕

去る十七日午後一時より当市替地町高田別院に於て、今回の三陸海嘯死亡群霊の爲め盛大なる一大法会を執行され、尚ほ安藤諦徴氏の説教もありたり。

故堀部勝四郎氏の法会〔明治29年8月3日 第四二三号〕

前代議士故市会議長堀部勝四郎の爲め、去る廿六日当市門前町大光院に於て商業会議所会員、市参事会員、市会議員の諸氏相会して追善法会を執行せられしが、全日は大光院主竜桑巖師の大導師にて、奠茶導師には泰増寺主稲寸篇恭氏、奠湯導師には靈鷲院主伊藤文梁氏にて僧侶五十余名出席鄭重なる大施餓鬼を修し、続て会頭奥田正香氏及渋谷良平氏の祭文あり。柳本市長、安藤助役を始め一同焼参拝の後ち、清齋の配膳あり。全日は堀部登喜三郎、堀部鉦太郎の二氏も参拝せられ、頗る盛会なりき。尚奥田氏の吊文等は別項にあり。

追吊大法会〔明治29年8月3日 第四二三号〕

当市伊勢山町曹洞宗洞仙寺にては、大本山出会にて江湖会執行の処、今回三陸溺死者第二回追吊会として、来る八月一日羅漢供養、二日大布薩、三日大般若及び大施餓鬼並に説教等修行せらるゝ由。

施薬院の患者治療〔明治29年8月10日 第四二四号〕

大日本施薬院に於て、廿九年一月より六月三十日迄に施薬を請たる者は二百四十七名にして、内死亡七名、全治六十一名、又在患者の内大手術を受たる者は先に泥汽車に触れて口負傷をしたる枇杷島町小出定吉は、愛知病院にて全治す。知多郡横須賀村榊原たいは脹満症に罹り、好生館にて治療を受け全治す。当市高島町大島竹次郎も脹満症にて中川順二氏に係り治療中之処、本月廿六日死亡す。飯田町加藤かねは去年九月大火傷して、本院より久野東英氏え係り未だ大治療中。又三陸罹災者金三円義捐す。

説教〔明治29年8月17日 第四二五号〕

本市飯田町養念寺に於て、来る十一日より十五日まで竜華空音氏を招き説教を開筵する由。

施餓鬼と演説〔明治29年8月24日 第四二六号〕

愛知郡寛政村観音堂にては、来る廿四日大施餓鬼会を修し、続て社員水野氏の演説を催さるゝと云ふ。

伊藤寛典氏の帰省〔明治29年8月24日 第四二六号〕

曹洞宗東京本局詰なる伊藤寛典氏は、旧盆にて帰省せられしが兩三日にして直ちに帰京せらるるといふ。

各寺院の盆施餓鬼〔明治29年8月24日 第四二六号〕

今廿四日南小川町正徳院、全古渡町東海寺、廿六日松山町安齋院、七小町普蔵寺に於て執行さるゝよし。

飯田道一氏の渡天〔明治29年8月30日 第四二七号〕

前項に記す釈守愚氏と共に、愈々去る廿七日午後当市出發渡天の途に就かんとて神戸に向け発足せられたり。

牧義遵氏の法要〔明治29年9月14日 第四二九号〕

昨日は当市松山町梅屋寺に於て同氏追悼の法要を行はれしが、同日は将校以下数百名の参拝ありて頗る盛大なりしが、委しくは次号に報ずべし。

半僧坊の祭典〔明治29年9月14日 第四二九号〕

名古屋広小路の同出所にては、来る十六七両日例年の如く祭典を行はるゝに付き、奉納手踊り角力二口加の催しあり云。

広告〔明治29年9月14日 第四二九号〕

本部大光 秋期法会（御開山御祥忌）
院ニ於テ

永平寺貫首猊下 ヲ拜請致シ、左ノ日時ニ執行致シ候条、御参詣被成降度候也

○九月廿四日午前十時ヨリ迎聖諷經、説教

全日午後一時ヨリ御逮夜誦經、御親教

全廿五日午前九時ヨリ講員先祖大施餓鬼会

全日午前十一時ヨリ御祥忌誦經、御親教、全日午後一時ヨリ

軍隊忠死者各地横死者追吊法会御親修

愛知吉祥講本部

追吊大施餓鬼并に大演説〔明治29年9月21日 第四三〇号〕

去る廿日午後一時より、当市南鍛冶屋町万福院に於て三陸大海嘯并に各県下水害溺死者万霊の為め、彼岸会に因み追吊大施餓鬼了て村手秀盛氏を招きて大演説を開会せし由。

渡天僧の通信〔明治29年9月21日 第四三〇号〕

渡天僧飯田道一氏には、過日名古屋を出發せし後、京都に滞在中なりしが、同行の釈守愚氏と共に、去る十三日京都出發大坂に着後、天保山より汽船にて神戸に渡り渡航の準備を了り、十五日正午出帆の土佐丸に乗り込み出發せし旨通信ありたり。尚ほ氏が印度よりの广信は一々本紙に記載すべき筈なれば、読者其の心して待ち玉はん事を、因に氏の一行が今回京都より大坂に赴く途中は恰も大雨後にして、汽車にては一切荷物の運送を取扱はざりし為に、氏が一行の荷物凡三十貫目に余るより如何ともする事能は

ず。去り連十五日には、土佐丸は出帆すべければ、是非之れに乗らざるを得ず。仍て一行は止むなく荷物のために生来初めて上等客車に乗りたりとて、通信の端に呵々として記しありたり。

鵜飼祖箴氏の津葬〔明治29年9月21日 第四三〇号〕

鵜飼祖箴氏の津葬は、去る十七日に小幡村長慶寺の旧坊にて行はれしを以て、愛知仏教会より水野道秀氏、又能仁社員代表として中村元亮も会葬せしが、当日の導師は徳源寺老主にて当市より会葬の方もありたり。

久国寺の認可僧堂開堂式〔明治29年10月26日 第四三五号〕

去る廿二日は、当市杉ノ町久国寺に於て今回僧堂の認可ありし披露を催されしが、同日は門前に球灯を釣るし、隣家に寺院方の案下所を設けられし等注意頗る行き届けり。午前十一時より開堂式挙行の筈なりしも招きに応ぜられて参堂せし者に応膳ありしが、其の数の非常に多かりし為にか、午後二時に至るも尚ほ饗膳を終る能はず斯る有様なりしを以て食中に演説を催し、早来者の鬱を晴さんとして近藤氏第一席を演じ、次に高岡徹宗氏登壇、座禅儀の話しあり。中村も強ひて登壇を促され、辞するを得ざるより一席を弁し了るや、入堂の法鼓鳴り引き続き、同宗にて名高き問答の法式あり。午後五時頃に式を終られしが、近来になき非常の景況なりし。

大光院の認可僧堂〔明治29年10月26日 第四三五号〕

当市の大光院も久国寺と同じく認可僧堂となりしより、来る一日開堂式を行はるゝやに聞く。右に付教師として早川見竜氏を聘する事となり、同氏は開堂前に同院へ移住せらるゝならん。

広告〔明治29年10月26日 第四三五号〕

来ル十一月十五日始 当市裏門前町

授戒会 万松寺

戒師 大本山永平寺大禅師

泰増寺の梵鐘〔明治29年11月2日 第四三六号〕

当市南小川町の同寺は、前市会議長堀部勝四郎氏代々の檀寺なるが、今回氏の遺族より偉徳院松屋永寿居士（勝四郎氏）、靖徳院松齡鶴寿大姉供養の爲めに直径二尺三寸の鐘を鑄り、総持寺大本山執事石川素童氏の銘を乞ひ、鍋屋町水野鑄工にて去る廿九日出来に付同寺へ引移されしが、鐘楼は檀中一同より寄すとの事にて、全く成工は明年一月なりと。

歩兵第六聯隊招魂祭の盛況〔明治29年11月2日 第四三六号〕

去る三十日、兼て記載の如く挙行せられたる同祭は、出来町陸軍埋葬地に今回新たに設けられたる戦死者一百七十七名の墓前に祭壇を建て、前日午後十時に御霊降を権中教正大島為足氏、即ち当日の祭主以下にて行ひ、翌日は煙火の響と共に喇叭の吹奏に連れ

て大迫旅団長以下の参拝あり。各隊順次に捧銃式を行ひ、了て仏式に移りしが第一には、真宗大谷派は伽陀に阿弥陀經、次に徳源寺大衆は三関実叢師の導師にて、次に浄土宗は大森大仙寺の竹田氏導師となりて小経を、次に本派本願寺の読経あり。此の際は曹洞、臨濟、真言、浄土、日蓮、同三派、高田派等の各教導取締の諷経あり。此の際は殊に衆人を伴ひて奏楽を催したり。了て広間隆円師は遺族に対し一場の演説を為したりしか、各人何れも打ち沈みて謹聴せり時に、十二時を報ぜしを以て式を終られたり。戦死の人数を聞くに、

大尉二名、中尉四名、三等軍医一名、軍曹十三名（一等八名、二等五名）三等看護長一名、上等兵十八名、一等兵七十七名、二等兵二十九名、輜重輸卒一名、雇靴工一名、総数百七十七名

近藤疎賢氏山陰に赴く〔明治29年11月2日 第四三六号〕

別項広告の如く同氏には、山陰地方に赴かるゝに付、一昨夜雲衲二十余名を率ゐて笹島を出発されたり。

臨濟宗妙安寺住職の処罰〔明治29年11月2日 第四三六号〕

数年来同宗内の厄介者となり居たる同寺の前住は、愈々左の如き処分により宗内擯斥即ち同宗の僧侶たる分限を奪はれたり、世の亀鑑として罰文を全録します。

宣 誠 状

尾張国愛知郡熱田町字新尾頭

本派一等地妙安寺元住職

宮 田 智 俊

宮田智俊は明治二十八年中尾張国妙安寺檀徒と称する川地のぶと云へる者と牒合し、安藤兼吉なる者を代理とし、本派管長又は稲葉元厚が明治廿七年九月名古屋地方裁判所の囑托を受け是れか、取調を為したる京都地方裁判所に於て立証したる証言は相違の陳述なることを告発せり。於之乎京都地方裁判所は廿八年十一月六日、執事稲葉元厚を召喚し陳述せしむる所ありて一時留置し、同月十五日責付となり同月廿五日全く免訴したり。右は稲葉元厚の顛末上申書に徴し及、当時宮田智俊の現行に依り証跡歴然たり。

蓋し、元厚か留置せられたる所以のもの素と判事の所断に出て何等の理由に依りたる乎を知るに由なしと雖も、結局免訴せられたるに至りては、先に宮田智俊等告発したる所以のものは却て己れが相違に出て、或は則ち事実の捏造を為したるやも未だ知るべからず。況んや相違の証言を為す等のことは是を不道不義の輩に向て責むべき時ありとするも、是を管長又は執事として恒に徳義の中心に在りて幾万の道俗を統理する者に対して、敢て為すべきものならんや。縦令や一步を譲り、管長執事も尚ほ寛恕すべからずとするも宮田智俊は、末派僧侶の分際として其師長に対し諫争を為すに於て、何ぞ憚りありとせんや。其是れを諫争するの实情に出でずして、是を世の法律に問はんとするは僧侶として苟も為すべき至当の事とすべけんや。

又宮田智俊は、尾張国妙安寺住職中其寺産物を私擅濫用し本務を失却する廉を以て、明治廿五年七月八日本派懲誡例に依り住職を剥奪せられたり。是れに依りて之を觀るに、宮田智俊か僧侶本分の徳義を省顧せず。今や殆んど師長に對し危害を加へ、又は世俗すら卑しむべき羈絆を以て累を道德者に試みんとするが如きは、毫も己れが僧侶たる分限を反省する者に非ること既に明らかなり。

抑も本派僧侶は、管長を推奉し及管長の提訓に随順すべきは僧綱の規定尤も明白なり。宮田智俊は是を推奉し、又随順するの實なく反抗して相争はんとす。僧侶本分の徳義を守る等の行為なりと□すべけんや。

以上の事實に對し、宮田智俊が行為を推究するに管長の訓誡に従はず。又管長に對し不敬に渉る行為をなし、共に僧侶本分の徳義を欠くことある者なりと断定す。之れに依りて宮田智俊は、本派懲誡例第九條第一項第八項及第八條第一項に問ふべきを至当とし、第九條に該当するものは懲誡例第二條第二項を適用すべく其中一の重き第八條第一項に照らし宣誡すること左の如し。

宮田智俊を擯斥に処す (廿九年五月廿日付)

広告 (明治29年11月2日 第四三六号)

拙納儀、是れ迄七小町普藏寺に寓居仕居り候処、今回都合に抛り門前町大光院へ転錫仕候。就ては自今拙納に對する書信等の御発

送は、右大光院宛にて御投函被下度、此段辱知諸君に拝告す。

早川 見竜

広告 (明治29年11月2日 第四三六号)

来ル十一月十五日始 当市裏門前町

授戒会 万松寺

戒師 大本山永平寺大禪師

僧堂開單式の実況 (明治29年11月9日 第四三七号)

当市門前町大光院の現任職なる竜桑巖師は、過般曹洞宗の両大本山より正師家たるの資格を与へられしを以て、一方の宗匠として既に法運を挙揚するには、其手運びとして是非とも僧堂の認可を得ざる時は何にかの不都合極めて少なからざるが為に、兼てより兩本山へ向て該僧堂の認可あらん事を出願中の処ろ、此又た願意を聞届けられしを以て、去る一日愈よ此れが開單式を挙行せられたり。今その実況を記せんに、当日は早天より諸般の準備に急はしき様子なりしが、聽て全院の山門を始め本堂の内外に至るまで仏旗又は大小の幔幕を以て荘飾せられ準備何にかと怠りなく、愈よ予定の時刻に達するや、全宗に於ては最重なる上堂の法式が始り。法鼓の響くと俱に山門の両序并に随喜の諸寺院は威儀正しく式場に立定せり。是に於てか桑巖師は、大打鼓を相図に五人の侍者を率て式場に臨み、直ちに須弥壇上へ登壇して最と懇ろに法香を拈じて、天皇陛下の聖躬万歳を祝演し、次ぎに文武の官諸僚

属を始め檀信徒より上は、三国伝灯歴代の仏祖に至る迄で一々鄭重に拈香し了りて後ち大問答とはなれり。当日は会中詰合の淨象は勿論、桑巖師が嘗て中学林に監理として青年僧侶の薰陶に従事されたる縁故を以て学林生徒七十余名の随喜者ありたるが為め、問答中一層の活気を添へ、余所目乍らも禅機の活作用は斯くなるものかとの思ひを起さしめたり。夫より提綱を経て謝語等に移り、全たく式の終りたるは午後一時三十分頃ろなりしが、当日の白槌師は温嶽耕堂師が勤められしといふ。因みに記す、当日の來賓は八十余名の寺院と外に檀信徒三百余名にして、一々折詰の饗応もありて頗る盛況なりしと云ふ。

大道社員の來名〔明治29年11月9日 第四三七号〕

鳥尾得菴居士等の發企に係る大道社の幹事たる藤本重郎氏は、此頃ろ中來名して門前町の大光院に宿泊し、社務拡張の第一着として専ら社員の勸募に従事されしと。

愛知吉祥講本部の大法会〔明治29年11月9日 第四三七号〕

愛知吉祥講本部にては、毎年春秋の二期に越大本山貫主猊下の臨場を乞ふて大法会を執行するの定めなるが、来る十三日は恰も其定日なるを以て、該本部たる大光院に於て大禪師御臨席の上幹事の諸寺院等が惣出席にて、最初には両祖真前へ報恩の諷経を行ひ、夫れより講員一般祖先追福の爲め無縁の施餓鬼をも営み、終りに貫主猊下の御親化ある筈なりと云ふ。

黄泉無著の

「廿一代御朱印改参府日録」について

川口高風
川口高裕

天保八年（一八三七）四月二日に十一代將軍徳川家斉が隠居したため、九月に十二代將軍に徳川家慶が宣下した。そこで、皓台寺（長崎市寺町）二十一世黄泉無著（一七五―一八三八）は翌年三月から十月迄將軍への拝礼と御朱印改めのために参府することになり、その旅行の日鑑が「廿一代御朱印改参府日録」である。

表紙の題簽は欠字があつてはつきりしくなく、内題も不詳であるが、『長崎市史地誌編』仏寺部上（大正十二年三月 長崎市役所）六二二頁にあげられた皓台寺所蔵文書目録の「廿一代御朱印改参府日録」が該当するものと考えられるところから、それをタイトルとした。

同じ黄泉の文政十二年（一八二九）の参府日鑑については、す

黄泉無著の「廿一代御朱印改参府日録」について

で川口高裕の「黄泉無著の「参府記」の訳註研究」（平成二十二年三月「曹洞宗研究員研究紀要」第四十号）、「続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究」（平成二十五年三月「愛知学院大学禅研究所紀要」第四十一号）の研究がある。しかし、本参府日録は蠹損による解読不能な箇所が多く、しかも後時に裏打ち修理などが行われたが、残念ながら年次順になっていない部分もある。そのため正しい順序に資料の整理を行わねばならないものと考え

る。そこで、川口高風と川口高裕は共同作業として解読、校訂を行つてみた。年次の異なりなどから誤つた順序になっているものもある。例えば「五月」の記事が二つあるなど、それらの考察は今後の課題としたい。本稿では、とりあえず現状のままに翻刻した。今後はこれに考察を加え、正しい年次順に並び換えて本来の参府日録を復元したく考えている。

本文を翻刻するにあたり、黄泉の行状を明確にするため日付の最初に「月日」を加えて一行ずつあけてみた。また、解読不能な箇所には□を入れておいた。

『廿一代御朱印改参府日録』（題簽）

寺十□□享保□□□年

□徳院□御代替に付参府仕候節、御奉行大岡越前守殿石河土

佐守殿え奉願、路料御銀□拾五貫目拝領被 仰付候

□□□□一文□□

惇信院様御代替に□□□仕候節、御奉行松岡備前守殿え奉願

路料御銀拾貫□目拝領仰付候

□千四

□被□仰付候、入院後御奉行所え奉願へ路料□銀三拾貫目拝

領被 仰付、継目御礼参府□□□仕於御白書院壹束壹卷献上

仕□目見□□、御暇□候、時服三拝

□安藤□□□□□被為□□□御

列席にて以

□意住職被 仰□黒田筑前守殿え被仰付當地迄被為送届□□

□置候

□□□□□□□舟明曆二申ス

□□院様□□仕候節為□□

志摩守殿□□□守殿え奉願路料御銀□之目拝領被仰付候、

一、當寺十五代天苗天明七□年

右御所様御代替に付、参府仕候に付、御奉行水野若狭守殿

え奉願、路料御銀拾貫目拝領被仰付候

右代々之住持 御威光を以て三代月舟例格之通相違参□□

料拝領仕来候、今般又々

天保九年戊戌正月

皓台寺印

御奉行所

同文宛名なし、代官所え出ス

一、正月十一日、本蓮寺并青木隠居丹波守来山と申事は、互

に今般□□御目見に候、参府願□□□猶差□今年も天明

□年□如く御朱印地寄合□□

□□□□□并□□

□□□ 得共□□□

十貫目七□□□□□拝領にて返納不申上は格□

□面も相替候上、拙寺は一己之願出に□□□□参□□

當年御銀掛り久松喜兵衛、高島□郎、□□福田安左エ門^〆て

一、同日、参府願路料願下書久世伊勢守殿□人飯塚藤平入内

五ヶ所礼回致事 回り以使僧会所□人唱役礼札為□□廻し申候事

見之処、家老并用人共にも内見為致滞り□□相済申様致願

代僧之節者御朱印一同□末座に居候、則

面も品に寄候て加筆可申上と申呉、右之副□□□立願書下

天明□□□□□大音□不□に付候□□院□□

書相渡罷□事、○明日御見済□出ス

□□御代 焼香□□□相□瀬戸陶四郎作香合一座

書付□□

文化五年入院参府拝領銀之節に準候事

戌二月十二日 御代官役所

一、明日、江戸役寺より触状来文如左、去冬之日付にて二月到来

皓台寺

覚

一 十三日、方丈□躰之由、中断副寺罷出候処、大音寺え下

御朱印頂戴之寺社之輩不依寺社領之多少境内□□御朱印

青林氏筑後迄一同罷出候、尤當寺は役僧故下座候、□□

於令所持者 御朱印□下之御料私領等有之寺社領之□ 御

事 高木作右衛門出座、左書付を□被出段候□

朱印に写を差添□

皓台寺

□□□□□被持参致□□□

□□□

□□□□□候様可被触候以上

印□ □□□□候付 □□

西十二月

拾貫目為取之候

右之通被□仰出候間、□得其意其録并支配下御朱印頂戴罷在

□趣申渡候

候、寺院え不洩様早々相触来此、四月上旬頃□致出府江戸麻

戌二月

布宿寺え罷出、先格之通講指揮候様可被達候、尤其録請々印

右作右工門殿□渡書付請取□取則立山御奉行所□御代官所、

□可被差□越、此段申達候、以上

龍穩寺印

誰御代官所或者誰領分

天保〇年

大中寺印

何国何郡何村

丁酉二月

何宗

御朱印〇御代々所持〇〇不残御本〇〇〇〇〇〇行或者仮名にて

何寺

有之処者其通り御本書に〇違無之紙も引合相認上包并上書等

何国何郡何村何寺末

も御本書御同様〇〇御判物に候は、其所々御判と細字に調

誰配下

へ、御朱印にて候は、其所々御朱印〇可相認候、右御判物御

何宗

朱印之写疊候上に小ク誰様御判物御朱印と小札張下々方、何

何寺

国何郡何村何〇申儀を小札に認張候て可差上候、村替又者御

〇〇〇〇〇〇

増地〇〇此〇〇度も御朱印頂戴有〇〇〇〇

山林竹木諸役御免之詔

一 一付同年之〇〇〇月之順是入一〇

権現様

御黒印

年月日

右写不残一所に引合之紙にて惣上包打付書に仮令候御判物写

御朱印

年月日

何通 御朱印写何通何国何郡何〇何寺と相認可申候

御書出

年月日

〇〇御〇〇〇〇其外右之類半切紙に認有之分は、写も半

台徳院様

同断

切、豎紙は豎紙、行文字加〇〇等之詔御朱印写に准シ、

右之振合何通にても

大御所様

御朱印

同断

御本書之通紙写様共無違〇写候て可差出候

年号月日

〇〇〇〇〇〇天明之致御朱印頂戴〇〇

宿江戸何町誰店

〇目録下

〇〇

□□□□□

浅様□取調可致出何旨嚴重に可被相触候□□

○三月朔日、代官所より自分罷出候様申来候故、大音寺□同

□に不相成様申入候処、大音寺一道は朝五つ時□□九時と

申来候ハ、當二日、方丈正九時參上被致候処、左之通以書

付被申渡候事

一、今当度就 御代替寺社之輩御礼且

御朱印為御改、先格之通出府致度旨願出候に付、□寺社奉

行之掛合□□書有之□付□□

致処若□抄及遲滞候□月□□有□趣申□□出立可為致間、

江戸表着之上可然差図□度旨江戸表之申遣候間、何れも不

遅様出立着之上在府同役え為届罷出、差図請候様可被渡候

事

戌三月

一、本蓮寺、大音寺参府暇乞に被見放、四日方丈直に為別御

□□候江戸□□□□と口上申□□御差出□□事□□會□

□庫□□□□処吟味役弘方立合□銀拾貫目被相渡候 請取

書如左 覚

一、銀拾貫目 内金百五拾兩○銀八百□匁式口×銀拾貫目

右は、今般参府路料、先規之通被下置無相違受取申候、

以上

戌三月八日

皓台寺判

○^{三月十日}暇願看寺願添翰願切手願同日出文、如左

一、達て奉願伴僧参府来^ル 廿一日出立□度□□□御暇被為仰

□候様奉願候、留守中鑑寺之儀は當□永昌寺梵航と申付置

候為御届如斯御座候、以上

戌三月

皓台寺判

御奉行所 右最初に「奉願候口上之覚」と可書事

○^{同日}添翰預

口上之覚

一、御在府長崎御奉行え 壹通

寺社御奉行所

壹通

□□□□□□

□□□□□□

□□□□□□仰暇乞罷出候節□□仰付□

戌三月

皓台寺判

御奉行所

○同日御切手願 三月十日

覚

住持

黄泉

役僧

乾亮下

同

退全上

役僧

道哲

家来

石黒只助

同

大村吉助

外僕式人

右今般、参府仕候從當月廿一日九月十四日迄、日数式百日之

御暇被下置、往来御切手被仰付候様奉願候。

以上 実に同道致候△友永栄三郎△浦川昇次郎△稲部亀之助
尾州△柴田豊太郎△山崎幾松 二人相加ゞ侍五人

戌三月

皓台寺判

御奉行所

□□ □□ □□

○御朱印頂戴之例書

暇願にも□出之

一、大猷院様御代替之節、御礼申上候得共、記録等相見不

申。御朱印は正保五年二月十七日之御日付にて、御奉行は馬場三郎左衛門殿、山崎権八郎殿より當地にて頂戴仕候。

一、常憲院様御代替貞享元子年、當寺六代湛元参府登城於御白書院御代替御礼申上候。尤壹束壹卷献上之仕御暇被下候節、御時服三ッ拝領仕候。

御朱印は貞享二年六月十一日之御日付にて、御奉行川□□津守殿より當地にて頂戴仕候。

○昭院様御代替宝永六丑年、當寺九代雲外参府登城於御白書院御代替御礼申上候。尤壹束壹卷献上之仕御暇被下候節、御時服三ッ拝領仕候。正徳二〇年十月薨御被為遊御朱印頂戴不仕候。

一、有章院様御代替之記録相見不申。尚御朱印頂戴不仕候。

一、有徳院様御代替享保元申年、當寺十代笑巖参府。

享保二酉年正月登城於御白書院御代替御礼申上候。尤壹束壹卷献上之仕御暇被下候節、御時服三ッ拝領仕候。

朱印享保三年

下部丹波守役石河土佐守殿より□地にて頂□

一、惇信院様御代替、延享三寅年、當寺十二代一丈参府登城

於御白書院御代替御礼申上候。尤壹束壹卷献上之仕御暇被

皓台寺判

下候節、御時服三ッ拝領仕候。

戌三月

御朱印は延享四年八月十一日之御日付にて、御奉行松浦河

内守殿より當地にて頂戴仕候。

〔三月五日〕

一、俊明院様御代替宝曆十一巳年、當寺十四代愚谷参府登城

一、三月五日末寺塔司并世話人相招、弥當月廿一日出立之申

於御白書院御代替御礼申上候。尤壹束壹卷献上之仕御暇被

聞、且又留守中末寺立入堅固に相守呉候様申聞候事。 監

下候節、御時服三ッ頂戴仕候。

寺ハ永昌寺梵航、同看寺、副寺卓立差置候事も申聞候。

御朱印は、宝曆十二年八月十一日之御日付にて御奉行正守

志摩守殿より當地にて頂戴仕候。

〔三月十六日〕

一、大御所様御代替天明七未年、當寺十五代天苗参府登城於

一、同十六日暁天、留守中無難。海陸安穩之為大般若転読供

御白書院御代替之御礼申上候。尤壹束一卷献上之仕御暇被

養相設、隠居俱胝和尚へも麴子并後段馳走相おくり候也。

下候節、御時服三ッ拝領仕候。

□方丈□年寄宿老以下檀□頭分三拾軒斗回勤別□□手札差

御朱印は天明八年九月十一日之御日付にて、御奉行水野若

出置候事

狭守殿より當地にて頂戴仕候。

以上

〔三月十九日〕

御寺儀從□□御代替御礼。尚又□不継目参府之□□奉願□

一、十九日先触を貰文言如左 諸方より餞別来別帳□□

□□

□□

出勤成候事前□□□□

先触

今般皓台寺就 御用當廿一日出立、参府被致候条、宿々人馬并宰領式人無遲滞可差出候。以上

戌三月

長崎

皓台寺

役人

鈴木馬□□

長持 式人

長持 式人 一、□□ 四人

一、□掛 壹荷 一、合羽籠 壹□

一、本馬 式疋 一用意人足 式人

以上

廿二日從此間宿并ニ 矢上 皆書事

廿二日泊同断 大村

廿二日泊同断 彼杵

廿二日泊同断 嬉野

已上 先触小倉にて留置可申事。大阪乗舟止り之節伏見より宿御致し先触再び出し可申事。

〔三月二十日〕

三月廿日朝五ツ時、永昌寺を下宿とし立山御奉行之告暇并□

□□御請取罷出、正四時御代官列席にて奉行久世伊勢守殿挨拶□□添書使者之間にて家老被相渡候。

江戸表

御朱印奉行衆え一封 寺社奉行衆え□□

在府長崎奉行衆え一封 右請取相下り御代官所え行

切手相請取より鳴滝隠居和尚え告暇 明廿一日□七時出立、

馬駅問屋え申付、今晚馬來候様申渡事○今日町年寄

為暇乞来入有之候分 高島四郎大夫 薬師寺卯右衛門 高木清左衛門 (使者) □□

〔三月二十一日〕

廿一日出立行列次第 道中宿之如左

一、杖払 二、高張 三、御朱印 四、御奉書

五、杖 六、乘輿 七、役僧 八、侍士

九、長柄 十、□箱 十一、挾箱 十二、合羽籠□

十三、□□ 十四、□□ 十五、□□ 十六、□□□

正七時□□□□

□瀨橋迄相送、隠居和尚使僧檀中頭分□□檀中之分、見送

□□見斗途中より断申相返候事、日見峠にて曙、五ツ半

時、矢上宿三谷二郎右エ門にて中食。末山塔司外護贈り来人

え中食出頭、此日天朗氣清。八半過大村投宿。宿役人町端迄迎ニ出 脇本陣松島屋

甚七方泊り。上下八人、宿料式貫文茶代表朱。掛物一軸途中

作。○十里郊外徳事耕残承台命此東行□□□感役□□遙奉鹽
書賀太平花雖出□□去年來諸国凶饑米価高□に付宿料平生に
一陪せり。後□□すへからす。

〔三月二十二日〕

廿二日快霽、明曙立。午飯嬉野宿河内屋虎吉方也。午□伊予
法□寺先住円巖和尚被見舞。當時此辺、永住寺に閑居ノ由。
先年□□和尚下にて同床之人の西來派寂照下ノ法□也。拜具
茶二袋來此方より銀式朱、氷砂糖一斤、雲片香三進上候、當
宿より出候馬僕御絵符相折、退全欠合にて今夕中栖新に致□
柄崎迄持參致候筈。今晚八半時柄崎宿綿屋禎助泊り。宿料式
貫文、夜中入湯三度鍵之湯え入也。

今朝、大村出立之節、問屋にて、當宿宰領差出候は鳴原候計
にて□様えは差出不□候と役人浦川昇二郎□□。尤此間□□
御□□本蓮寺、□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

書付可差出□□及欠合候上外之宿役人來断申宰領先触之差出
申候。為後々相記置候也。尤皓台寺は大音寺、本蓮寺とは別

格之寺柄に候へ共、其心得可有之事、當宿にて絵符相折誤証
文出夜中直し出候事。

〔三月二十三日〕

廿三日十分天晴、正七半時出立、牛津長崎や藤蔵中食。八半
過神崎到着。長崎屋武右衛門方止宿。宿料上下八人式貫文。
今日□□無事長崎出立之節、地藏菩薩小影海中流し被相頼
候。□□四十八万六千枚□之輿、中日唱地藏名号一万返唱
置、海中に□□□□と流し申□斟也。

〔三月二十四日〕

廿四日、今日路程不遠に付正六時出立。田代にて中食。長崎
屋善九郎方也。當宿馬隸絵符相折申候。条三宿問屋連名にて
今晚泊り、□宿え來、誤証文出候文如左。田代宿役人奉誤候
書付□。

一、今般御参府に付、當駅より繼立馬曾根崎村権平と申者

御荷物付越候処、於途中御絵符為損候段畢竟。宰領不行届之
次第奉恐入候付、於山家宿原田宿役人一同御断申上候処、御

慈悲之上御内濟被成下難有奉存上候以来、右之者御通行之節、決て召仕申間敷□万事公入□□□□□呉書 □□

九戌三月□四日 原田駅問屋 山崎由平印

山家駅問屋 竹手久左衛門印

同宿御本陣 近藤弥右衛門印

皓台寺様

御役人様

原田宿に到候処、領守より今般誰往来有之共無賃之宰領一人も差出間敷旨以書付筑前中え申渡候故、迎宰領不差出候欠合

一、原田宿にて宰領式人差出候様、御先触に有之候

へ共、當領内においては無賃之宰領壹人不差出と申出候。

□書付候差出候様に□申渡候処 一皓台寺様御通路之□無

賃之人馬宰領等不差出候、此段以書付申上候以上也。宿役人

名□差出候。皓台寺様御通路之節御朱印御奉書たり候処、無

賃之人馬宰領等不差出、如此加筆致候処御朱印御奉書と申文

面に差困り左候て、重役え伺候上にて取計可申旨申出候付、

於此儀已に先触差出置候事故、差掛り候て右等之返答は無之

筈兼て宿役も被勤候身柄前広決段可致置筈候併無賃師にては

宰領不差出、国法候は押て差出可申と申訳にて無□□加筆之

□□にて書付可差出申間□□実は重役より□

迎□□ □□□□

不及□□ 勿論□□□

□□共其前にも出附可差出筈にて人足計□□之儀出来致候節者如何申開被致候哉と理解申聞□□進退相窮り畢念之段断申出、速に宰領式人差出申候也。

一、今晚山家宿御本陣近藤弥右エ門泊、此日早泊にて方丈役僧乾亮侍三人宰府天満宮参詣御初穂南鐮二片日暮に及山家に御着宿料上下八人式貫文

宰府天満宮奉納和歌○神もしれ幼きより此道をかつて老はつ

か身を 黄泉^上

(三月二十五日)

廿五日晴天、七半時出立、冷水峠相越候処、小屋瀬長崎や善

九郎迎出居、正九時、飯塚本陣長崎屋留間小四郎中食、昨

日、小屋瀬本陣より當宿迄迎出候由、當家主人被申候、當宿

自然、蘋薯二拾本献上、當所より舟にて小屋瀬え下ル、尤河舟ワレシカハ

壹艘也舟中悉く體相立申候事と切上下御荷物とも乗込風景妙絶順流如射箭 ○舟

下漆川四首

清□兩岸遠谷風、釣路漁津情欲通、千里東行、送春□□夕陽

中。又 歩疲万嶽又千□日午買舟慰旅□□笠管衰衣回。一□

春風送夢下川源。 又 身□□勞□自閑向東忘却鎮西此布□

□住春峰暮

□□□□□ □□□□□□

辰□□□□ 至ル河役人□

□平方之□舟着□味噌漬一箱献上

〔三月二十六日〕

廿六日漱雨、従前夜濡下正六時出立、黒崎にて雨歇、正九時

小倉□中原や嘉兵衛方□□にて不都合故、同家新宅中原や久

平方え止宿着乃中食、直ニ舟欠合候処御順檢御用にて舟止

メ、彼是欠合壹艘役所え皓台寺御朱印参府と申願候ケかり□

四丁櫓にて、今般三百匁日ニ飯代百廿四文ノ管風順次第明日

乗込中管櫓一丁八十匁船銘武運丸、船頭長左衛門□七也○中

原やえ土産□□□漬三十入一箱□□□□□二□瀬戸香合一口

當家吉人墨迹一幅葛一□□□□嘉兵衛茶草□□頗雅話あり。

戌刻申して就寝

〔三月二十七日〕

○廿七日曇天、雨氣如□早飯に舵工来見へ荷物を舟に入御朱

印并御奉書同長持に入吉番之間案し嘉兵衛并舵船工へ申付

不急候間風波を犯し進むへからず。太切之御朱印に候へは

山□計り廻り行、丈夫に相□行舟の□□計を貪へからず。

此日書状相認、長崎皓台寺并に鳴□老人に寄す。今日尔前

閑暇に付、広寿山え参詣す。○正八時船頭え金四両相渡舟

証文相取中原屋嘉兵衛奥印○七時乗込中□□中菜物漬物味

噌餅等外□産□□□鉛□□

□祖忌□夜半より晴天五半時、小倉を出帆□八分頃下関□

□あしく今日繫舟役僧役人共上陸阿弥陀寺参詣、今日八半

頃順風出帆波上平穩、明六時上関え着、一夜に周防灘三十

六里を過、頗る快意たり。此夕より地藏菩薩を流しはし

む。

〔三月二十九日〕

○廿九日快霽、風止波静、海上如鏡、櫓を出しすらむ、室津
 二かり入浴浄□中食了テ九過時出帆、順風堂々□○宝積無
 契符をかさし此島にも女人形□普賢菩薩を勧請せり、日暮
 より逆風にて予州欽津和といふ浦々繋く終夜ここにあり。

〔四月朔日〕

○四月朔日快晴、朝五前より櫓をおし出、船中□□諷経□□
 □□四時鹿老門と嶋にかり風を□□時島人家□汁奇麗山
 水、□□□□おし出し芸州御手洗嶋を過ぎ笹島にかゝり天
 明にいたる。

〔四月二日〕

○二日正六時、順風笹島を出、満腹有風、四前風東南に吹、
 帆をおろし揺櫓四過より風あしく潮逆ひ鼻くりの瀬戸にか
 り日夕に及ふ、暮六時より潮よく揺櫓して行と八里備中弓
 削にかゝる

曇天、明六過弓削をおし出す、逆風高□舟中菓

□□□□□□ □□□□□□

□□□□□□ □□□□□□

〔四月四日〕

○四日大日曇天、北風強し、朝の間、鞆之津に滞留す。小松
 寺に□□□内大臣重盛公之廟并に手植え松を見る。○から
 なし乃薩よりたかく、榮へけかきらすかめぬ松乃一本。○
 富貴興亡水上萍、青山只有老松青至孫不在僧房在感涙沾衣
 立院□^{難小}□此日終日、北風尚鞆のうへにあり

〔四月五日〕

○五日今朝快晴、東風御より舟不能出、象頭山へ詣せんとす
 れとも、尚風便あしき由 ○舟泊鞆津、孤舟二日緊蘆湾、
 同前□帝成外山、僧院不知何所処、鐘声半夜鶏雲間、○揖
 □□□野、舟に数ふればまた深き夜の山寺の鐘○此日七過
 鞆を出、仙碎島を過て帆を張れり。此夜、讚州金毘羅宮に
 詣す。

〔四月六日〕

○六日朝快晴、正五時讃州多度津へつく、上陸金毘羅宮へ詣す、往還六里廿二丁、八半時、帰船直に出帆、○金毘羅宮に拝す時、社僧内陣へ入へき由案内す、方丈は内陣の正中へ通し、従者は内陣の左辺へ案内す、読経して下山、泊□
□并糞料を献す、

曇天昨夜□朝五半頃備前□

□岡山の□□ ○今□□□を□

躑躅の花辺○八半過備前牛窓に行く、○偶成、□□冷白、孤灯半夜青、□花三十里、拳□望前□、

〔四月八日〕

○八日、前夜より北舟篷を葦□の用意す、終夜催してふらす、正暁七時、牛窓を出、五過せうど嶋にかり□□半□舟中献供仏生会を修す、○舟中仏生会香語、一月千江生死身、篷窓転影徒迷津、□門屈棒拈為楫、白浪堆中漢此人○八時せうど嶋をおし出す、漱雨些々七半頃、赤穂□橋にかゝる、

〔四月九日〕

○九日漱雨不歇、朝五頃赤穂を出、風あしく櫓□□□五半過、室に□□□□□□に入津す。雨尚やます ○船中謾興
湿雲低似幕篷底□如年、潮湧濯崖足漁夫謡鼓舷、○八過快風、船頭船法用事打断不得止半日順風を□□満船不快之情を生ス○此行□所欲□待正西風風落舟未発、軟言責舵工○
今夕珍牛和尚十七年速夜、船中より上香菓諷経、

〔四月十日〕

○十日晴天、六半時順風、室を出、此夕より処檢上使、室より船に乗込、九州諸六□馳走船数十艘おのゝ吹□道具纏幡等を立、大鼓を打、高張を燃し郷中□□し、七半時、明石につく、従者皆人丸宮詣す、□□温飩を喫□□如七鯨吸□□○今午□今夕和尚上供諷経、

晴□□□□□□□□□□□□□□□□

繫舟□三列□身独り□行□□□□

□□穩然として兵庫を過、夜五時常安橋に着、退全大和尚
□□行宿相定め就寝、此日長崎^{即日見舞状ヲ出ス}大火十三町焼失之由承、昨

日□□□侍士三人□曾船頭へ諸入用相弘列帳に委す、

〔四月十二日〕

着後

○十二日漱雨、船中にて早飯、方丈先に御揚り、□座舟より

荷物大林え揚ル、大林へハ長崎より兼て書状遣置候故、万

事行届之奥座敷四間□切□居、四頃より快晴、荷物相改

畢、長崎へ書状を出、入浴休息舟□□□を此日□方箱崎小

竹橋本藤左エ門祠座長役近藤半□□を訪ふ、□□五□歌あ

り、以□和之○他席他郷聴杜鵑、客中客□和籬篇、羨□今

愛兼子姪、□扶歎□膝□又 □花□□旧帆□、復員扁舟

向帝郷、尚有故情不本去、□随殿水到銅房乃銅座也○今暁、役

僧乾亮一人上京、用事を整、明後日大津にて出会之鉤也、

五頃夜中橋本藤左エ門殿来訪羅□話、

〔四月十三日〕

○十三日□晴、今日橋本氏、箱崎氏、近藤氏、放土念天 殿相前肥後屋敷を弔

ふ、御座三種つゝ、今午、橋本氏より茶湯之請に赴く□侍市

中一見に出す名香七種橋本氏の乞に与ふ、今夕上京し、支

度卅石一艘買上、七半乗入、漱雨相降、夜半より晴天、箱

崎氏より久話書画一二幅展覧、橋本江戸堀五丁目○箱崎社□□□
外横町○祠堂大川筋□□□□

快□□□□□□□□□□□□□□□□

□□先□□□□□□□□□□□□□□□□

中食大津田中屋献上盃□□□□□七、一汁三菜至極丁寧、今夕草津泊、□

□□□□□止宿、依之本陣田中九蔵、田中七左エ門式軒よ

り途中迄代出右差合之也、断申来、今夕坂本や文六泊り、

御朱印、長持、貫目改なし、外巻物定式通り相改候、東海

道宿料□□已下は改□式三百五十人、尤随分丁寧也○田中

七左エ門見舞茶香壺盤献上表具軸盃遣す、

〔四月十五日〕

○十五日快晴、正六立、今日□程二大名其外上下混雑水□富

松や喜□□にて中食、然処坂下大竹や人来、今日坂下大混

雑何卒土山又ハ関ニ止宿被申来候へ共路程張付坂下小物屋

□□宿頭大竹や□人来菓子一碗献上、暮六より漱雨、小笠

原市左エ門より之菓子来軸壺幅宛遣す、

〔四月十六日〕

○十六日晴天、正六出立、石薬師御本陣小津惣左エ門方にて

中食、今夕桑名にて止宿し、忝人に先触出し置候へ共二〇

御番衆并石州津和野、日州延岡侯三頭、今宿にて四日市脇

本陣清水太平に止宿、座敷美敷快□□、善篤寺泰門和尚、

當十三日大光院へ転移、十三日入院相済申候由、右今夕賀

偈一律を綴日○一曲道従唱大風、十年昼錦照新豊以尾州人故云云

名藍人埃高□到、大光虛主席者三〇于此北地单如東海隆師頃有越州某山鏑請伏徳

□□帰祖訓、祖規有肅橋魔御竭力授之略□興国□□□賢人

□□□□□□□法□□□好□

□□□□□□□長崎□□□□□□□□□□

尚又屋敷内より船出し家呉舟役人也、旁都合可宣と申遣候

□□□□□□日七右エ門森玄仙両家え寄贈心経一冊清曆一冊深更に及桑

名藤七より返事□状来、今日関宿宰領を届道中奉行より被

渡候よし

○十七日快霽、神君諷経経祥、朝六半時出立、途中迄桑名熊野

や并に駿河や善七迎に出、四時善七へ着舩老艘借切渡海、

此家にて中食す、森玄仙より使者来、練羊羹一箱、善七献

上、塩見饅頭卅顆、八半□宮着、諸寺院数十寺、在家四十

九人、舩迄迎に来、白鳥山より駕□迎有、脇本陣小出太□

□え入諸方見舞、組重逐菓子煮□等不知、数十年□有開展

来究、夜は半過に及○四号 十歳一帰来感巨堪、六人兄弟

已亡主、旧朋不浅、吾輩子細語丁寧、□後談

〔四月十八日〕

○十八日半晴半曇、早朝熱田明神、白鳥山本師墓、先考妣之

墓に詣し、江崎氏にて親類相集中食、帰宿、明日出立之用

意、此より柴田豊大郎、山崎幾三郎、江戸え相従ふ。今又

来客如市、各方え土産分配す、七時より漱雨□□心経忘筆

板出来、校老致返す、夜雨□により

〔四月十九日〕

○十九日曇天、正六立、□宿宰領上人出、鳴海迄僧俗迎来人

三十一人、□野□□□忍にて点心を出し、前後村丸や清吉

にて蕎麦にて中食、乃蕎麦□献上、八半前、岡崎泊、油屋

清蔵、今晚二僧御番にて□宿、墨□

能登守宿り、箱根土佐少将宿り、小田原阿州房泊り、宿に

□□□□ 菓子三品□

人馬□と□共塞り被下、當家に泊りに相成す、九當家本陣

に相成候へ共、また宿□無之内故當家宿りと相定、明日人

〔四月二十五日〕

馬大不都合にて今日箱根宿迄、小田原□荷物無し、幾藏、吉助兩人相口遣、駕御□印計り

○廿五日晴天、今日東師□月□日□□拜展今日五過出立、口候三、箱

當宿と□□、中食了て□□□、神参詣、御初穂献上、小田

原迄之人馬代□宿にて払、今日八過□箱根大火之由、三島

陣も何方に居候哉、□□申役僧直に欠合例之通、乘輿通

宿一統騒動、日暮過飛脚到来、箱根宿不残焼失、土佐侯御

行、上下十人は笠を取候のみ、今午畑宿にて中食、七過小

着、無間焼出し火両方より宿を中にはさみ、右之土州様上

田原え着、尤火事にて先触刻通諸方みな相くるひ、今夕小

持願杯相開居処故、駄荷廿段□十式棹計鈍これを救ふ、家

田原に長州侯、柳川侯、延岡侯等諸外諸□夥し、本陣断申

来衆怪我道内、夜五頃、先行之者より飛脚此来、箱根より

出さし宿かのや宅左エ門に宿の今日午時に暫時雨降、出日

八丁此方迄行処出火に付、一里半辺り山中に宿相取候処、

夕晴天。

一宿之諸人山中一村え一同に落込甚物騒に候間、明朝一人

早く取下候、馬借を飛脚となり申来候、夜五半過、宿役人

〔四月二十六日〕

より明朝ゆつくりと御立可有之候、□□箱根宿馬□場相や

○廿六日晴天、七過立酒川□台越中食、藤沢前南郷□戸八左

け往来残火にて中々往来御来不申由、右之沼津に亀井侯當

エ門□□□は対馬入川舟越戸塚宿鎌倉□安左エ門脇本空□

宿に延岡侯間々山中二土州侯 家中 小田原に阿波侯□□□

罷出□座今日七過頃、保ヶ谷宿脇本陣兼子伝左エ門、當宿

□□□□

日州□□侯泊り、黄昏上下□□

成共と□□□□□不□□□□□□□□

〔四月二十七日〕

○廿七日晴天、正七時立、□□にて□暁、中食品川、八時
向島法泉寺□□主人御留守、入寺休息、七頃主人帰山、緩
話高祖宿迄一巳に諷経□□□□こ、此夜旧記を見合、例書
等致□

〔四月二十八日〕

○廿八日曇天、主人え拜金二両毛□、紙一本、茶菓子一箱、
隨身之衆へも南鐮□遣す。今午一□、午後御房主河島円
□、河島清伝へ二百疋は遣す。日雇頭紋兵衛へも百疋遣す、
使僧乾亮長老明日□□□ 十月□
月番□□□□□□
□到着□ □□□□□ □□□ □□
天中代謝礼五百疋と有り、一例書、口上書、手目録、□□
中奉、

□□手札

今般御代替付御礼并長崎 皓台寺
御朱印御□参府仕候 宿所向島法泉寺

肥前国佐加玉林寺末
龍穩寺触下 曹洞宗 皓台寺

○口上書壹通、奉書半切寺社奉行月番え相出す。長崎奉行龍
穩寺下御代

一當寺儀境内 御免許之御朱印被下置候、依之 御代替之御
礼之参府候儀、先規之通被仰付候付、今般参上仕候、献上は
壹束壹卷にて於 御白書院独礼 御目見被仰付 御暇被下候
御節、御時服三拝領仕候、先格に御座候、長崎御奉行より□
添翰被下候、弥先規之通被仰付候様奉願候以上、
天保九年戌四月 長崎 皓台寺

寺社御奉行所 宿所向島 法泉寺

○例書大奉書半切

一當寺十二代一丈、延享三年四月朔日 登城於 御白書院
御代替之御礼申上。壹束一巻献上 同七日於松間 御暇被下置候節、御時服
三拝領仕候
一當寺十四代愚谷、宝曆十一年三月十五日 登城於 御白書
院 御代替之御礼申上、壹束壹卷献上。同廿日、於松間御暇
被下置候節御時服三拝領仕候

十五代天苗長□□□□□ 登□□□□□

替御礼之御礼申上、壹束壹卷献上仕、同七日於松間

御暇被下置候節御時服三拝領仕候

右之通相違無御座候、以上

戌四月 長崎 皓台寺

右之例書、口上書、寺社奉行月番龍穩寺長崎奉行、此三

処へ出し、

手目録 是も三通奉書半切に認、龍穩寺ト寺社奉行月番と御朱印本多下総守奉行とへ出候

肥前国佐嘉国村無末

龍穩寺触下曹洞宗 皓台寺

境内

大猷院様御朱印

正保五年
二月十七日

山林竹木諸役等免除

常憲院様御朱印

貞享二年
六月十一日

同断

有徳院様御朱印

享保三年
七月十一日

同断

惇信院様御朱印

延享四年
八月十一日

同断

□明院様御朱印

宝曆□□□□

同断

□□院様御朱印

天明八年
九月十二日

同断

右之通相違無御座候以上

天保九年

戌四月

長崎 皓台寺
宿所向島 法泉寺

今日法泉寺檀頭田中金六見舞に来、本家新家両方え土産遣

す、

廿六日曇天、早朝出立、樽三人、使僧□人、侍者人 挟箱 □□□□

回動如左

一寺社奉行青山天□□殿へ□□用 服部仰□□ □□□□添

□□

口上書例書相渡持入□□□□して逢拜礼儀、壬四月十四日に□

伺に可出旨□乃引取○次に龍穩寺へ行、手札相渡、奏者別席

之通□□□□具有無之事相尋候処、不相分様子別々内拝申入

候処、方丈病氣之由にて内拝□□□□来□□申別席□上膳高

茶台出立之節、監寺和尚奏者或□式台下屋敷迄送し○次に大

中寺へ行□□不明内□計致拜具唐紙百枚唐うちは一本、湯

く約定尤寺号名札も出来之筈約束に候、□□川越孝顕寺惟一和尚使僧西核来、是二茶器一 拝具来、尾州油屋半七に延命經有之間為□相弘呉候様頼来候○今日五味平馬殿より使者来、茶菓子来、近々一夜有にて事被下申来、月末も可相成相客 今日田中家内来拜○川越孝顕寺使僧返書晋物出来

〔五月四日〕

○四□□悟谷夜前九過帰寺龍穩寺□□□□如左、○龍穩寺□□□□御礼登城□忝書可□□ □□□拙僧者
自□後目様礼□も添翰に於て□□十切□□□□□□
□り添翰拜相更候先例也○御朱印写去年御触達と□□□□
替□□□□に相認□筈尤とち本三大美農 牧野備前守 本田下総守 龍穩寺 手目録相添 本大鷹
□御朱印之通折仕立、左通り六これは御老中え出□□手目録相

○到来届之拝具なし、但し土産として宿主え毛壇式枚、看寺え沓枚、備前直正口 奏者泰瑞え百疋、典座義定え南一此二人は定式にあらず、別段罷立見合
り、○當七日役寺にて御朱印改有之付、五半時分罷出候筈、○内拝は宿主え□意間にて致候故定式なし、○内拝は

黄泉九拜として寺号なし、おもて拝は寺号、名和南拜書也、○此日亀之助、昇二郎、日光山え参詣暇遣す○

〔五月五日〕

○五日快晴、昨日八半時より大風、夜前八半時麴町より出火
□朝□半時□□明日悟谷師少し病氣にて帰国、今日尾州へ書状遣す。○今日當法泉寺大会□建衆吉祥寺より廿人余惠亮繁五并
来、式百文宛与ふ○授戒五月九日より相定、○今日梅や敷梅童子塔を弔ふ、○方丈大衆より大会中円覚講演願出。答
曰、病後講を止め成会に可講。○

〔五月六日〕

○六日晴天、悟谷和尚師ヲ□し出立、○此日法泉寺大会入寺配役○明日龍穩寺え御朱印改に行、茶事支度用意内拝具何々表拝具毛セ
ン、コレモ名斗九拜方丈役僧二人、侍一人、□□一人、挟箱一人省略○留守に竹腰山城守殿より使者来○
□□□□□□□□□□合筋橋迄□□□□□□□□□□
□□時待合并寺院七ヶ寺来皓台寺は例席□にて待時至て□

〔五月九日〕

藤本小兵衛

○九日晴天、今日円覚経開講○公坊様墨田川鷹野今日門前後
往來雨也○開講 墨河水惟雖清濁、足可濯兮纓可濯、三者
不知船筏南□、□岸脚何為北、○

〔五月十日〕

○十日晴天、円覚□席相州松石寺、武州泉立寺、浅草祝言寺^{梅投□□}
當組合福殿寺明源^{觀智}寺榮寿看寄來拜、此日青木丹波守より□
□□□□□□□□○戸川播磨守より書状

御手紙致啓上候、然は御□ □□□□□□□ □御差越御
座候様致度存候、此段可得御意如此御座候

壬四月十日

尚々此度御朱印御改之節、奉行より添使者被差出候哉之
旨、先日御聞合御座候儀、右は其御方天明度之手続書留に
て有之候哉、御取調之上本文之通御越可被成候

戸川播磨守内

皓台寺

早田広之進

御役僧中

神崎保輔

^{長崎大官司}青木丹波守より墨田川九吹可世を身□めてすめ□□□中
島広足より常しへに西によ□□□□心をはしるへになり□□
や□

今日退全は老者申晋上物台注文出府○道詰、青木氏え見舞
使僧遣す、^子□今日□□殿へ見舞病氣にて申置○小石川祥
雲寺行犬山侯用事に付対面□□□行□□歸寺

〔五月十一日〕

○十一日晴天、今日大会行乞道詰、昨日答に戸川播磨守え出
ル○青木丹波とのとひ候□□ □なから姿も水にとゝめに
や墨田川原に□□□□又 はかられて水鶏に明しおの戸□
より柴の□□よらに水□の声し□□○今日大賀^{方松}小太郎へ出
状遣す○中山能仁寺より使僧来○府南天徳寺和尚^{滿方松}來拜○中
山^{坂松}和尚^{白松}來拜○相州長福現瑞和尚□□□□□滄海老来
拜○□ □□□□ □□
□福□□□早田広之進 □□□□
□放奉行より本田侯牧野候え使者□□根何れより申置候哉

□□寺社奉行より龍穩寺え申出、夫より申伝候、尤此度長崎奉行より使者不相添旨龍穩寺え申候○同□□天明七之記録如何□□哉○答□左様之儀記録面に□覓□不申候○同當方より天明七年之長崎奉行両家共記録見合候へ共使者相添候事相見不□、若本田牧野両侯にて當家より之使者□□可相添□被申て早速相出可申、此段御談申度今日御招申候乃退出○

〔五月十二日〕

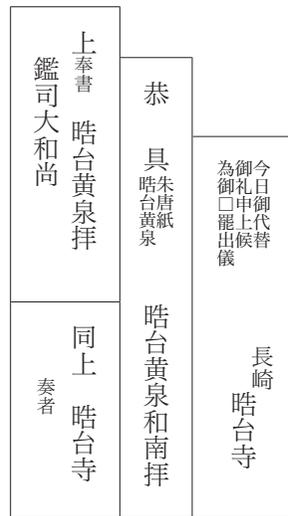
○十二日晴天、無事組合四ヶ寺え乾亮使僧へ遣す、雲衲六人拜に来○延□□□□□□○尾州契順尼来○今日□請に心し
 禪戒篇開講□□ □

〔五月十三日〕

十三日曇天、午後激雨、○豪徳寺使僧濃州龍泰寺方丈来入、明日より用意進物等出来○日雇頭門兵衛□遣す○登城下り老若寺社へ本多戸川えの手札△如左尤老中ト長崎奉行は毛氈二枚宛若年寄本多侯は壹枚宛龍穩寺宿主二枚看寺一枚奏者二束

黄泉無著の「廿一代御朱印改参府日録」について

大中総寧へ宿主一枚看寺へ式朱、奏者一朱寺社奉行衆は回動手札ノミ晋物なし。此年札老若□□朱□奉行長崎奉行え出頭三利表向拝表して監寺は折紙にして□□□□□行□



折紙打付賀拝表 □□□□□□

〔五月十四日〕

○十四日曇天、紋兵衛来入用之人足欠合○今日総泉□□□□□
 □□借用役僧退全□□□□○青木筑後守より明日之様子聞合
 に来、此方□古記録追申遣候返答公方様献上束巻御老中へ毛氈
 二 若老中へ一枚寺社奉行シナ長崎奉行ニ右之通り申遣候○今
 夕為時民読法一村中より願来布薩説戒今日之用意駕ノ泥台
 取除事□御朱印奉行本多侯えは此節回勤なし○長崎奉行久
 世氏え返翰申入事は御朱印相済候上にて可申入事○今日乾

亮青山因幡守殿へ弥明日之事承合に出候事尤外寺院は自分何に罷出常口先年も役僧出し定規

○覚 此書付奉□□□□認出す

一 皓台寺、先年より御目見申上候御用來候法服

一本緋官紗衣 一茶地縞金五条衣

右之通代々用事候以上 長崎 皓台寺

戌壬四月

役僧 乾亮

尤先年より俗服は不書上候例也、向後も尋取候は、左様可

申事、俗服は

當日登城用 白綾袷 同帯 同足衣

○青山因幡守より来達書

一 明十五日六半時 御城え可被罷出候 一回勤ノミ用

閏四月十四日

〔五月十五日〕

一 〇日雨天、正七出寺、行列如左

徒士 対箱

同 大傘 侍二人 栗色駕人 侍二人

同 同

後□人

草履杖人 役僧二人 草履一人 □壺人

雨傘二人

献上長持人二人 宰領人一人 役僧人一人 侍人一人 僕人一人 鈎台人二人 四拾人尤減少如此、

右献上長持は御城大玄関えおろし献上相出し河島円雪指図△

松之間え直ス 正六半、入城御城下乗橋にて下り下馬、先役

人立出世話□此百人組ナリ川村五助 三百疋え御玄関大番え二百疋此式人當日遣す、五

時内習礼有之暫時右□寺社奉行衆御揃習礼御老若中登城上公

方様は出座、姓松平左佐候○松平对馬守○永井飛騨守○亀井能

登守○□□愛宕僧正慈天台本院○般舟院○湯島根生院○長崎皓台寺○

讚川金毘羅金光院 真言 播州多田覇多田院に、次に八人御白書院

□社、御勝年より佐渡奉行鳥居八左エ門。御次一同

中若年寄寺社奉行、長崎奉行関三利回勤、此日雨天にて回

勤、残り分は明日回勤之筈 今日弁当持参途中にて喫布 八

半過帰寺方丈より湯茶雑煮上膳也 今日御立合。土伎山城守 水野舎人。加藤鞆貞

〔五月十六日〕

〇十六日晴天、□五前乗船、高輪迄行、大中寺隠居案山和尚

を泉岳寺□□聞了院に吊ふ、次に龍穩にて毛セン銘々□一黍

□本午齋六人え□□者□

□□□○次に長谷寺へ行不□□□

□□間忠□□□、次に大中寺□□□ □□

七百□ヲ弔ひ、築地より舟にて帰山○彦様儒者長戸官司□

□□

〔五月十七日〕

○十七日、今日當寺方丈上堂、隣寺諸山来聚相見拜、次に吉

祥寺大衆老、次に近所菴主尼僧来拜○八時長崎諏訪高木父

子来訪

〔五月十八日〕

○十八日雨天、今日公方様墨田河御延氣ノ筈、雨にて相止○

九時に乾亮明日登城之伺に出、夜に入帰寺、帰途日雇頭紋

兵衛へ欠合、明日之用意行列如十五

日 青山氏より差紙来 一明十九日五半時 御城可被罷

出候 四月十八日

〔五月十九日〕

○十九日半晴半雨、曉七時支度相揃五過登城、松ノ間に扣、

時至て□纒之間にて習礼□□□ 御暇被仰渡寺社奉行御門

番青山因幡守殿付添御目付一色主水御番御目付水野采女表

組頭□野辺終徳立合 一御暇被下 二御時服三被下 三御

暇御時□□□御礼都合三度罷出、五時下城、回勤如十五日

今晚尾州老中市谷

合羽坂五味平馬殿え請待止宿、茶式会席丁寧也、夜食信州

引□了□うす茶

〔五月二十日〕

○廿日雨天、朝六半時洗面喫茶五味平馬殿薄茶小食相伴二而

□□了テ看読○四頃□□□□□□□□□□□□□□□□

三帰戒を承く、午時うとん□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□

五味平馬殿市谷御長屋□□処御籠□□□□□□□□□□

先々一回所と□□今日□□法泉寺□□授戒も各□□□□義□

尚登城にも路近く人足等も手入有之何卒勘考御□□らと申□□□

榎途犬山殿見舞□茶口取□□し出丁寧

〔五月二十一日〕

○廿一日晴天、今日入梅、来客尾州雲興寺、相州鳳□寺、遠州積雲院、江戸中島左中来拜○明日田中金兵衛え請待、廿三日牛込天徳院え請待申来○大中寺閑居安山和尚肖像贊、成福寺斯□長老、□□贊出来遣す○五味平馬より使者此間の礼申種々送来

〔五月二十二日〕

○廿二日終日、来客紛々、午後田中金兵衛へ招請、堂頭并恵亮□□相伴田中ニ而□を□□ 都□すみ田河□にり□□□おしはつす□□規帰路梅屋敷にて喫茶○増林寺大衆某拜

〔五月二十三日〕

○廿三日、今日牛込天徳寺え招請にて暁天提唱□□晴天天徳院行種々馳走組合寺院来集○豆州最勝寺(マヤ)隠居大鏡和尚天徳え来拜旧知己也、薬石了船にて送らせ定陵後帰寺○此日堂頭并退全□□にて龍穩寺□行止宿○武州宗円寺額二枚頼来

〔五月二十四日〕

○廿四日曇天、天徳え道喆長老遣し外拜并最勝閑居浅草祝言拜具おくり○七時戸川播磨守役人○状来如左

御手紙致啓上候、先日は初て□□□□□□□□
御礼□御朱印御改に被仰出座被成□□□□□□□□□□之由
播磨守方え御差贈御座候段□□披露□□右付拙者心得之為
左之通御問合□□前文之御音物者天明度御先格に而御贈被下
候儀に御座候哉、且又其節之長崎御奉行為御答礼之御贈物
何様之品御送り被申候歟致承知度儀に御座候、若其節之例
相知兼候は、御寺御入院に付為御礼御□参府被成候節も長
崎奉行え御土産御差出物被成候哉就夫御奉行より御答礼之
贈答共之品何に候哉御振合之儀何卒乍六ヶ敷御取調被仰知
可被下候以上 壬四月廿四日

皓台寺御役僧様

戸川播磨守内

神崎保輔

右返事天明度之先格付持越物致晋上候、尤其□□御答礼相無之旨申自分継目之節参府仕候ても御奉行え晋上物致候へ共其節共御答礼物不被下候と申遣候○日暮、退全龍穩寺え帰山、泰瑞入組之由

〔五月二十五日〕

○廿五日雨天、無事尾州横井より要用ノ来○乾亮御朱印写□

□□□之内見に入○今日□□惣泉寺え供物相濟□来に行金

二百疋毛氈一枚拜呈、今日御朱印写内見相濟

〔五月二十六日〕

○廿六日雨天、今朝駒込吉祥寺へ見舞○留守麻布龍穩寺より

□味□□□書状到来一日招請被来○□□□□□□□□□□

□寺御来拜○秋葉山え廿八日招請□□□□□□□□□□

今日小石川祥雲寺より大山殿に逢要用式通差出□事

〔五月二十七日〕

○廿有七日、今日秋葉山より再請使僧来○昨日龍穩寺□僧へ

御礼書状遣す、夜間高祖遶行、然処當寺に永祖之位牌な

し、□□即□江戸へ注文代銀三十五匁にて寄付ス

〔五月二十八日〕

○廿八日法益了、秋葉山え請におもむく、終日馳走、仙石一

殿石三千相伴に相見、長崎はなし了テ揮毫多く出来、日暮仙
石より船にて送、夜に入帰寺

〔五月二十九日〕

○廿九日尽僧俗来客多し、市谷河瀬部やより女中共来説戒を

乞、墨跡を乞、今夕布薩

〔五月朔日〕

○五月朔日、終日来客多し、遠州円通寺市谷御所内□□□菓

師寺筑後守使者来菓師寺宇右衛門殿へ折し物来、○乾亮本

多候と御朱印濟□伺に土未審

〔五月二日〕

○二日晴天、今日円通寺并に菓師寺え返、謝使僧道詰遣す、

永野書画□御方え頼遣す、

〔五月三日〕

○三日晴天、壮気和尚来迎、終日無事

徳寺来着書状来乃宿付青柳町護国寺え使者遣す、代□吟□
元異郷相会復他方莫怪化城裡殷勤礼法王○上林菴帰□□○
市谷老女河瀬え音物遣す○小石川祥雲来、牛込宗参寺来外
□□

〔五月十二日〕

○十一日雨天、五過より晴、来客多し、大中寺使僧同閑居和
尚より地□一剂両□五味平馬より使者来秋葉寺伊豆最勝院
来拜、今晚尾州老女中より甘露門

〔五月十二日〕

○十二日晴天、今日□全家□□夜に付、今夜捨身○伝戒八人
○来ル十六日□□□□招請申来○當十八日、馬喰町墨江氏
より招請○當十九日は浅草組寺院より招集二日請待申入○

〔五月十三日〕

○十三日晴天、豆州修禪寺倍苗和尚、其外十式ヶ寺来拜。今
晩さんげ九時相了。終日供養□施主すみ吉也

〔五月十四日〕

○十四日晴天、上堂馴晴天終日、無事七半時より登壇相始、
九半時より諸寺甚親切終日、供養施主岡田治助

〔五月十五日〕

○十五日雨天、完戒謝拜□縁戒□戒或中より説戒、願来些説
了、只上堂遠州秋葉、豆州□□□□諸院□□□□廿人青松
寺より廿人、他邦より御朱印□、府□□三十一□尾州□□
女等来山、午時晴天、午齊遠行行益□了□□

〔五月十六日〕

○十六日晴天、今日江戸一番料理店庄家八百善え招請、秋葉
□□相伴に相連、四時より出歩、尤八百善にて町内并親類
二百人計帰戒□□七□帰寺。○秋葉山山門之額三摩施し、
三字頼来、立三尺、横四尺五寸、一□後逝去、停止十二日
依之御朱印延引。

〔五月十七日〕

○十七日晴天、住吉氏鹿島氏之招請、上下十人伴僧船にて迎來。五
半時出歩、今夜止宿近処簇本町家百人相集垂誡。願出垂戒
中鹿島別鶴画師方丈真影十一様を凶□□乃贊題し遣す。

〔五月十八日〕

○十八日晴天、五過舟に而住吉屋え相送り、浅草祝言寺にて
垂誡、浅草組合寺院東橋迄迎出、入寺小參、午前午後垂
誡、三河や五郎兵衛施主に而來參之者赤飯ヲ供養す。二千
六百人也、今夜祝言寺に止宿。○牧野備前守殿病氣にて御
朱印延引。

〔五月十九日〕

○十九日曇天、口上祝言寺ヲ辞ス。寺院送て神田橋に至ル。
○小賀小太郎に而休息□□用事相濟帰寺。○今午法泉寺且
頭田中氏□□□

〔五月二十日〕

○廿日雨天、五過大地震終日、半夏のみ。○同底□藕□先□
□□□□□□

〔五月二十一日〕

廿一日半雨半晴、永井筑□□ □□□大□□□□幾威
遣す、毛氈壹枚ツ、法泉受戒添菜、○午後、方丈□□招請
□谷治助、俳人得蕪來、○浅草曹源寺大会内願來。

〔五月二十二日〕

○廿二日晴天、円覚講中大久保觀音菴より廿四日之請に來画
師鹿島淵龍方丈之画像十一幅、戒弟之大家共被相頼出來持
來。

〔五月二十三日〕

○廿三日漱雨、無事來客多し、戸沢播磨守奥方并薩州奥方よ
り示し和歌願來、六道五戒した書贈る。

天明七丁未□□□

寺社奉行、御朱印奉行□□

仕 手札如下

御朱印改相
為御礼罷出

長崎

皓台

御朱印御改相済候、帰国可致処、浅草曹源寺大会并戒会請待御座候付帰国延引致候

〔五月二十八日〕

○廿八日嗽雨、大衆浅草大会え移る○今日牧野御朱印改伺に可指南に付正四時、船にて水道橋迄行、直に牧野え行候処、公用人池田小左衛門出會、明廿九日□□御朱印御改候処、明々急に備前守登城□□候付相成候間、来月三日本多下総守にて御守御座候間、□□御渡申候、切紙本多え今日御持參可被下と被申依之乃本多行候処、明廿九日引渡に相成、今日ハ公用人□居合不申候故、乍御大儀明日出可□□候、乃写冊手目録并龍穩寺添書牧野殿えおさめ様子申入罷候、乃浅草安居。

〔五月二十九日〕

○廿九日、今日台雲寺退全代寺にて本多え伺出す。尤病氣と申上候并宿所替候わけ相達候。○本多侯より来三日御朱印改之、切紙本文如前、○此夜大会配役詰切安居八十六人通廿九人。

〔六月朔日〕

○六月朔日、配役□□□□大清規開講。○天童鼻直眼横規□□寺来五逆児□□混沌穿竅者向人中に相仙姿□

〔六月二日〕

○二日雨天、今日御朱印伺□□□□□□大□講□両度手於駕人足晋物等用意

〔六月三日〕

○三日晴天、朝七ツ時出門。○駕□侍二人、御朱印、長持二人、宰領一人、□僧一人、伴僧一人合羽籠一荷片一箱一人長柄一人草履取一人上下□□□□六半時、南八丁堀本多下総

〔六月九日〕

○九日晴天、乾亮青山因幡守、本多下総守、戸川播磨守え病
 氣届に罷出候^{下文如}、皓台寺儀御用相濟帰国可仕候処、持病
 差起候て歩行難相成候故、滞留養生仕度奉存候、全快御届
 申上候節、長崎御奉行えの御返翰頂戴仕度、此段御申上候
 以上 戊六月 皓台寺^{長崎}役僧印

〔六月十日〕

○十日晴天、行乞山下松坂や点心、大衆隣寺随喜共百廿九人
 出分衛。

〔六月十一日〕

○十一日雨天、今日方丈本国寺^{浅草}且中仏事ニ付請待、○豆州
 修禅寺□□□梵字行香法印え頼遣候使僧西核

〔六月十二日〕

○十二日雨天、無事来客 □□

〔六月十三日〕

○十三日雨天、無事

〔六月十四日〕

○十四日晴天、無事浅草寺院え使僧道哲遣す。

〔六月十五日〕

○十五日、万松和尚使僧に而龍穩寺え上用見舞遣す。青松寺
 も□□

方丈え茶箱南縁○籠りえ南縁□差遣候南縁一歩

〔六月十六日〕

○十六日、総寧寺え方丈遷化ニ付弔□使僧退全行香資南□□
 □退全了、酬雲光院^{深川浄土檀林寺}行○青松寺より使僧来^{金二}○

〔六月十七日〕

○十七日晴天、無事。市谷屋敷女中来、午後灸治。○今日切
 三之巻講了、知事清規講了。

〔六月十八日〕

○十八日晴天、立秋なり。○退全、午後大円寺行。

〔六月二十三日〕

○廿三日曇天、法泉渋谷行、○薬師寺筑後守より之使者来、
恭使僧□□□

〔六月十九日〕

○十九日晴天。○□酬雲光院行本庄□。□水野采女行、
日世一
約松平内記石□□来約束。

〔六月二十五日〕

○廿五日曇天、退全法泉寺行○大沢仁十郎より使者来○四
□、

〔六月二十日〕

○雨天、退全、雲光院行留守のよし。終日来客のみ、行智よ
り書状来。今日林大学頭殿より用人使者来、遂菓子一箱。

〔六月二十六日〕

○廿六日晴天、法泉渋谷行之筈、○晚方法泉より状来、○□
□より見舞□

〔六月二十一日〕

○廿一日、水野采女行帰路、豆州修禅寺へ見舞、法泉大円退
全示□、今夕退全法泉寺行、○行智より書状并随求経来
ル、○幾□□□永井□沢□屋敷え使者に行。

〔六月二十七日〕

○廿七日大雨、市谷御屋敷より使来、○提婆経講了。

〔六月二十八日〕

○廿八日雨天、市谷御殿より三□仏開光願中老三人来。

〔六月二十二日〕

○廿二日晴天、市谷御屋敷より女中三人来。

〔六月二十九日〕

○廿九日半晴天、布薩説戒来参多し。

〔六月三十日、七月一日、二日〕

○晦日、七月一日、二日、如常大雨□□○小野快□来拜、

〔七月三日〕

○三日晴天、今日仏庵宅え請待、○退全戸川え滞留願出、寺印持参。

今夕仏庵にて夜□時々相成、住吉伊右衛門方に止宿。○戸

川病気全快聞届。○中勘より袈裟献上。

〔七月四日〕

○四日晴天、五半時帰寺如平生候

〔七月五日〕

○五日半晴天、早朝より青松寺林大学頭深川雲光院え□、今日休講、

〔七月六日〕

○六日曇天、染谷、守村両氏え書状、手鑑返上。

〔七月七日〕

○七日晴天、青松寺方丈来入、八過より日暮に及□話

〔七月八日〕

○八日晴天、今日布薩説法来客如常、今日大清規講了。

今日豆州殿勝寺祖居掃圀に付修禪寺スリケサ遣申候

〔七月九日〕

○九日曇天、青松寺方丈より上膳丁寧也。戸川播磨守より明

日役僧出□来別□□相渡候。

〔七月十日〕

○十日晴天、今日法華満講。○退全戸川え罷出滞留聞届出□□方丈今夕松応寺え招請。△小野久内日向守之為ニ説戒

□□□□諷経□□方丈□□□□□□□□□□
晴天□時□□□□□□

舟ニテ□川え移り、大衆は被害□血脈□□浅草□

〔七月十三日〕

○十三日無事

〔七月十四日〕

○十四日無事

〔七月十五日〕

○十五日無事

〔七月十六日〕

○十六日、川越養寿院、深川□□戒□院願箕の輪梅林寺より

戒会之事、住吉主人とて申入相断□□

〔七月十七日〕

○十七日、右落著。△八月二日より竹田丁大円寺戒会。△八

月九日より深川長□□戒会、△八月十八日より川越城養

寿院戒会相触定并請拜相濟、○今日、緇林年芳校訂畢了。
瑞泉院和尚へ□す。

〔七月十九日〕

○十九日、市谷洞雲寺え請待舟にて迎來、今晚止宿、五味平馬薬師寺筑後守え見舞、戸川殿長崎行暇乞に使僧退全遣す。

〔七月二十日〕

○廿日五過、洞雲寺出立、五味平馬薬師寺筑前守え尋、九半過舟にて帰山、□夜和泉村泉龍寺元綏和尚授戒之請にて□
□限相通り故即切□

〔七月二十一日〕

○廿一日雨天、終日無事京師へ正法眼蔵等校訂、再直に出す。

〔七月二十二日〕

○廿二日曇天、今日染谷の請におもむく、夜分に入帰り往還ともに船なり。

〔七月二十三日〕

○廿三日、今日晴天、祝言寺三河や来拝、廿七日小野日向守え請申来、

〔七月二十四日〕

○廿四日晴天、無事閑□の□こ為家内講反尔録、

〔七月二十五日〕

○廿五日曇天、曹源寺中村仏菴、聖応寺見舞為中村氏作天竺仏記東坡如□□

〔七月二十六日〕

○廿六日晴天、長慶寺来請、此方より越後縮一偈拝具遣す、午後本□□五百羅漢え参詣、□□深川八幡宮え参拝。

〔七月二十七日〕

○廿七日晴天、小野日向守□□□請、松平図書頭廿九日□□□□□の□

〔七月二十八日〕

天○□□□□□□□□□□出□松平図書来拝□時二及法泉寺□氏□祝言寺□□□□

〔七月二十九日〕

○廿九日大雨、□□町大円寺え移ル、

〔八月晦日〕

○晦日、授戒配役、晴天今日□□島坂倉□え使者亀之助遣す。

〔八月朔日〕

八月朔日晴天、今朝授戒配役。

〔八月二日〕

二百より八日迄大□□授戒
二日授戒啓建、戒弟三百卅九人、○已下、戒会中の事不

録、八日満戒、今日深川長慶寺え移り、今晚配役九日より十

五日迄長慶寺授戒

〔八月九日〕

九日戒会、啓建戒弟四百十八人、○今日退全、青山因幡守

牧野備前守え出、長崎奉行え之返翰頂戴。戸川氏は明晩参

上のはづ、

〔八月十日〕

十日、退全戸川氏え添書受持、○寛隆□□に付龍穩寺行、

○青松寺より使僧見舞来。○

〔八月十一日〕

○十一日早天、退全、寛隆龍穩寺行、○已下戒会中之儀不

録。

〔八月十四日〕

○十四日、徳山五兵衛相見に来、○因幡元島侯贄物、青松寺

より頼来。○肥前大殿より心経頼来、二紙かき遣使者并賢

崇寺同応和尚礼に来、

〔八月十五日〕

○十五日満戒、○板倉周防守殿奥方より戒脈頼来、上堂了□

出立、今夕板橋宿り三川屋五兵衛にて休足、送り人百六十

人計、三川屋にて赤飯□□出す。七過板橋本陣着、送り来

止宿。大円寺。法泉寺。円徳寺。天徳院。長慶寺。祝言寺。日輪寺。在家。□人。

〔八月十六日〕

○十六日、七時起明六過出立、大井宿迄川越より迎来。八半

川越養寿院□□

〔八月十七日〕

○十七日早朝、授戒配役現人四十七人飯後、横田氏孝顕寺え見舞、

○此夜□□□□□戒会啓建、已下七日之間□□□□惟一和尚、□□□□□

□龍穩寺用状来□退全廿一日早朝行○川越養寿院戒会、入
戒千四百廿二人、

〔八月二十四日〕

○廿四日満散、

〔八月二十五日〕

○廿五日御用にて寺社奉行稲葉丹後守殿淀城主

〔八月二十五日〕

○廿五日、御紋付共幕相用候儀、稲葉丹後守殿にて御聞届

〔八月二十六日〕

○廿六日より九月三日迄、方丈御病氣三間丁乃確田氏別也。に滞留

〔九月四日〕

○九月四日、午後江戸出立、今晚板橋脇本陣池田庄兵衛泊
り。

〔九月五日〕

○五日、明六出立、大宮宿本陣栗原弥助にて中食、今夜鳴し
□□陣瀬田庄左衛門泊り、廿四日京越後屋治兵衛え金十五
両贈ル、忠藏殿世話にて出。

〔九月六日〕

○六日七半出立、深谷□□□や五左衛門中食、今夕新町宿小
林甚左衛門泊□□此間中始終快晴今午安中、金井宗助中
食、今夕坂本永井善右衛門泊、當四日、万松寺え免状遣
行、荻著献上。

〔九月八日〕

○八日晴天、今午追分宿若林次部左衛門中食、今夕望月庄野
半平泊、

〔九月九日〕

○九日晴天、暁□重陽之拝賀了出立、七半立、○途中栗を捨
て山中無曆よりしひを、△曆てふ物こ□なければ菊の花匂ふ

山路に□ふ柴□、尔時、和田本陣米谷鉄五郎より栗飯小豆飯、今夕下諏訪伊藤留泊、乃本陣温泉に□□氷餅献上、

〔九月十日〕

○十日漱雨、洗馬本陣志村武兵衛中食、後之山より古蹟を掘出しとして和□を乞ふ、名物の蕃香切松茸等を出す。今夜□□井徳□泊り、桑紙献上。

〔九月十一日〕

○十一日晴天、福島御□所如例、
○□□□□□□□□
中食、今夕園原本陣富吉

〔九月十二日〕

○十二日晴天、中食妻籠宿本陣林□左衛門方□帳□□、□□月樵富士山、石峰□□二幅贄を乞ふ。即席望に応ず。今夕□本陣市岡長右衛門泊り、宗泉寺方丈拝拝、

〔九月十三日〕

○十三日曇天、大久手宿保々長左エ門中食、○大井問屋分、此間万松寺召連御迎に出候□え御延引之、追触来御帰山にと申、乃大井宿より今夜中飛脚にて今日御通行と申遣候由○今夕、伏見本陣泊、万松寺より迎使来居、授戒、十八日啓建之由申来、

〔九月十四日〕

○十四日晴天、伏見七立、土田にて天明、小牧宿迄万松副寺末寺、此辺寺院出迎、正七時大光院え着、万松方丈役寮一同来賀、

〔九月十五日〕

○十五日晴天、今日より十七日迄、大光院にて心経提唱、四衆□拝、

〔九月十六日〕

○十六日、大夫大道寺。高木。小笠原。山添より使来。晋物

来、風外、鉤玄ヲ□□
来拜

〔九月十七日〕

○十七日終日、来客多し、諸寺院来邸、謝物として心経忘算
一卷進上、

〔九月十八日〕

万松寺戒中不録
○十八日正五時、万松より行例迎來、移寓戒会中之事不録、
御□□御殿より女中日々来參。大衆百六十八人、○廿四
日、大夫四軒え□□使僧として乞暇、

〔九月二十五日〕

○廿五日雨天、□駕末山等山王迄送、士女岩塚迄送、岩塚に
て万松□中食出、佐屋より乗船、七時桑名すかや源七泊、

〔九月二十六日〕

○廿六日七時、豆州津玄仙途中迄出見舞、庄野本陣にて中
食、今夕、坂下大竹屋陣本陣泊、主人血脈を□書

〔九月二十七日〕

○廿七日晴天、七立、水口中食、□津□□□□
尤□□え金式百疋遣□□□□□□□□□□
使僧玉島安徳寺逢伏見え□□□□侍一人京え□□□□
正九泊、海老長、玉源見舞来

〔九月二十八日、二十九日〕

○廿八日、○廿九日早朝、伏見奉行尾州臣基左衛門同役人加藤進七郎え晋物遣、三拾石
式船、□□買切、尤壹艘代六匁五歩八間屋迄、今日伏見に
滞留、今夕下坂伏見奉行所新竹菓子成立詠草願来。

〔九月晦日〕

○晦日朝五時、大和屋林蔵より着、下り船欠合、夜□播磨や
弥七□金五両願□

〔十月朔日〕

○十月朔日晴天、退全出林板行物欠合相濟、下坂舟十一人乗
八丁立、式百六十□□引合船証文相□、尤小倉船也、此

日橋本藤右衛門、箱崎長左衛門、はりまや□家内、近藤半
五郎妻并女伊東長右衛門より見舞来、

〔十月二日〕

○二日晴天、□方乗込之的宿料并□賃百廿五匁、残銀は小
倉払之はつ

〔十月三日〕

○三日晴天、一日阿□川に淀留、○先なき□□某の身ぢみて、たく時雨□空をしりぬ
今日天保山見物に行

〔十月四日〕

○四日半晴天、朝五時おし出し七過、明石に着日□北風にて
帆を持、天明□備前牛窓に着、□□舟三十五里、小林□一
逮夜、

〔十月五日〕

○五日晴天、小林一献供諷経、□順風、天曉迄芸物□□事今日二十九

〔十月六日〕

○六日夜成嗽雨、今曉快晴、午後風あしく□□津和之浦□□
□

〔十月七日〕

○七日晴天極、逆風にて尚津和之浦に□□を□光□

〔十月八日〕

○八日逆風、八過より聊風おさまり、夕方上之関えつく、夜
半より又推切□

〔十月九日〕

○九日曇天、朝五時中□□□□□□□□上下□食今夜半
□□□□□□□□暮雨□風殆不□

〔十月十日〕

○十日朝西風□停夜□□□
西風慕雨、□、多謝□神□警策□□打破□明□□□□の上

に時□ぬ月の曇哉いつ日とまりの浦の友ふね、

夕方丈不快。

〔十月十一日〕

〔十月十五日〕

○十一日快晴、天曉新□□を出て三里行、又逆風つよく元山浦にかゝる、

○十五日曇天、七立、中原にて中食、今夕佐嘉城泊、宿屋不都合に付呉服町光明寺と申一向宗之寺に泊□、退全、昇二郎帰る。

〔十月十二日〕

〔十月十六日〕

○十二日晴天逆風、今日又元山にかゝる風波あらく繋舟おゝゆりならず

○十六日晴天、今日中食、端葉にて致、今晚嬉野泊。

〔十月十三日〕

〔十月十七日〕

○十三日北風、夜半よりおし出し、五半時下関につく。直におし出し小倉に着す。□□やに而入は中食、先触を出す。午後出立、今晚小谷瀬泊、

○十七日七過立、彼杵え五半時着、舟二艘買上出帆、然処風潮あしく、八半時、時津え着、中食今日慈母祥月、船中焚香読経諷経、時津□□暑先触延着に付、無出迎、四ツ時過、帰山大衆一列五磬三拜、帰方丈、

〔十月十四日〕

○帰山吟擬寒山詩、流為枕雲為衣雲自水由玄復帰春飛散秋葉

○十四日晴天、七半立、飯塚長崎屋四郎右工門中食、是より退全、昇次郎宰府□廟参謁、今夕山家近藤弥右工門泊、今

落処々随縁有是非俗眼知青白□□楊紫朱真俗幽中雨一霄、入□□□兄□近吾□□□輝□自依然残照□□□□□□

一、銀拾七貫目 副寺寮より請取

銀式拾二匁壹歩

蠟燭諸筆小払

払方

錢六拾七貫五文

一、銀壹貫五百式拾壹匁四錢 參府仕度

一、金壹歩式朱

東海道川越

錢貳貫三百七拾二文

諸雜用

銀六拾二匁

伏見上□□

一、銀式百六拾七匁

同毛氈代

錢式拾八貫五百五拾六文

運賃

錢三貫四百六拾八文

并諸雜用

金七兩

□□□

一、金式兩壹歩一朱

上下□□

一、同二歩

草□長□□
□物代渡又

錢三百七貫八百八拾八文

□□出入□□□

一、同拾九兩式歩二朱

拜礼并御暇

一、金拾兩三分

上下休泊茶代

銀四匁五歩

登城諸人用

銀百九拾式匁五歩

祝儀共

一、同拾四兩三朱

在府中買物

錢百式拾六貫七百八拾式文

銀壹匁三歩

諸払

一、金三分三朱

上り船賃

一、同九兩二分

在府中御出駕

銀三百目

飯料祝儀諸小遣共

銀式歩

并使僧使者諸人用

錢式拾三貫百壹文

一、同六兩壹歩一朱

御朱印改

一、金壹歩壹朱

下り船賃

銀八歩

諸人用

銀式百六拾五匁

飯料祝儀諸小遣共

一、金四兩二朱

在府中部屋雜用

錢九貫六百六拾文

一、同拾二兩壹歩二朱

龍穩寺返金

一、金式歩式朱

上下立場小遣

一、同六兩

參府入用借入分
□湖□渡ス
但福壽院返金□

一、同□兩壹分 在府中諸寺院

銀二匁四歩 并に役人□□

一、同壹兩三分式朱 下男吉□渡ス

一、同壹兩二朱 尾州諸寺院

一、同式拾七兩式分 □□□□□□

一、金式拾壹兩三步一朱 出府諸入用

錢七拾五分 毛氈壹枚代

一、同壹分 乾亮和尚へ渡ス

一、同壹兩壹分三朱 勘定不足

✕ 金百五拾六兩壹分二朱

此銀九匁五百三十九匁五厘

銀貳貫六百三拾九匁二歩二厘

錢五百七拾八貫九百三十七文

此銀五貫二百十匁四歩二厘

□銀拾七貫三百八十八匁六歩九厘

右之通相違無御座候以上

戊十月

○從長崎小倉迄

長崎 日見 矢上 諫早

大村△ 彼杵 嬉野^{四リ} 柄崎^{竹尾ナリ}四里 牛津

神崎^{三里}△松原 中春^{一應}一里半 轟 老里 田代

原田一里半 山家三リ 内野三里 飯塚

木屋瀬□里 黒崎三里 小倉^{豊州} 大坂^{摂州}

○從大坂江戸迄

枚方^{二町内}二里 橋本□□□八幡山 淀 一里 伏見^{三町}

大津^{石山}一里 膳所二里□□ 草津三里 石部三丁

□□二里七丁 土山一里半 勢州

龜山一里二十丁 庄野廿里

桑名七里 宮明神 □ 池鯉鮒

岡崎一里半 □□二里 赤阪十六丁 御油二町

吉田^{二百八十町}二里丁 二川一里十丁 白須賀一里 新井○舟○□

舞坂^{十二町}二里半 浜松^{三里}天□ 見付^{一里半}フジ見ユ 袋井一里十□

道哲 乾亮 退全^{出役} 掛川一里半 日坂^{二里}○菊川○小□ 金谷^{一里}○□□ 島田□□

道哲 乾亮 退全 掛川一里半 日坂○菊川○小□ 金谷○一里□ 島田□□

□□一里半 岡部^{三里半}○□□□□

□□一里半 府中

□□一里二丁 冲津^{二里十二丁}
○三^三松^三□□□□^{中津川}

油井一里 蒲原二里

吉原^{三里六丁} 原^{二里半}

沼津^{二里半} 三島^{豆州} 三^{三里}里^三丁^丁
□□□□

箱根□□□ 小田原^{相州}四里

□津□丁 平塚^{三里}

○従大阪西国里数大略

兵庫十里 明石^{播州}十六里

姫路^{廿四里} 西宮^{五里}

児島四十里 下津井五十里

鞆^{六十里} 広島^{芸州}

蒲刈八十里 上関^{周防}□里

下関^{長州}□四十五里

□太平□ 隅田川□□

執筆者紹介

岩佐 宣明 (本学講師……………哲学)
IWASA Nobuaki

堀田 敏幸 (本学教授……………フランス語)
HOTTA Toshiyuki

山野 明男 (本学教授……………地理学)
YAMANO Akio

虎澤 慶太 (本学准教授……………生物学)
TORAZAWA Keita

糸井川 修 (本学准教授……………ドイツ語)
ITOIGAWA Osamu

中村 実生 (本学非常勤講師……………ドイツ語)
NAKAMURA Mitsuo

川口 高風 (本学教授……………宗教学)
KAWAGUCHI Kōhū

川口 高裕 (本学非常勤講師……………宗教学)
KAWAGUCHI Kōyū

教 養 教 育 研 究 会 委 員

(会長) 岡 島 秀 隆 (副会長) 岡 田 千 昭

(会計) 近 藤 浩

石 川 雅 健 北 村 伊 都 子 河 野 敏 宏

※小 林 秀 一 澤 田 真 由 美 ※堀 田 敏 幸

文 嬉 眞 安 富 眞 澄 山 口 拓 史

※山 名 賢 治

※本号編集委員

編 集 後 記

『教養部紀要』第61巻第3号をお届けいたします。お忙しい時期にもかかわらず、論文3編・教育実践報告1編・翻訳1編・資料2編をお寄せいただき、おおよそ予定どおりに発行できる運びとなりました。編集員一同、本巻の原稿執筆、編集・発行に御協力いただきました皆様に、心より御礼申し上げます。

なお、論文の掲載順は、姓による五十音順と致しました。ご理解賜れば幸甚です。(山名記)

平成26年2月18日 印刷
平成26年2月28日 発行

(非売品)

愛知学院大学論叢
教養部紀要第61巻
第3号 (通巻第180号)

編集責任者
岡島秀隆

発行者 愛知学院大学
教養教育研究会
〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12
電話 〈0561〉 (73) 1111 (代表)

印刷所 株式会社あるむ
電話 〈052〉 (332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol.61 No.3
(Whole Number 180)

CONTENTS

Articles

- Nobuaki IWASA : Preliminary Remarks on Descartes's Proof of Mind-Body Dualism (1)
- Toshiyuki HOTTA : Beckett, *volonté du meurtre* (17)
- Akio YAMANO : The Report III (2011–2012) on Development of Agricultural Management
in Isahaya-Bay Reclaimed Land, Nagasaki Pref. (35)

Practical Reports on Education

- Keita TORAZAWA : The Introduction to Programming with Visual Basic (57)

Translation

- Osamu ITOIGAWA and Mitsuo NAKAMURA : Stefan Zweig: „Bertha von Suttner“ (73)

Materials

- Kōhū KAWAGUCHI and Kōyū KAWAGUCHI : On a Diary of Worship to Shogun for Revising
the Twenty-first Red Seal by Kosen Mujaku (176)
- Kōhū KAWAGUCHI : Buddhism in Nagoya as Seen in the *Nounin Simpou* (6) (126)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan

2014